

第九十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第七号

昭和五十七年三月二十三日(火曜日)

午前十時四分開議

出席委員

- 委員長 中山 利生君
- 理事 工藤 巖君
- 理事 宮下 創平君
- 理事 佐藤 敬治君
- 理事 大橋 敏雄君
- 理事 愛知 和男君
- 理事 白井日出男君
- 理事 片岡 清一君
- 理事 北川 石松君
- 理事 左藤 恵君
- 理事 白川 勝彦君
- 理事 地崎宇三郎君
- 理事 五十嵐広三君
- 理事 加藤 万吉君
- 理事 武田 一夫君
- 理事 岩佐 恵美君
- 理事 田島 衛君
- 理事 世耕 政隆君
- 理事 金澤 昭雄君
- 理事 山田 英雄君
- 理事 矢野浩一郎君
- 理事 津田 正君
- 理事 大嶋 孝君
- 理事 土屋 佳照君
- 理事 関根 則之君
- 理事 鹿兒島重治君

出席政府委員

- 警察庁長官官房長 金澤 昭雄君
- 警察庁警備局長 山田 英雄君
- 自治大臣官房審議官 矢野浩一郎君
- 自治大臣官房審議官 津田 正君
- 自治省行政局長 大嶋 孝君
- 自治省財政局長 土屋 佳照君
- 自治省税務局長 関根 則之君
- 消防庁次長 鹿兒島重治君

委員外の出席者

- 国土庁土地局土地政策課長 木内 啓介君
- 大蔵省主税局税制第三課長 真鍋 光広君
- 大蔵省銀行局大臣官房企画官 鏡味 徳房君
- 厚生省社会局長 板山 賢治君
- 農林水産省構造改善局長 吉國 隆君
- 建設省計画局宅地企画室長 黒川 弘君
- 地方行政委員会調査室長 岡田 純夫君

委員の異動

- 三月二十三日
- 江崎 眞澄君 補欠選任
- 小澤 潔君 愛知 和男君
- 久野 忠治君 白川 勝彦君
- 五十嵐広三君 川崎 二郎君
- 武田 一夫君 八木 昇君
- 田島 衛君 渡部 一郎君
- 甘利 正君 甘利 正君

同日

- 愛知 和男君 補欠選任
- 川崎 二郎君 江崎 眞澄君
- 白川 勝彦君 久野 忠治君
- 八木 昇君 小澤 潔君
- 渡部 一郎君 五十嵐広三君
- 武田 一夫君 武田 一夫君
- 甘利 正君 田島 衛君

三月二十三日

特別区の自治権及び財政権拡充に関する請願 (小杉隆君紹介)(第一四六〇号)

同(田島衛君紹介)(第一四六一号)
 同(依田実君紹介)(第一四六二号)
 脊髄損傷者に対する地方行政改善に関する請願 (池端清一君紹介)(第一四六八号)
 同(岡田利春君紹介)(第一四六九号)
 同(北山愛郎君紹介)(第一四七〇号)
 身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(池端清一君紹介)(第一四七一号)
 同(岡田利春君紹介)(第一四七二号)
 同(北山愛郎君紹介)(第一四七三号)
 高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願外二件(長谷川正三君紹介)(第一五三五号)
 市街化区域内農地の宅地並み課税撤廃に関する請願(長谷川正三君紹介)(第一五三六号)
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第一九号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大橋敏雄君。
 ○大橋委員 法案の審議に入る前に、一言お尋ねしたいことがあります。

それは、ことしに入りまして災害続出と申しますか、ホテル・ニュージャパンの火災事故、引き続いて日航の墜落事故、そして三月二十一日、おとついでですか、八ヶ岳の登山者の遭難事故、そし

てまた、北海道の浦河沖にマグニチュード七・三という強震の地震が発生しておりまして、浦河町が震度六だといふこと、報道がなされております。幸いに火災は起こってはいないようですし死者もなかったようではございますが、いまだに余震が続いているようではございます。住民の皆さんは大変不安な毎日をお過ごしになっていると思っております。その後の対策についてどうなっているのか、お尋ねをしてみたいと思います。

○世耕國務大臣 今回の地震は直下型と言われておりまして、この直下型地震は予知が非常にむずかしい。前震三つぐらいのところのあれはあったのだそうですが、ここまで大きくなるという予測はなかなか立ちにくかったそうでございます。

そこで、いまだ被害の詳細については調査中でございますが、死者はまずない。それから、わりあい軽傷の方が多くて重傷の人が若干名おられる。これは家屋の倒壊などによつたり家具が倒れてきたり、そういうことでけがされたというところでございました。重傷が七名でございます。今回は横の連絡が非常にうまくいきました。いろいろな断水それから停電もありましたが間もなく復旧した、こういう報告を受けております。

なお、細かい災害状況は、いま係官が、国土庁の方から三名ばかり現地に参加して被害実情調査を行っております。さらに消防と警察関係が、現地でいろいろ被害状況の調査を行っております。それから、国道二三五号が壊れて交通がちょっと滞っているところがございますが、本日復旧計画を作成することになっております。これは静内一様似間の道路だそうでございます。

○大橋委員 新聞報道によりまして、「浦河消防署の話によると、さる二十七年三月に発生した十勝沖地震を教訓に、毎晩九時から一時間、広報車が心得を流しながら町内を巡回、町ぐるみの地震対

策が徹底していたという。ことから、災害が最小限に食い止められたのであろう。これは非常に喜ばしいことではありますけれども、あれほどの大きなマグニチュード七・三、そして浦河町には六というほどの激震があるという地震がなぜ事前に予知できなかったのであろうか。直下型から予知できなかったというのには、私は余りにも無防備だと思ふのです。やはりそれなりの予知体制ができていれば、あれほどの大きな地震ならば当然事前に予知できたはずと思うのですけれども、予知体制の不備はないのか、その点はいかがですか。

○世耕園務大臣 この地震は直下型で、地表から約十キロ下のところが震源地になっているということでございます。けさほどから、いろいろ御指摘の点に関して議論のあったところでございます。私も素人でよくわからないのですが、科学技術庁あたりでも大変検討しているところなんです。直下型地震は非常に予知がむずかしい。ただそれだけじゃなくて、今後ともっと積み重ねて研究をしなければならぬところでございます。そういう報告でございます。

ただ実験する場所が主に関東と、たしか実験の場所を選定してやるわけですが、数が少ない。主に実験のデータをとるのは、東京が一番基礎観測所の中心で統計をとるわけなんです、その点に若干問題があるかなというようにございまして。

○大橋委員 これは新聞報道でございましてけれども、浦河方面といいますが、ここはもうしょっちゅう小さい地震が起きているようでございます。しかもかかわらず地震予知観測所というのは、北大の地震変動観測所が一つあるだけだということです。しょっちゅう地震が起きているようなところは、やはり何か特別な対策を施すべきではないか。

また、物事というのは瑞相といまして、大きなことは直ちに起こるのじゃなくて、必ず事前にそれらしきものが発生するのです。今回の地震が、大地震発生の瑞相ではないかという心配もなされているわけでございますけれども、新聞報道

ではこれにはつながらないという報道がございまして、それなりに安心はいたしております。この、やはりまだまだ予知の体制を確立すべきである。これはきょうの本来の議題でございせんので、この程度でとどめますが、強く要望しておきます。

それでは、きょうの法案審議に移ってまいりたいと思ひます。

税金というものは、その徴収されたお金というものは、国民のため、あるいは社会のため、人のために使われていくものでございまして、そういう意味からいって、税金を納める者は誇らしげにあらべきだと私は思うのですけれども、ほとんどの方が税金と聞けば苦々しく思うし、不信あるいは不満、そういうものを抱えているわけですね。

それはなぜかといえ、つまり担税力といいますが、税金を払うだけの能力のある人から税金を納めさせて公平なあり方で徴収するのであれば、いまのように誇らしげない思いがあるんだらうけれども、御承知のとおりトローソーサンと言われるような税金の捕捉率のアンバランス、こういう不公平さから非常に重税感が漂っているわけでございます。特に勤労者は、累進課税方式によってもう容赦なく徴収されていくわけでございます。

いまの国の財政が非常に厳しい、財政再建の必要性はもう国民のほとんどが認識しているわけでございます。しかも、そういう中においてなおかつ国民的要望といいますが、国民的要望と申しますか、一兆円減税の声が盛り上がってその運動が展開されてきたわけです。不公平な税制が是正されないままに、勤労者の所得税の課税最低限の引き上げが五年間も放置されてきて、実は実質的な増税となつていっているわけでございます。

実は、総理府の統計局が発表した五十六年度の平均の家計調査報告によりますと、給与所得者世帯の税込み収入は一カ月平均三十六万七千七百円、前年度比で五割増のようございまして、それに比しまして所得税の対前年度比は一九・九割の増ですね。また、社会保険料は二・五割という二

けたもの上昇を示しているようです。その結果、可処分所得が物価上昇分を差し引いた実質一割減、二年連続マイナスを示しているわけでございます。大変な不公平な状況を呈しているわけでございます。

そういうことで私どもは、この一兆円減税は何としてもやるべし、とにかくこういう状況でいけば、一層個人消費の不振が深刻化して景気回復は大幅におくれるだろう、ことしの経済成長が政府見通しを大幅に下回るようなことになれば、失業率はますます増大して高齢者雇用も絶望的な状況になるであろうということ、あるいは貿易摩擦もますます悪化して景気回復は大幅に後退するであろうということから、とにかく、本日は二兆円、三兆円やっていたらよかったんだけれども、現状一兆円がやむを得ないんじゃないかなということでも主張してまいりました。

それは最終的には、共産党を除く五野党の共同提案という形で要求書がまとめられて政府・自民党もその内容に合意をしたという姿で、しかも衆議院議長の見解という形で事態は收拾されていることは御承知のとおりだと思つてございまして。そういう意味から今回の法案を見ますと、地方税の方も、特に個人住民税の課税最低限も相変わらず引き上げが行われていません。非常に不満でございますが、この点についてどのようなお考えでおられるのか、まずお尋ねしてみたいと思ひます。

○関根政府委員 減税要求が各方面からきわめて強く提出されておるといふことは、私どもも十分承知をいたしておるところでございます。ただ、所得税と地方税とちよつと事情が違つておりまして、住民税につきましては昭和五十四年と五十五年に課税最低限の引き上げをやつておりまして、いわば実質的な減税も実施をいたしましたわけですね。国の所得税が五十二年に据え置かれて、五年間そのままになっておるといふのはやや事情が異なる。地方税については、地方の財政が厳しい中にもかかわらず、やはりそれなりの減税もその後講

じてきたということではないかというふうに考えております。しかし、それにいたしましたも、お示しをいたしましたように、現在実質可処分所得が減少傾向にあるということも背景をいたしまして、減税要求が強くなつていっているわけでございます。しかし地方財政は、五十七年度の収支見直しにおいて大幅な財源不足が生じないという事態にはなりまして、お示しをしております。こういふことを考えますと、なお大変厳しい状況に置かれていられるわけでございます。こういう厳しい地方財政の状況の中で、本格的な減税を実施するといふ余裕がないわけでございます。住民の皆さん方にも御協力をいただきます。いましばらくがまんをいただきます。というのが実情であるわけでございます。

○大橋委員 なるほど、所得税の課税最低限の据え置きは五十三年度から五年間続いているわけですが、地方税の個人住民税の場合は、お示しをしております。五十五年度から三カ年であるわけですね。いずれにしましても、こうして住民あるいは給与所得者の実質的な増税といふものは、想像以上に生活を圧迫しているわけでございます。特に、景気回復の問題が論議されているわけでございます。内需の拡大が最大事であるということから、とにかく減税やるべしということになつてきたわけですね。

確かに、厳しい財政状況の中で無理だと言へばそれまでですけれども、そこには工夫が大事だと思つておられます。とにかく知恵をしぼる。五野党の修正要求の内容を見ればともわかりますように、それなりに減税に対する財源対策を示しているわけですね。これはやはり工夫をしたから出てくるわけですね。私は、いまの政府のこういう姿勢というものは、安易に流れ過ぎていっているのではないかと思つておられます。

たえば、いま話されました個人住民税の取り扱いを見ましても、課税最低限の引き上げを行わないで、単に生活保護基準額との関連で非課税限

じてきたということではないかというふうに考えております。しかし、それにいたしましたも、お示しをいたしましたように、現在実質可処分所得が減少傾向にあるということも背景をいたしまして、減税要求が強くなつていっているわけでございます。しかし地方財政は、五十七年度の収支見直しにおいて大幅な財源不足が生じないという事態にはなりまして、お示しをしております。こういふことを考えますと、なお大変厳しい状況に置かれていられるわけでございます。こういう厳しい地方財政の状況の中で、本格的な減税を実施するといふ余裕がないわけでございます。住民の皆さん方にも御協力をいただきます。いましばらくがまんをいただきます。というのが実情であるわけでございます。

○大橋委員 なるほど、所得税の課税最低限の据え置きは五十三年度から五年間続いているわけですが、地方税の個人住民税の場合は、お示しをしております。五十五年度から三カ年であるわけですね。いずれにしましても、こうして住民あるいは給与所得者の実質的な増税といふものは、想像以上に生活を圧迫しているわけでございます。特に、景気回復の問題が論議されているわけでございます。内需の拡大が最大事であるということから、とにかく減税やるべしということになつてきたわけですね。

確かに、厳しい財政状況の中で無理だと言へばそれまでですけれども、そこには工夫が大事だと思つておられます。とにかく知恵をしぼる。五野党の修正要求の内容を見ればともわかりますように、それなりに減税に対する財源対策を示しているわけですね。これはやはり工夫をしたから出てくるわけですね。私は、いまの政府のこういう姿勢というものは、安易に流れ過ぎていっているのではないかと思つておられます。

たえば、いま話されました個人住民税の取り扱いを見ましても、課税最低限の引き上げを行わないで、単に生活保護基準額との関連で非課税限

じてきたということではないかというふうに考えております。しかし、それにいたしましたも、お示しをいたしましたように、現在実質可処分所得が減少傾向にあるということも背景をいたしまして、減税要求が強くなつていっているわけでございます。しかし地方財政は、五十七年度の収支見直しにおいて大幅な財源不足が生じないという事態にはなりまして、お示しをしております。こういふことを考えますと、なお大変厳しい状況に置かれていられるわけでございます。こういう厳しい地方財政の状況の中で、本格的な減税を実施するといふ余裕がないわけでございます。住民の皆さん方にも御協力をいただきます。いましばらくがまんをいただきます。というのが実情であるわけでございます。

度額を設けられてきているわけですね。御承知のとおり、課税最低限は昭和五十五年は百五十八万四千円であったわけですね。五十六年になって百五十八万四千円、これはそのままずっと今日まで据え置かれていたわけですね。生活保護基準はこの五十六年度になって、百五十八万四千円の課税最低限を逆に上回ったわけですね。百六十二万三千円になったわけですね。逆転したわけですね。そこで苦肉の策といえますか、非課税限度額が設けられて百七十五万七千円ということになったわけですね。

五十七年度の生活保護基準を見ますと、百七十五万三千円になっていくわけですね。これまた課税最低限より大幅に逆転していき形になった。今回とられていく措置は、前回とやり方は同じ考え方で非課税限度額が設けられていくわけですね。ようやく百八十八万五千円という形に改められていくようですね。これも、こういう単なる生活保護基準との関連でのみ行おうというものは、これは余りにも工夫がな過ぎる、私はこう思うのですけれども、いかがですか。

○閣根政府委員 本来、所得課税におきます課税最低限というのは、最も望ましい形といたしましては、生活保護基準の水準を十分にクリアをしていくというのが望ましいことは申すまでもないわけですね。ただ、生活保護基準というものと税法上の課税最低限というものは、本来一つの制度の中で完全にリンクしたものではありませんから、必ずしも常にそこどころが、どの程度の差があればいいのだというような論理必然性というものがあられるわけではないと思います。

しかし、いずれにいたしましても、現在の生活保護法の考え方が、生活保護基準というものは生活の最低必要限を満たすものであって、なおかつそれ以上のものであってはならない、こういう考え方をとっているわけですね。したがって、生活の最低ぎりぎりの所得しかない人たちが、その生活を守るための生活保護基準というものと、そ

の程度の収入しかない人たちに住民税がかかってくるというの論理的にはやはりおかしいではないか、そういうような考え方を私どもも持っております。

したがって、本来ならば、正式な本格的な減税をやることによって生活保護基準をクリアしているのが最も望ましいことではありますけれども、先ほども申し上げましたような地方財政の厳しい状況の中で、本格的な減税ができないということになっていく以上、実際問題として非常に低所得者で、生活保護基準ぎりぎりの程度の所得しかないという人たちに對して課税がなされることを回避する必要があるという考え方のもとに、その部分について特に配慮をいたしました税制上の措置を講じて、非課税限度額というものを講じているという次第でございます。

○大橋委員 生活保護基準というのは、恐らく私、憲法で健康で文化的な最低生活を保障するということになっておりますから、その憲法の趣旨に沿って、ぎりぎりこれだけの生活費はかかるのだというのがいわゆる生活保護基準額だと思っております。これはもうぎりぎりだと思っております。にもかかわらず、それに対して非課税限度額を設けられる、当然のことであるわけでございますけれども。

私は、非常にここで安易だと思っております。は、住民税の法人均等割に關する問題、これが安易な対策の指摘の第二だと思っております。道府県税の中における道府県民税、これは個人分と法人分とがありますけれども、現在では税収入状況は、法人分は個人分の約三分の一、まあ三分の一まではいきませんけれども、少ない状況にありま

す。私の手元に「地方税の税目別収入額及びその割合の推移」その2、その3、その4という資料を持っておりまして、昭和三十六年度までは法人分が個人分を上回った税収になっておりますけれども、昭和三十七年度から逆転してずっと今日まで続いているわけですね。これは私はおかしいのじゃないかな、こう思うのです。法人よりも個人の方

がよけいに税金を払っている数字になっているわけですね。その逆転の割合も、非常に大きくなっているのです。

まず、道府県税を一〇〇%とみなしまして、昭和三十七年度は個人分が二〇%で法人分が八〇%、それが昭和五十三年度になりましたと、個人分が二〇%で法人分が七〇%です。五十四年度、五十五年度は、個人分が一九%になり法人分が八〇%と落ち込んでおりますが、これはおかしいのじゃないかと思っておりますけれども、大臣はどう思われますか。

○閣根政府委員 確かに、数字をお示しいただきましたように、都道府県民税の個人分と法人分のウエートが年によって変わってきておりました。法人分のウエートが相対的に個人分に対して低くなってきておるといことは事実でございます。

ただ、これは、法人分の道府県民税と個人分の道府県民税、いわゆる法人税割と個人所得割というものは一応別建ての税制度でございますし、税率の定め方がそもそも基本的に違っております。これは単に、都道府県民税の中の議論だけで決めている問題じゃございませんで、市町村民税の個人の所得割と法人割とをどうするか、同時に、国税におきます個人の所得税と法人税との税率構造をどうするかという問題との兼ね合いの中で決まってくる問題でございます。

特に最近、国税におきましても個人の所得税の方が法人税よりもウエートが高くなってきている、そういうことについての御批判もあることばわれわれ承知をいたしておりますけれども、そのこと自身、単に両者を比較してこちらの方が多からどうという議論にはならないのではないかと

いう感じが私どもとしてはするわけでございます。もともとの税率の決め方、それからもともとなります所得の決め方との兼ね合いで、こういう現象が起こってきているものというふうに理解をしております。

○大橋委員 先ほども申し上げましたように、五十五年度の都道府県民税の個人分税収は、正確に

申しますと一兆四千四百六十六億円です。これが道府県税の中に占める割合は一九%ですね。それに対して、法人分の税収はわずかに五千五百六十八億円、これが八〇%ということ、これを相対しますと、正確に言えば二・五倍になるわけでございます。それは確かに、税のかけ方に対していろいろと違いはあるにせよ、余りにもこれは違い過ぎる。また、もともと従前は法人分が多かったわけですから、先ほど言いましたように昭和三十七年から逆転してきているわけですね。そういうことから見て、今度の五野案の中では減税財源の大きな柱としまして、住民税法人均等割の引き上げを主張しているわけでございます。

ちなみに、市町村民税の五十五年度の個人均等割税収を見ますと五百二十九億円、法人均等割税収を見ますと三百七十八億円、これもずっと個人より法人が少ないということでございます。いすれにしても法人の方が個人よりもはるかに低いということは公平を欠いているのではないかと、こういう考えもありまして、当然減税財源対策として五〇%引き上げるべきではないか、こうわれわれは主張しているわけですが、いかがですか。

○閣根政府委員 個人と法人の税負担がどちらが重いのかという議論は、なかなか一概に申し上げるわけにいかぬわけでございます。たとえば、都道府県に入ってくる個人と法人の税金の入り方の問題でございますが、道府県民税といたしましては確かにいまお示しのとおりでございます。五十五年度におきまして法人分が八〇%、個人分が一九%ということにはなっておりますが、法人分が一九%ということにはなっております。法人分が一九%ということにはなっております。

都道府県の事業税というのがかかっております。その法人の事業税が、昭和五十七年度絶対額で三兆五千億一応入る予定になっております。この法人事業税が先ほどの数字の五十五年度のウエートで申し上げますと、法人事業税のウエートは都道府県税のうち三・八%入っているわけですから、法人の事業税と住民税とを合わせますと四六%、それ

に対して個人が事業税で1%でございますから20%ということで、むしろ数字としては逆転するということも実は言えるわけでございませう。

そういう形で全体を、いろいろ税目、税収を全部眺め回してからでないと、一概にどちらが重いのかということはないものではないかろうかと、いろいろ考えております。

なお、法人の均等割につきましては、数字的にはお示しいただいたとおりでございますけれども、この均等割につきましては年々税率のアップもいたしてきておりまして、この前上げましたときには、実は大規模な法人につきましては十倍というふうな引き上げもやっておるわけでございませう。今後、均等割を含めて法人税、法人の税負担がどうあるべきかということにつきましては、私どもとしても、引き続き十分検討をしいかなければならない課題であるというふうに考えております。

○大橋委員 十分に検討をしいかなければならぬ課題である、これは非常に重要なところだと思っております。ただ、事業税と合わせると逆転するんじゃないかというふうな答弁がありましたけれども、それは確かに税金というものは、総体的に把握されていかねばならぬ問題だと思っております。それじゃ、正確に総体的にそれを見ながら税法の改正が行われているかと言え、私は必ずしもそうではないように思うのです。

なぜならば、疑問の第三番目になりますけれども、個人住民税の均等割、これは恐らく、貧富の差に関係なく徴収されるのが均等割と私は思うわけでございまして、これにも一応非課税の基準額が決められております。これは、なぜそういうものが決められるのかというのが一つ。それから、もし低所得者のためにそれが決められているというのであれば、生活保護基準との関係はどうなるのか、これについてお伺いしたいと思っております。

○関根政府委員 個人の均等割につきましては

ともとは、住民である以上すべての住民が均等割だけは納めていただく、こういう考え方をとって制度は発足してきたわけでございませうけれども、やはり所得が非常に低い住民に対してまで負担を求めることは非常にむずかしいということになりまして、一定限度以下の所得の方からは均等割もいたさない、こういう形にしているわけでございませう。

しかし、その際にどこで線を引くかということでございますけれども、現在は生活保護基準との兼ね合いでは生活扶助、いわゆるまさに食べていく基本の部分でございますけれども、生活扶助額以下の所得しかない人に対しては均等割は課さない、こういうリンクといいますか考え方のバランスをとって、税率なり課税対象者が決められておるといふことでございませう。

○大橋委員 いまの答弁では、均等割というのは、確かに貧富に関係なくすべてからいただくべきよという税金だ。しかし非課税基準額というのは、その中でも低所得者に対しては配慮している。

そこで私が聞きたいことは、低所得者に配慮した内容であるならば、今回基準額が二十三万円から二十五万円に改められますね。そうしますとその額が、百五十二万八千円から百六十二万八千円に引き上げられることになるわけでございませうけれども、五十六年度百五十二万八千円、生活保護の方は百六十二万三千円です。おかしいでしょ、これは。五十七年度が生活保護が百七十五万三千円なんです。それに百六十二万八千円ですから、生活保護基準にもいかないことになるでしょう。それを下回っているでしょう。私はそこが納得いかぬわけですね。いかがでしょうか。

○関根政府委員 私どもが説明を申し上げますときに生活保護基準と一口に申し上げているときには、生活扶助のほかには教育扶助と住宅の扶助と、そのものと生活扶助と、三つ合わせた金額で議論をいたします。そして、ことしの例の個人住民税の所得割の非課税限度額というのは、この三扶助

を合計いたしました生活保護基準と比較をいたしておりますけれども、均等割というのは先ほども申し上げましたように、できるだけ広く住民に地方団体に要する経費を分担していただく、そういうもとの性格を持った税金でございます。必ずしも三扶助を合計した金額までの非課税限度額が設けられていないわけではございません。もともとが、所得のいかに問はず全員に対して課税をしてきたわけですから、それはひどいということでは、本当に低所得者の方からはいたさないでいいようにしようということでは非課税限度額を設けましたけれども、まるまる三つの扶助の合計額を非課税とするところまではまだいってないわけでございまして、そのうちの一番基本になる生活扶助の金額以下の方々に対しては課税をしない、こういうシステムをつくっているわけでございませう。その点が、一般の所得割の際の生活保護基準というふうに私たちが言っているものと数字が違うわけでございませう。

○大橋委員 先ほど申しましたように、生活保護基準は、所得割の非課税限度額の場合は先ほど言った金額になるわけですが、それと均等割のとり方は違うんだ、そういう話は理論的にはそういかもしれませんけれども、実際の生活を考えた場合、生活保護基準というものが、所得割の金額が保障されているわけですから、そこには当然均等割の方も合わせていくべきであらう。

今回二十三万から二十五万、こう変えられている根拠、これも確たる根拠があつて二十三万から二十五万になつていふと思わぬですね。まあ、この程度でいいんじゃないかということじゃないかと思ふのです。その点はいかがですか。

○関根政府委員 今回、二十三万円から二十五万円に市町村で定めます場合の基準になります金額を変えましたのは、アップ率等について、厚生省の方でやっております生活保護基準のアップに見合った形で非課税限度額の引き上げを行っているわけでございませう。したがって、先ほどから申し上げておりますように、確かに三扶助を合計した

しました生活保護基準をクリアするところまでは至っておりませんが、二十五万円にすることに上りまして、生活保護の基本となります生活扶助の金額は十分にクリアされる、そういう金額を目標として二十五万円という額を設定したわけでございませう。

○大橋委員 時間がたつばかりですので次に移りますけれども、五野党案の減税財源の主張のほうは、公社有資産所在市町村納付金の改善というのがあるわけでございまして、これに対してどういうお考えか、お尋ねをしてみたいと思ひます。

電電公社あるいは専売公社の納付金は、固定資産にかかわるものとして、本来の固定資産税額の二分の一を納付金という形で納めさせているわけでございませうけれども、たとえば電電公社などは最近非常に収益を上げてきております。五十三年度の当期利益の決算を見ましても三千九百七億九億円、それから五十五年度も決算額で三千八百八十億円、大体四千億円の利益がずつと積み上げられてきております。これは予算額をはるかに上回つた収益であるわけですね。

五十六年度も、すでに三千二百億は間違いなく利益が出るであろうと言われていたわけでございませうが、そういう状況にあるためか、政府の方から、一千二百億円を四年間の方に納付しなさいといつてお金を取られることになつたわけでございませうが、地方財政、非常に厳しい状況にあるわけですから、こういう優遇措置は改めるべきではないか、こう思うのですけれども、いかがですか。

○関根政府委員 三公社の納付金の特例措置につきましては、地方団体からもこれを撤廃すべきではないかという議論が出てまいりまして、非常に強い要望が出されているところでございませう。われわれもいたしまして、特に三公社の中の電電公社につきましては、先生いまお話しございましたように、ここ数年間平均して四千億を上回るよう

な利益を計上しておる、こういう財政状況の中でございまして、固定資産税に見合うこの納付金については二分の一の特例というものを廃止して、まるまる固定資産税程度のは納付していただきたい、こういう考え方を私どもとしても持つてゐるわけでございます。

しかし、この問題につきまして、国の税制調査会等におきまして御審議をいただいたわけでございまして、必ずしも各方面の意見の一致を見るに至っておりませんで、五十七年度の税制改正においてそういう形に改めていくということには、残念ながらならなかったわけでございまして、たまたま現在、公社のあり方等についての議論も随調の方でなされておまして、そういう方面の動きなども見ながら結論を出すべきではないかというのが議論の大筋ではなかったかと、私どもは受けとめておる次第でございます。

もう一つ問題がございまして、三公社の中には国鉄が含まれておるわけでございまして、国鉄は御承知のようにいま大変財政的に苦しい状況にあります。こういった中で、果たして二分の一の特例を廃止してまるまる納付することができるとか、こういう問題もあるわけでございまして、一特例を廃止するという方向で問題の解決を見ますように、私どもとしては努力をしていきたいと考えておりますけれども、なお結論を出すまでには簡単にはまいらない、相当の時日を要するものというふうにお考えおる次第でございます。

○大橋委員 いまの局長の話は、二分の一の特例は廃止したいという気持ちでいっぱい、公社といつても国鉄は非常に赤字だ、一概にそういうわけにいかどうか、いろいろ今後検討していきたいという話だったので、これはやはり大臣の意思が大きく反映していくところだと思っておりますので、大臣の見解もここで述べていただきたいと思つておる次第でございます。

○世耕國務大臣 これは非常にむずかしいいろいろなあれがありまして、なかなかそう簡単にはいか

ないかと思つておる、地方団体からの強い要望、それから第十八次地方制度調査会の答申、そういうものを踏まえまして、自治省、われわれの方といたしまして、特例措置は廃止すべきである、廃止すべき方向で努力していきたい、こういう考えの上に立つておるものでございまして。

○大橋委員 ひとつ地方団体の要望が実現しますように、一段の努力を要請しておきます。それから、五野党の減税財源の柱の、もう一つは、地方公共団体の行政経費の節減、地方公共団体の経費の合理化、効率化等によって行政経費の節減を図っていくということ、かなり大きな財源の抽出を考えておるわけでございまして、つききのうかの新聞報道によりますと、地方公務員依然高給、国を六・七%上回る「云々」というような内容の報道もなされておるようでございまして。地方団体の行政経費の節減というのは非常に重要な課題だと考えておりますが、自治省としてこの点どういう考えで臨んでいかれるのか、お尋ねしたいと思つておる次第でございます。

○土屋政府委員 地方財政は、五十七年度の見通しにおいてやや均衡がとれるという考えで運営をしていくことになっておられますけれども、現実には大変累積した赤字がございまして、厳しい状況にあることは変わりがないわけでございまして。そういった意味からも、また国民の要請にこたえなくても、行政経費を見直してその節減合理化を図っていくというところは当然でございまして、私どもとしても、今後ともそういう方針に従つて地方団体を指導していくという気持ちでございまして。

○大橋委員 地方公務員の給与が、国家公務員よりも六・七%全体としては上回つておるというところが報道されているわけですが、地方自治体としてはそれなりの経費節減の努力はなされておると私は思つておる次第でございます。ただまだまだあるのではないかと、われわれ五野党の立場からは相当の経費がここからも出てくる、こういうふうに見ておられますので、そのわれわれの意思を体

して適切な指導をしていただきたい。もう一度答えていただきたいと思つておる次第でございます。

○土屋政府委員 地方財政については、地方公務員の数の問題あるいはこの給与水準の問題等について、いろいろな批判があることは御指摘のとおりでございます。どうも地方財政に対してやや楽ではないかといった意見があるのも、そこらに原因があるように思つておる次第でございます。しかし、私どももいたしましては、公務員数もできるだけ抑制してまいつておりますが、義務教育なり警察なり必要なものもございまして、そういうことからある程度ふえておるといふことも事情もございまして。

しかし、給与については年々下がつてきておる。五十六年度においては、六・九から六・七%というふうなラスの指数も低まつてきておられますけれども、なお水準が高いことは御指摘のとおりでございます。最近では、特に給与の高い団体には個別指導をするなど、国民の声にもこたえまして地方団体に要請をしておるところでございます。基本的には、私どもはそれは地方団体の自律性によつて達成されるべきものだと思つておられますけれども、現状の中においてはさらにこれを強力に指導していく必要もあると思つておるわけでございまして。そういう方向で、できるだけ努力を今後とも重ねていきたいと思つておる次第でございます。

○大橋委員 次に移ります。疑問点の第四でございますけれども、今回の法案を見ますとガス税の免税点が一万円から一万二千円に引き上げられておることですが、これは結構なことだと私は思つておる次第でございます。しかし、免税点の引上げを必要とするのは、ガス税の方ではなくてむしろ電気税の方ではないかと私は思つておる次第でございます。われわれ公明党は、もともとガスあるいは電気税は非課税にすべきであるという基本的な考えを持つておるわけでございまして。これは、空気とか水道の水と同じように生活になくてはならないものですから、そういう基本的な考えに立つ

ておるわけでございまして。これは、昭和二十五年の地方税法制定の当時からある個人消費税であり市町村税であるわけですから、一概にこれを全部取り払ふというのは無理かもしれませんけれども、一応物の考え方として、嗜好品にかける消費税としては酒税だとかたばこですね。あるいは、奢侈品、娯楽品、便益品にかける税は物品税ですかね。それから、道路整備等の目的のある受益者負担による揮発油あるいは石油ガス税があるわけでございまして、こういう消費税の内容のいずれに電気、ガス税は所属するんだらうか。いかがですか。

○閣根政府委員 ガス税、電気税は、一種の消費税であるというふうに分類をされるわけでございまして。消費税の中には、いまお示しのようないろいろな税目があるわけでございまして、ある特定の消費という行為について消費税が課税されるわけですが、その課税が別途ほかの政策的な目的を持つておる場合があるわけでございまして、その例として嗜好品課税、嗜好品の消費をむしろ抑制していかうとか、そういう性格を持つておるものもあるわけでございまして。そういう別途政策を持つておる消費税があるのですが、必ずしもすべての消費税がそういう政策目的を持つておるとは限らない。電気、ガス税について、あえてそういう政策目的が何かあるかということになれば、これはエネルギー対策といつても、省エネルギーの促進的な効果を副次的に持つ消費税であるということが言えるんじゃないかと思つておる次第でございます。

○大橋委員 私は、これは非常に問題視されておる一般消費税的な発想からの税金じゃないか、という指摘したいんです。電気税もガス税もともに、先ほど言いましたように昭和二十五年、地方税法の制定当時から実はあつて、その税率と免税点——免税点は昭和三十六年以降置かれておるわけでございまして、その税率にせよ免税点にせよ、いままでその改正に当たつてはともに同じペースですつと進んできたと思つておる次第でございます。

そのバランスが昭和四十九年度から崩れているわけでございますけれども、これはどういふ理由によるのか。特に、電気よりもガスの方がずっと大幅に税率もあるいは免税点も好転してきているという状況にあるわけですが、それはいかげな理由によるものか、お伺いいたします。

○閣根政府委員 先生御指摘をいただきましたように、電気税とガス税というのはもともととは、設立当初は同じ一つの電気ガス税という税目で、同じ税で考えてきたわけでございますけれども、その後二つに分離独立したわけでございます。これはそれぞれ、電気税とガス税というものの性格が違うではないかという点も議論の根っこにございまして、分離をしたわけでございます。

それで分離後におきましては、それぞれ税率も変わってきておりまして、電気税は現在五%、ガス税については二%、これが標準的な税率になっているわけでございます。それから、免税点につきましても変わってまいりましたわけでございます。免税点につきましては、いま電気が三千六百円でございますし、ガス税につきましては一万円でございます。法によりまして一万二千円に引き上げようとしているところでございます。

ガス税につきましては、それが民需用がほとんどである。電気につきましては産業用等も相当多いわけでございますけれども、ガスというのは通常厨房用でございますとかお風呂用でございますとか、そういうものに圧倒的の大部分のものが使用されておる。そういう性格もございまして、特にまた、代替的な燃料としてプロパンガスというのがございます。そちらには税金が課されていないというふうな事情もございまして、そういうこともろもろの事情を勘案いたしまして、ガス税につきましては税率も電気税に比べて相当低く下げ、免税点も相当程度高めてきているというところであります。○大橋委員 いま言われましたように、プロパンガスの方には税金は課せられていないわけですが、

ね。そういう意味から、こうしたガス税の方は、税率、免税点も大幅に変わってきたんだと思うのですよ。昭和四十九年十月一日、ガス税の税率は五%、免税点は二千七百円。五十年一月には税率が四%に下がり、免税点も四千円。昭和五十年の六月には税率が三%に下がり、五十二年の一月一日にはさらさら税率が二%まで下がりましたね。そして、免税点の方も五十年の六月から四千円になって、それがずっと五十二年の一月まで続きまして、五十二年の六月一日に、税率の方は二%で今日まで続いているわけですが、免税点の方は四千八百円に引き上げられ、次に五十三年六月一日には六千円、五十四年五月一日には七千円、五十五年六月一日には一万円、そして今回一万二千円になるうとしていくわけでございますが、私が調査しました内容で申しますと、現在の免税点の一万円でもうほとんど税金は課せられない状況の中にあるんだ、それをわざわざ一万二千円にまでする必要があるんだらうかというぐらいに実態はあるわけですね。

ガスの標準家庭の使用量、これは東京瓦斯の場合なんですけれども、七立方メートルになっておりますが、この代金が五千六百十三円ですね。いま、免税点が一万円ですから税金はかかりませんね。また、ピーク時にしても、これは一カ月平均使用量を見ますと、これも東京瓦斯の場合ですけれども、百立方メートルで代金が七千七百二十円ですから、これも免税点以下です。ですから、改正前の一万円以下にあるわけでございます。これが一万二千円に引き上げられて悪いとは言いませんけれども、余りこれの恩典に浴する者がいないというところになるわけですね。

それに引きかえまして電気税の場合は、五十五年五月一日から税率五%となりまして、免税点は三千六百円ですね。この三千六百円で使える電力量というものは、これはまた東京電力の場合でございますけれども、百四十キロワットですね。三千六百円というのは百四十キロワット相当だということになります。ところで、その標準家庭使用量

を調べてみましたら、百九十キロワットですから、免税点をはるかに上回る内容、料金として五千八百円になるようにございまして、したがって、免税点の三千六百円を超過しているわけでございます。

このガスにせよ電気にせよ、これは基礎控除方式ではございませんので、免税点を一円でも超せばもう根っこから税金を取られるわけでしょう。そうしますと、電気税の方は免税点はあつてなきがごときものであるということになって、私はここに非常に矛盾を感じているわけですが、この点についてどうお考えなのか、お答え願いたいと思っております。

○閣根政府委員 ガス税につきましては、確かに現在の一万円でも、使用世帯のうち八五・三%の世帯は免税点以下でございます。これを一万二千円に引き上げますと、さらに非課税世帯の割合がふえまして八八・四%に上がるわけでございます。しかし、御承知のようにガスにつきましましては、都市ガスを実施をいたしてガス税を払っているところは全国三千三百の地方団体の中で六百十七団体しかないというところをございまして、プロパンしか使っていない都市とのバランスの問題等もありまして、このガス税につきましましての減税要望というのは非常に強いわけでございます。また、たまたまそういうプロパンとのバランスを考えながらやつていかなければいかぬということもございまして、この非課税世帯の割合を高めることも決して実際問題として意味がなはないと私もは考えておるわけでございます。

それに引きかえ、電気税の免税点が低いではないかというところもございまして、一応五十五年の五月一日にこの前の免税点の引き上げを実施いたしました。それは例の電気料金的大幅なアップがなされたときに、電気料金の上昇に見合つて免税点の引き上げも実施をしたわけでございます。五割上げたわけでございますが、その後電気料金というのは比較的安定をいたしておりました、少なくとも九電力会社に関する限りは料金値上

げがなされていまいというふうなことを反映いたしまして、今回は据え置きにさせていただきますわけでございます。

この三千六百円の免税点によりまして、使用世帯のうち四五%の世帯が免税点以下になりまして、課税されていないということになっていくわけでございます。大まかに言いますと、半分程度の家庭は電気税の課税がなされていないというところでございます。それから、免税点設定の意味というのは、私はそれなりに相当あるというふうなことを考えております。

ただ先生のお話は、私どもとして受けとめておりますのは、そもそもこういった電気税とかガス税とかいうようなものは、税として要らないのではないかと御主張が基本にあるかと思われまが、消費税についての考え方がいろいろあるわけでございます。私どもは、やはり電気の使用量というものは、所得の多寡を非常に強く相関度を持ちながら反映しているものであるというふうなことを考えております。したがって、この電気税というものは、所得課税を補充する税としてきわめて意味のある税であるというふうなことを考えておるわけでございます。

たびたび申し上げておりますように、地方財政は非常に厳しい状況でございます。特に、自主税源の拡充強化というものが必要でございますけれども、なかなかまとまらぬ税をこしらえるということが実際問題として非常にむずかしいわけでございます。いろいろな問題をあつちあつちでございまして、いろいろ問題をあつちあつちでございまして、小さなそういう税を大事に守つていかなければ、一口に自主税源の増強といつてもむずかしい問題があるわけでございます。

そういう意味におきまして、適切な免税点を設定し、それを絶えず見直すことによつて、本当に低所得層といえますか、そういうものに対して過重な税負担がからぬような配慮をしながらも、この電気税、ガス税というものは守つていきたいというふうなことをお考えしております。○大橋委員 それで大臣、電気、ガス税は、いま

の局長のお話では撤廃するわけにはいかぬのだというのでございますが、それは公平を期す意味からやはり電気税の免税点をこの際引き上げるべきだ。先ほど私説明しましたとおり、東電の場合ですけれども、標準家庭の使用量が百九十キロワットになっているわけでもございまして、免税点の百四十キロよりもはるかに上回っているわけでもございます。確かに四十数%はその恩典に浴しているというものの、ガス税に比べるとまだまだ電気の方はそうではないわけですから、公平を期する意味において、今後電気税の課税最低限を大幅に引き上げてもらいたいことをお願いしたいのですが、いかがですか。

○世耕國務大臣 電気、ガス税の御議論は非常に興味深く拝聴してはいたのですが、やはり消費税の中でこういう種類の税金というのは生活に密着した税金なんで、いろいろな御議論が出てくるものと思っております。

ただ、地方税の場合どういふ税源があるかというの、細かいところでずっと出していけないとなかなか税金が集まってこないというの、も実情のようでもございまして、免税点をいろいろ移動させるといふことは、それだけこの種類の税金が生活に密着した大切なデリケートな意味を持ったものだらうと思つて、それでどういふふうないろいろな見直しとか操作がなされると思うのですけれども、電気税の方はいますぐとなるとちよつと問題になるかもしませんが、私は今後とも十分検討していく価値のあるものだと思つて、御指摘のような点で今後いろいろ検討して努力してまいりたいと思つております。

○大橋委員 それでは、大幅に改善していただけるものと期待をして次の質問に移ります。

国保等の国庫補助金の一部を都道府県負担にしようではないかというところが去年起こりまして、大問題になつたわけでもございまして、それが検討事項ということで今日まで延ばされてきたわけでもす。たしか昨年十二月二十一日だつたと思うのですけれども、大蔵、厚生、自治三大臣の合意事項がなされたと聞いておりますが、いかがです

か。

○土屋政府委員 国保の問題につきましては、昨年の臨調の第一次答申の趣旨もございまして、年末までに政府内でいろいろと検討したわけでもございますが、結果としては御承知のように、都道府県に医療給付費の一部を負担させるということには五十七年度はやらないうことになつたわけでもございまして。しかし、その際に三大臣の間で、「国、地方の役割分担を含め、医療保険制度等の全体の体系の中における制度のあり方について検討する」ということになつておるわけでもございまして。それに基づいて関係省庁でいろいろ相談をしたわけでもございまして、今後所管省でございまして厚生省を中心にしていろいろ検討していこうということになりまして、近くそのための国保問題についての懇談会というものが設けられることになつておるわけでもございまして。

その中には私どもの意見を入れて、地方団体関係の代表者それから地方行政に造詣の深い方、そういう方も含めて懇談会をつくらうということになつておりますので、今後の検討の過程においては地方団体の意見も十分反映されるものと存じております。しかし、事柄が事柄でございまして、私どもとしても非常に強い関心を持っております。地方団体の意見も踏まえまして関係省庁の間で十分協議をし、適切な結論が得られるようにしたいと思つておるところでございまして。

○大橋委員 これは大臣にお尋ねしたいのですけれども、「一、昭和五十七年度予算における国民健康保険給付費並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当の給付費に対する地方負担の導入は行わない。昭和五十七年度においては、国民健康保険の療養給付費補助金等について、十一月分の所要額を計上するものとする。二、国民健康保険等については、今後速やかに、国、地方の役割分担を含め、医療保険制度等の全体の体系の中における制度のあり方について検討する。」これが大

蔵、厚生、自治大臣の合意事項だと報道されてい

るわけでもす。

これを簡単に要約しますと、五十七年度は地方負担は行わない、そして国民健康保険の療養給付費の補助金等については、十一月分の所要額を計上する、一月分は後回しにするということでもすね。それで一月分は浮いてくるわけでもすけれども、これはあくまでも五十七年度限りであつて、次年度からはそんな当分はできませんね。ということになると、また大きな問題がどうしても残るわけでもす、二番目の「国民健康保険等については、今後速やかに、国、地方の役割分担を含め、医療保険制度等の全体の体系の中における制度のあり方について検討する。」この「役割分担」というのは、簡単に言えば地方の肩がわりというふううに受けとめていいのかがどうか。この辺、大臣からちよつと聞いておきたいと思つております。

○世耕國務大臣 覚書については、御指摘のとおりの内容でございまして。

それから最後におつしやられましたのは、国民健康保険の地方一部負担がわりの問題が五十八年からまた出てきはしないか、こういう御質問ではないかと思つております。

これは、われわれの方の考え方を大蔵、厚生の方に率直に申し上げたのですが、国民健康保険の給付というものは、一応各自自治体が代行しているような形はとつておりますけれども、実質は普通健康保険と同じように国が主宰をしまして、それに對して保険者、被保険者の自己負担も一部あるわけでもす。そういう形で、国民健康保険、皆健康保険という考え方のもとに国が主導して、国民健康保険も含めて全般的な健康保険の施行を行う、こういうのが保険の趣旨でございまして、そういう考え方を基盤にして、これは地方が一部負担の肩がわりをすべき性質のものではないという考えの上に立ちましてこの一部負担の地方肩がわりをお断りした、こういういきさつになつております。

ただ、今後の日本の医療は、国民健康保険も含

めましてもちろん健康保険がその中心でござい

ますが、日本の医療体系全体を見直していく必要がありはしないか、医療の内容についても十二分に検討していくべきではないか、それから内容を含んでいるところの制度のあり方についても、国全体の医療体系からもう一度考え直す必要はないか。それによつて、その中の一部の国民健康保険も改めるべきところは改め、制度の自身についてももう一度見直す必要があるかもしれない、これはあくまで全体的な立場からやるべきではないか、そういう意味で覚書における合意というものは行われたわけでもす。

○大橋委員 いまの説明で大体理解できるわけでもす、要するに、五十七年度は、一月月間のカットをすることによつて数字的なつじつまはある程度合わせられるだけけれども、国民健康保険というの国が施行していることであつて、それを地方、市町村に保険者になつていただいての仕事なのだ、だから都道府県にその負担を肩がわりするようなことは当然考えられないことな

で、それは大いに反対した。しかし、今後医療保険そのもの、医療そのものの抜本的な改善の中でどういふ姿になるか、そういう立場の中で地方の方の負担が出てくるのは考えられないこともない。そうではないのですか。

○世耕國務大臣 われわれの方の省は、この健康保険に對して地方の団体が負担するということでは、現時点から見ても将来の見通しから見ましても多分負担にたえられないだらう、こういう考え方をあくまで持つておるものでございまして。

その上に立ちまして考えているのですが、ただもう一つ健康保険全般の立場からいいますと、これは現在の医療に對する批判とかいろいろある見地から、仮に保険に對する給付の仕方が、健康保険全般に對して地方の方にも少し力点を置いていく。つまり、地方が負担するしないということではなくて、いまのところは都道府県の知事さんに一部の仕事が、名目だけかもしれませんが、委託されているような形をとつておると思つております。こ

れをもう一歩深めて、地方の方にもう少し健康保険の給付とかそういうものに関する権限を付加していくような形をあるいはとるのではないか。こういう点でも、今後検討に値するいろいろなことが出てくると思うのでございます。

そういうものも含めましてどういう形になるか、いまここではっきり申し上げることはもちろんできませんが、地方への比重をもう少し上げて、健康保険全体をもう少し締め直していく、こういう考えがあることは事実でございます。

○大橋委員 時間の関係もありますので、強く要望しておきたいのは、従前のような、ただつじつま合わせ的な地方負担の肩がわりということだけはないように、しっかり地方自治体側に立った立場で協議あるいは対処していただきたいことを強く要望しておきます。もう時間がほとんどなくなりかかってきたのですけれども、あと土地の問題にちよつと触れてみたいと思うのです。

土地税制の改正点が今度もかなり出ているわけでございます。私が一番冒頭に申し上げましたように、税金というものは公正妥当なものでなければならぬのだ、そうでないからこそ一般庶民は重税感にさいなまれて不満を抱いているのだ、こういうことを申し上げたわけでございますが、この土地税制の改正内容を見ましても、私はそれを強くするところでございます。

なぜならば、土地を持っている人というのは、どちらかと言えは金持ちの方ですよ。資産を持っている者にはいろいろな形で優遇措置が図られている。その反面、勤労者、弱者、たとえば中学を卒業したばかりの人の初任給などは、労働省の五十六年六月の調査では八万五千円だそうだが、ポータスがそれに四カ月ほどついて百三十六万円になるのです。高校卒十八歳男子で、これも五十六年六月の調査で九万八千四百円、これにポータス四カ月分がついて百五十七万四千四百円、こういう低い給与に対して容赦なく税金は取られていくわけですね。いま言いましたように、大きな土地を持っている資産家の人々には優

遇措置が図られていくということは、これまたやはり不公平税制の是正の一つの大きな問題点であろうと思ひます。

今回の市街化区域の農地にかかわる課税の適正化措置といたしまして、三大都市圏の特定の都市のC農地まで拡大された、これは私はいいことだと思ひます。拡大されたわけですから、ただし評価額が一坪三万円未満のものは除外するということになっておる。これも自治省は、もともと二万円だという考えがあったようですね。また、従来、三大都市圏の市の市街化区域のA、B農地は宅地並み課税の制度になっていたわけでございます。

けれども、これは御承知のとおり、三年以上営業の意思があれば免除するのだ、農地としての課税しなされていなかったわけですね。今回の改正で、いま申しましたようにC農地まで宅地並み課税ができるようになるわけでございますので、一見非常に厳しい状況で対処されるみたいに見えるのです。

一見むちのよう思われるわけでございますけれども、現行の免除措置を改正して、十年間営業の意思、これは十年間といつても実質は五年になっているようにございます。これは五年間で再確認していくのですか。その間は徴収猶予されるという事になっていて、私はこれは実質的な骨抜きではないか、こういうふうに見ているわけでございますが、いかがですか。

○閣根政府委員 長い間の懸案でございました宅地並み課税の強化の問題は、強化の方向で私どもとしては立案をし、御提案を申し上げているというふうには実は考えておるわけでございます。

御指摘いただきましたように、三大都市圏の市街化区域農地というのは、現在大まかに申し上げまして七万ヘクタールあるわけでございます。従来は、そのうちA、Bの合わせて約一万ヘクタールだけしか宅地並み課税が適用されていなかったわけでございますが、残りの約六万のC農地にまで拡大をするということにいたしましたわけでございます。

ます。ただ、そのときに、営業を継続する意思のある者に対しては十分配慮をすべきであるということ、は、政府の税制調査会からも前々から御指摘をいただいておるところでございますし、また各方面の御意見を聞きおきまして、現にまじめに農業を継続したいという意向のある人々に対しては、これはもう十分配慮すべきであるというところが大方の御意見ではなかったかというふうに私も受けとめておるわけでございます。したがって、今回法案を準備いたします際にもこの点を配慮いたしまして、徴収猶予制度というものを設けたわけでございます。

従来は、御指摘がございましたけれども、減額制度ということで、単年度単年度の勝負でございまして、三年以上にわたって農業をやりたいという意思が一応ある農家に対しては、一年ごとに減免措置を講じてまいったという制度でございました。それを強化する意味で、十年間の営業の意思というものを認定の基準にいたしました。そういう期間農業を継続したいという方に対しては、徴収猶予制度をとるというところでござい

ます。実質五年間ではないかということでございますが、これは徴収技術上の要請からまいりました区切りでございまして、あくまでも営業の意思があるかどうか、その基準は十年でございまして、私は五年間しか営業の意思はありませんよということとを言つてまいりました場合には、法律上徴収猶予の対象になる適格性を失うわけでございます。まして、市長はこれに対して営業継続農地としての認定を行うことができないということになるわけでございます。あくまでも十年以上の営業の継続の意思というものが必要である。それを農業委員会を経由して、そこでもいろいろ御意見をいただいて、間違のないものについて市長が営業継続農地として認定をしていく、こういうシステムをとっておるわけでございます。

五年間といたしましたのは、租税債権、賦課権が五年間で消滅してしまうというふうなことも一方にございますし、また、毎年毎年出てくる徴収猶予を十年間も続けて繰り返していくということ自身に大変な事務量の増加も伴う、いまの行政の簡素効率化という趣旨からもできるだけ事務手続は簡便に済ませる方がいいということ、五年間に区切つたような次第でございまして、あくまでも実態は十年というふうには私どもは考えておるわけでございます。

最後に、一つ確認したいことがございます。五年の再確認ですね、五年目に再確認する。十年の営業の意思があるかどうかということが基本だけれども、五年目に再確認してまだ営業の意思があれば、その五年間は免除しますよ、猶予ですね、それ以内にもし土地を売つたような場合には宅地並みの税金を取りますよ、五年間もしそういうことがなく、さらに営業の意思があれば免除します。ところが、その次の年に急に売つたか、売つた、そういう場合には、宅地並み課税というものは一年間のみになるのですか、それとも先の五年もさかのぼって宅地並み課税がなされるのか、その点ですね。

○閣根政府委員 設例のような場合には、最初の五年間は農地として約束どおり保全をしたわけでございますので、前の五年間分については宅地並み課税はいたされません。いわば農地並みの課税でおしまひになります。それで後半の五年間に入りまして一年たつてやめてしまふという場合には、一年分が宅地並み課税をされるわけでございます。前の五年間は宅地並み課税はなされません。

○大橋委員 最後、土地税制改正の目的は宅地供給促進にあると私は思うのです。だから、これはあくまでも厳しくしないと出でこないと思うのです。だから十年間は猶予期間として、確認は五年

でいいですけども、やはりその免除は十年間にまたがっての猶予としない意味がない。三年が五年に延びただけだということになるわけですね。ここは非常に重要なところでございますので、後日また議論したいわけでございますが、大臣の御見解を伺って質問を終わりたいと思っております。

○世耕國務大臣 御趣旨はよくわかりました。衆議院の予算委員会が公明党の正木さんが、一歩前進かなという御趣旨の質問をされたのでございまして、われわれも前のよりは今回の方がいいかなというふうにも思っております。それから、御指摘の点も、大変厳しい御指摘でございますが、その点も勘案いたしまして、実はこのぐらゐの年度の改正案になったわけでございまして。公明党さん、先生の御指摘などもぜひ参考させていただき、こういう状態になったわけでございまして。

○大橋委員 正木先生の質問の一步前進というのは、三年が五年になったのは一歩前進であるのだけれども、本来十年にしましたよという自治省あるいは法案の趣旨からいけば、実態的には五年なんだから、これはごまかしだと言っても私は差し支えないと思うのです。もっと基本的な立場に立って再検討を促したいところでございます。

○中山委員長 部谷孝之君。
時間がかましましたので、終わります。

○部谷委員 五十六年度の税収の確保の可能性についてお尋ねいたします。
現在、国の五十六年度における税収の低迷状態が続いておりますが、大蔵省が三月八日に発表いたしました一月の一般会計税収によりまして、昨年四月からことしの一月までの累計額の前年同期比は一〇・五％増、こういうふうになっております。先般の補正後の見込みであります一八・五％増を八ポイントも下回っております。そして、一兆円近い減収は恐らく避けられないだろう、そういう状況にある、こういうふうには言わなければならぬと思っております。

〔委員長退席、宮下委員長代理着席〕
国税の収入見込みは、このように非常に厳しい

状況にあるわけでありまして、地方税は、五十六年度地財計画での当初見込みに対しまして、年度末の収入が計画割れをするという心配はないのかどうか、まず御答弁を願います。

○関根政府委員 税収の見通しでございますので、必ずしも明確に、こういうことは絶対に云々というふうな答弁が申し上げられないわけでございますけれども、現状を申し上げますと、一月末におきまして地方税の入りぐあひ、都道府県税におきましては法人関係税が非常に悪いわけでございます。国の場合とは事情が異なりまして、三月の大法人が集中しておりますが、税収が、国の場合には今年度入ってまいりますが、地方の場合には来年度に入つてしまふ、今年度入らない、こういう事情がありますので、国の場合とそここのところにおける見通しが違つてくるわけでございます。私どもは法人関係税に関する限り、地方税は今年度税収確保が予定どおりいくかどうか大変心配をいたしております。

しかし、幸いなことに、地方税に占める法人関係税のウェイトというのはそれほど高いものではないと思っております。もちろん、重要な税目ではございますが、ほかにもいろいろな税目がございます。たとえば個人関係の所得税でありますとか、あるいは自動車税等の自動車関係税、これが比較的順調に伸びておりますので、都道府県、市町村を通ずる全体の税収といたしましては、地方財政計画計上額を何とか確保できるのではないかと、このように期待をしながら、現在見守つております。

〔宮下委員長代理退席、委員長着席〕
○部谷委員 五十六年度の地財計画では、超過課税分を除いた都道府県税の収入見込み、これを前年度決算額に比べまして一一・四％増、こういうふうに見込んでおります。これに對しまして、一月末の調定額累計では七・二％の増にとどまっております。計画の見込みを四・二ポイント下回つておる、こういうことになっております。特に、法人関係税の伸び悩みが景気の停滞を反映しておるこ

とが目立っておりますわけでありまして、法人事業税では地財計画額を一月末現在で一三・六ポイント下回つておる、こういう状態でありまして、法人関係税では同じく八・四ポイント下回つておる、こういう状況にあります。

御承知のように、いま法人事業税は重要な税目ではあるけれども、まだほかにたくさんあるとおっしゃいますけれども、しかしながらやはり道府県税の最大の税目であります。そしてまた同時に、大口法人の申告がすでにおおむね終わつております。通常、曆年前年十二月までに七、八割くらいが入つてまいりますので、今後の大きな増収は期待できない。おっしゃるよう到来年へ回るのでありますから、もうすでに大半は入つてきておるといふことになりまして、このように見てまいりますと、五十六年度の地方税収の計画割れが起るのではないかと、いろいろな懸念を当然持つわけでありまして、自治省、計画割れが生じた場合にどのような対応をされるのか、御答弁を願いたいと思つております。

○土屋政府委員 昭和五十六年度の税収につきましては、団体によつてそれぞれ事情が異なるわけでございますし、いろいろと懸念材料もあるわけでございますが、ただいま税務局長から申し上げましたとおり、全体としては何とか確保できるのではないかと、期待もしておるといふ状況でございます。

ただ、法人関係税につきましては、当初見込まれた額よりも減収となる団体が出てくることは当然予想されております。したがしまして、私どもとしては、こうした団体に対しましては財政運営の状況等いろいろ検討する必要がありますが、そういうことも踏まえながら必要があると認めました場合には、減収補てん債による財源措置を含めて適切に対処し、財政運営に支障のないよう処置をまいりたいというふうに考えております。

○部谷委員 きのうの日経新聞によりまして、地方の税収不足は一段と深刻になり、五十六年度は

軒並み税収不足となる、これを補うために発行する減収補てん債は過去二番目の水準である千七百億円台になる見通しである、こういう報道をしておるわけでありまして、大体そのように理解してよろしいわけですか。

○土屋政府委員 全体としては、市町村といひますよりは都道府県の方が法人関係税の比重が多いので、そこが中心になるわけでございますが、私ども、まだ最終的な結論を出しておりませんが、ただいまお示しのように千七百億円前後の要請があるということでございます。

○部谷委員 特に、都道府県の税収の約四割を占める法人事業税は大きく伸び悩んでおる。アルミだとか石油だとか自動車だとか、伸び悩みの前回は実績を下回つたところ、私が住んでおる山口県もあるわけでありまして、石油化学関係のコンビナートの非常に多いところでもあります。そういうことで、私は特にまた心配をしておるわけでありまして、そうした減収補てん債を含めましてどのような手だてをされるのか、ほかにもまだいろいろ方法があると思つておるわけでも、どのようにお考えでしょうか。

○土屋政府委員 先ほども、当該団体の財政運営の状況を見ながらということ申し上げたわけでございますが、財政調整のための資金等を持っておるところがございます。したがしまして、税収減の少ないところはそういったものを使いながら、いろいろ工夫をされて財政運営されることも指導しておるわけでございますが、きわめて大きく各法人関係税が減つてくることは、減収補てん債ということでは、私どもは思つております。

さらに、そのみでいかないで、来年度以降の交付税上における精算でよろしいというふうなところもございまして、そういうものについてはどのような精算の方式で対応するか、五十七年度でいくか、五十七、八にかけてやるのか、これまた全体としての財政の状況を見ながら決定をしたいと思つております。いずれにしても、当面当該団

体の財政運営には支障のないようにしたいというふうにしてあります。

○部谷委員 そのうすると、減収補てん償ですと、従来後年度に交付税措置がされておるわけです。そのような取り扱いになるわけですか。

○土屋政府委員 そのとおりでございます。当該年度はそれによって歳入は埋められる、当然その元利償還が出てまいります。これは交付税で措置をいたします。

○部谷委員 次に、五十七年度の税収見込みについてお尋ねをいたします。

同じように歳入欠陥が生ずる可能性が、五十七年度の税収見込みにもあるのではないかと、五十七年度に予想されるわけであり。自治大臣が大蔵大臣と折衝された結果、五十七年度は五十年の補正以来七年ぶりに財源不足が解消されたというふうについてお尋ねをいたしますが、これは国の財政が厳しいからという理由で地方の財政需要を低く見積もって、一方では歳入を高く見積もった結果ではないかというふうに言われております。前回もそうしたお尋ねをしてみたのですけれども、明確な御答弁をひとつお願いしたいと思っております。

○土屋政府委員 御指摘のございましたように、五十七年度においては地方財政は、単年度としては収支が均衡する見込みになっておるわけでございます。私どもとしては、昭和五十七年度の地方財政計画の作成に当たりましては、歳入歳出の各項目について、現状においては最も適切と考えられる方法によりまして見積もりを行ったつもりでございます。その結果こういふことになったわけでございます。

歳出面で申し上げますならば、国と同様に抑制基調に立ちながらも、地方単独事業費については、社会資本の整備なり地域経済の振興に資するということで必要な規模の確保には配慮したわけでございます。また、たとえば老人医療給付費等、予想されます制度改正に伴う所要の経費についても必要なものを見込むといったようなことを

いたしまして、それぞれの歳出項目について所要額をできるだけ的確に見込んだつもりでございます。

また歳入面におきましては、地方税を初めとする各種の歳入について、政府の経済見通し等を基礎といたしまして、現段階で最も適切だと私どもが考えております手法で算定を行ったものでございまして、意図的に高く見積もったというものはございませぬし、収支それぞれに努力をしながら、また今後の努力によっていろいろと確保できるものと期待しながら、全体としての計画を立てたわけでございます。そういったことで、ことさらに意図的につくったものではないということをお尋ねをいたしたいと思います。

○部谷委員 五十七年度の地財計画では、地方税の伸びを一一・七%、道府県税で一〇・二%、市町村税で一三・一%、それぞれ見込んでおるわけでありまして、都道府県の五十七年度予算を見ましても一〇・二%という高い伸びを見込んでおるところはほとんどございませぬ。全国平均で見ますと六・七%というふうになっております。特に法人関係税は地財計画では、事業税一一・二%、道府県民税法人割が一三・七%というふうにして、それぞれ見込んでおるのに対して、都道府県予算案は法人関係税の伸びを四・三%しか見込んでおらないわけでありまして、このことは、大蔵省の法人税の収入見積もりを合わせてこのよう高い伸びを見込んでおられるのではないかと、思うわけでありまして、この点いかがでしょうか。

○閣根政府委員 来年度の地方税収の見積もりに当たりましては、いま先生御指摘いただきましたような伸び率で計上いたしておるところでございます。その基礎となりましては、当然、政府の来年度五十七年度における経済見通しをもとにいたしまして、国税の方もそれをもとにして推計がなされておりますし、わが方では、そういった経済見通しと同時に、国税の税収見込み等も重要な参考資料として参考にさせていただきまして、計算をいたしておる次第でございます。

○部谷委員 そこで、大蔵省にお尋ねしたいのですが、大蔵省は、五十七年度の法人税の収入見込みを現行法の改正分を入れて一五・四%アップ、こういうふうに見込まれておると思うのですが、この見込みが達成できるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○真鍋説明員 五十七年度の法人税収の見積もりにつきましては、先ほど土屋局長から、地方税収につきまして手法等についてお話もございましたように、現段階で最も適切と思われる手法によりまして計算いたしました結果でございます。現段階の見積もりをいたしましては最善の努力を行った結果ということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○部谷委員 国も地方も、私どもが考えて異常に高いとされる数字が掲げられておるような、そういう気がするわけでありまして、まさに地方財政計画と実態が乖離した、そういう状態を自治省ほどのように考えておられるのか。これだけ差があれば、計画が計画としての意味をなさないのでないか。また、地財計画で見込んだ税収を本当に確保できるとお考えになるのかどうか、重ねてひとつお尋ねいたします。

○土屋政府委員 五十七年度の地方財政計画の作成に当たりましては、先ほども申し上げましたとおり、政府の経済見通し等を基礎といたしまして、現段階では最も適切と考えられる方法によって見積もりを行ったものでございまして、お尋ねの点も御承知のとおり確保できるものと考えております。また、それだけの努力をいたさなければならぬと、考えておるわけでございます。

五十七年度の各都道府県の当初予算について見ますと、地方財政計画で見積もりました税収の伸びとの間に差があることは、先ほど御指摘がございましたとおりでございますが、地方財政計画は、御承知のとおり通年ベースで積算しておるわけでございます。それに対して現行の地方団体の予算編成に当たりましては、かなり大きな補正予算を編成することを前提として当初予算の

編成を行う団体もあるわけでございます。計画と当初予算との乖離は例年生じておるわけでございます。そういう状況でございます。私どもとしては昭和五十七年度の地方財政は、全体としては計画に見込んだところに従って運営されるものだと思っております。

○部谷委員 次に、減収問題に入りたいと思っております。

日本経済は、オイルショック以来厳しい低成長が続いておりました。財政危機も景気の停滞によるところが多いと思っております。とりわけ最近、昨年の十月から十二月期、第三・四半期ですか、その経済成長率が実質で前期比〇・九%のマイナスとなりまして、七年ぶり、しかも予想外の大幅なマイナス成長になった、そういうふうな報道されております。特に、これまで成長を引張ってまいりました輸出が欧米不況の影響を受けて伸び悩み、一方では内需が依然として伸び悩んでおります。今後このまま内需が低迷を続けてまいりますならば、ますます不況が深刻になっていくことが予想されます。

われわれは、このような状況になることを懸念いたしまして、個人消費を中心とした内需を刺激するために、一兆円規模の減税を政府に対して要求したところでありまして、申し上げるまでもなくその内容は、所得税について七千億、住民税について三千億、これを政府に要求してきたわけでありまして。

残念ながら、政府提案の地方税法の改正案には、この切なる願いである住民税の減税の内容が入っていないわけでありまして、減税を見送られた理由、これはひとつ大臣の方から明確な御答弁をいただきたいたいと思っております。

て、やはり厳しい事情であることには変わりがないのでございます。こういう点で、今回はせつかくの御要望に対してなかなか応じ切れなかったというところで、低所得者層に対する非課税措置を行って税負担の軽減に努める、こういうことでおるわけでございます。

○部谷委員 おっしゃったようなことで、前年と同じような措置でいわば逃げられたかっこうになっておるわけでありませう。財政状況が厳しいというところはもちろんよくわかるわけでありませうが、われわれが主張いたしておりますのは、景気を好転させ財政収入をも増加させていくという、そうした積極的な政策を組み込むことがいま大事であるということが、一番大きな理由として要求されてきたわけでありませう。

そこで、三千億の住民税を減税した場合に一体どれだけ地方税の増収があるか、波及効果はどのようなるものであらうか、こうしたことを試算されたいと思つておられます。

○閣根政府委員 減税の効果につきましては、当然、減税を実施いたしますればそれが消費に回り、消費の拡大を通じて生産の拡大を通じていく、国民経済の拡大要因になるというところは、私どもも十分理解をいたしておるわけでございます。しかし、数量的に定量的にそれがどの程度のものになるかという問題につきましては、学者先生たちからも、いろいろ論文の中で数字などが出ておるようでございますけれども、私どもとして自信のある数字、大体このぐらいになると言つておるわけでございます。

○部谷委員 渡辺大蔵大臣は、一千億減税しても百億くらいしか伸びないだろうと予算委員会の答弁の中で述べておられますけれども、減税が財政に与える効果を数字で予測することが困難であることは私も理解をいたします。しかし、経済心理学という言葉があるわけでありませうが、冷え切った個人消費に与える減税という心理的な効果は大いだと思います。かなりの財源が自然増収という形で税収にはね返ってくると思はれるのですが、

自治大臣は、今後このような積極策をとられるお気持ちがあるのかどうか。

政府予算が衆議院を通過するに際しまして、自民党と野党五党との間で所得税減税に関して合意がなされました。そして、議長見解という形で明文化されたわけでありませう。それによりませうと、予算成立後大蔵委員会に小委員会を設けて検討するということになりませう。鈴木総理もそのことには大いに意義がある、そして政府として尊重する、こういうふうにしておられます。あの文言を読みますと、所得税の場合に大蔵委員会で検討するということになるわけでありませうが、住民税の減税については実はいささか明確を欠いておると思はれるわけでありませう。ここに住民税減税が入らないということになりませうと筋が通らない、こういうふうにして思つておられます。住民税減税についてどのように取り扱われるか、閣僚の一員として自治大臣、お伺いしたいと思います。

○世耕国務大臣 お答えいたします。減税に関しては、国会で小委員会を設けて新たに審議をする、私どもは、その国会の御審議に対してはもちろん尊重するわけでございます。ただ、国税の方と住民税ですか、いまおっしゃられたました地方税の方は若干異なるところがございませう。必ずしも一致するわけではございませう。地方税の方は昭和五十四年、五十五年までたしか減税をしておりませうが、国税の方は変わらなければいけません。地方税の方はそういうことで若干変動があったわけでございます。ですから、先ほど申し上げましたように、地方財政大変厳しい状況にありませうので、一概にこちらの方を国税に比例してあれするといふわけにはまいらなないかと思つておられます。

○部谷委員 今度の減税につきましては、われわれはちゃんと財源も示しておるわけでございます。三千億の住民税減税をやつていただきたい。そしてその財源については、法人住民税の均等割の引き上げによつて二百二十億、それから三公社有資産所在市町村納付金の増額によつて七百八十億、さらに

行政経費の節減で二千億、こういうふうには非常に明確に、あなたの方にやつていただきやすいようにちゃんと示してあるわけでありませうから、そういうことでは国民の一番大きな願いである減税についてさらに一歩勇氣ある行動をとつていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思つておられます。

次に、自主財源の問題であります。三割自治という言葉が使われて久しいわけでありませうが、依然といたしまして地方自治は三割自治という状態にあります。昭和五十五年度の決算の状況が最近明らかになりましたけれども、それによりませうと、歳入総額に占める地方税の構成比が都道府県で三二・七％、市町村で三一・八％にすぎませう。地方自治の確立という点から見ますと、これはなほ心もとないと思つておられますが、大臣の御見解はいかがでございますか。

○閣根政府委員 地方公共団体の歳入中に占める税収の割合が、先生御指摘のように、戦後三十七年たつ現在におきましてもまだ三〇％そこそこであるという事態は、決して好ましい姿であるといふふうには私どもも考えておりませう。本当の意味の地方自治を拡充強化する上におきまして、地方税の拡充強化が絶対に必要であり、その強化のために私どもは従来からも努力をしてきたつもりでございますけれども、今後ともその方向に向けて最大限の努力を尽くさなければならぬ問題であると考へておられます。

○部谷委員 皆さん、よく交付税を含めるとファイファイファイだと思つておられるので、けれども、交付税はいわば依存財源でありますし、地方税は自主財源であります。そこに一番大きな違いがあるわけでありませう。自治省は今日まで交付税を確保するのにはまさに血道を上げてこられたと言つても過言ではないと思つておられます。そうした基本的な自主財源たる地方税について、根本的な見直しが必要であるのではないかとお尋ねをいたしましたが、いかがでしょうか。もう一度御答弁願います。

○土屋政府委員 地方団体の自主性、自律性を高めるという意味では、地方団体がみずから徴収します地方税等の自主財源を充実することが必要であることは、御指摘のとおりでございます。改めて申し上げるまでもないと思つておられます。しかし、一方では御承知のように、地方団体間には税源の偏在の偏在がございませうので、地方交付税による財源配分ということはどうしても不可欠であると思つておられます。また、地方譲与税なり国庫支出金が、地方自治全体の円滑な運営に一定の役割りを果たしておるわけでございます。したが、いま地方自主財源の充実強化と地方団体間の適切な財源調整を行うということがいかに調和させていくかということが重要な問題だと、私どもとしては考へておるわけでございます。

そういうことに配慮しながら、自治省といたしましては、毎年度の地方財政対策を講ずるに当たりまして、地方自主財源あるいは地方団体が自主的に使途を決定し得るような地方一般財源の充実に努めておるところでございます。五十七年度の地方財政計画におきましても、自主財源比率を前年度の四五・八％から四八％に二・二ポイント高めることにいたしております。また、地方一般財源比率も、前年度の五八・九％から六一・四％に二・五ポイント高めるといふふうにしておるところでございます。今後とも私どもとしては、地方の機能分担のあり方を検討する過程で、やはり自主財源の比率を高めていくことが地方財政の健全化につながるというふうにお考へておられますので、その点に向かつて努力を続けたいというふうにお考へておるところでございます。

○部谷委員 いまおっしゃいました自主財源の確立の問題は、まさに古くて新しい問題でありませう。現在も、臨調におきましてもこの問題に対する、国と地方との関係を含めて議論がされておると思つておられます。しかし、臨調での議論というものは、いままで言われてきておりながら実行できなかったこと、これを実行に移すというところには、燃剤といひませうか、そういうものになるところに

大きな意味があると私は思うわけでありまして、地方自治に対する臨調の理解が必ずしも十分ではないのではないかと、われわれも感ずるところがあります。

給与問題については、確かにいろいろ問題が指摘されております。給与問題にさかのぼるようでありませぬけれども、去年の自治省の調査によりまして、五十六年四月一日現在のラスパイルズ指数は一〇六・七であり、国をお六・七ポイント上回っておるといふ結果になった。大臣、この数字をあなたほどのように評価されますか。

○世耕國務大臣 私どもとしては地方団体の給与は、できれば給与と定員の制限、抑制をしながらもう少し節約を図っていただきたい、こういうことで地方団体に対していろいろな指導、助言を行っているところでございます。

○部谷委員 これだけ給与がやかましく言われてきておるわけでありまして、地方公務員の給与は正に、特に自治省はこの一年間大変な努力を重ねてこられたわけですね。ラスパイルズ指数が六・七ということ、前年度比〇・二ポイントしか下がっていないということなんですね。しかも、上位二十市のうちで十九市は大阪府下に集中しておりまして、自治省も個別に通達を出されて指導せられたわけでありまして、大阪府下におけるそういう状況というものが解決されておられない。このように給与の是正が遅々として進んでいない、そのことを大臣どのようにお考えかということをお聞きしたいのでございます。

○世耕國務大臣 統計数字でいきますと、たしか〇・二ぐらい改善されたということなんでございますが、地方によりましていろいろな事情が個別にあることもよくわかっております。しかしながら、こういう状況下で人件費がかなり高い地方の団体で、それだけ人件費を払って定員もかなり多いというところ、実際に見てみますと、ほかに余裕があつて別個いろいろな行政を行える状況にある団体というのは、非常に限られて少な

いものでございます。

そういう事情にかかわらず、人件費が高いといった実情でございまして、国の方、国家公務員の方もこれだけいろいろな制限を受けてむだを省き、行財政改革それから地方の自律性とか自主性を高めるためにいろいろなそういう行政を進めている時期でございまして、やはり地方の方ももっと協力をしていただきたい。このことでも、われわれの方はいろいろな方法を使いまして、こちら側の言い分とするところを地方にも協力していただくように努力を傾けていく所存でございまして。

○部谷委員 これもきのうの新聞にラスパイルズの状態が出ておりますが、この中で堺市は一八・五で最高位にあり、しかも昨年比で〇・八アップしております。これは新聞の記事でありますけれども、堺市の場合、大卒者は十三万一千五百円で国よりも三五・六%も高く、高卒者でさえも十萬七千二百円と国の大卒者よりも一〇・五%も高くなつておる、こういうことを指摘いたしました。地方自治体の給与水準を引き上げる大きな要因になっておるのが高過ぎる初任給にある。それはもちろん、ほかにもたくさんあるでしょうけれども、そういう指摘をしておるわけでありまして、この堺市のケース、ラスが最高でありながらなおかつ昨年よりも上回つたという原因はどこにあるのか、御調査をされておつたらひとつ答弁を願います。

○矢野政府委員 給与実態調査の内容につきまして、直接は公務員部の所管でございまして、私も明瞭には承知いたしておりませんが、御指摘の堺市の場合、ラスパイルズ指数が前年の四月より上がったという事実、確かにそのとおりでございまして。ラスパイルズ指数が上がつたり下がつたりいたしますのは、その給与の内容について一定の手直しを行う、たとえ改善を行うあるいは逆にちょっと緩和するというようなことによるものももちろんあるわけでございますが、それ以外に、給料表の構造等によりまして自然にラスパイル

ズが上がつたり下がつたりするケースもあるわけでございます。堺市の場合、私どもが聞いておりますところでは、給料表の構造そのものをさらに甘くしたというふうなことはなかつたらうと思つております。

なごちなみに、大阪府下の衛星都市が先ほど御指摘のようにほとんど上位を占めておるわけでございますが、私どもの方でも強力に指導いたしておりまして、特にその原因がいま御指摘のように、高卒にいたしましてもあるいは大卒にいたしましても初任給の高さによるものが、かなりこのラスパイルズを高めておるといふことは事実でございまして。本年度の指導によりまして、大阪府下の衛星都市につきましてはほぼ共同的に初任給の是正を行う、つまり引き下げを行うという措置を行つております。ただ、この結果は、残念ながらも御指摘の五十六年四月現在のラスパイルズ指数にはまだ反映をされていまいという点であるうかと思つておりますが、なお強力に指導をしまつたかと考ふる次第でございまして。

○部谷委員 次に、標準税率の問題をお尋ねいたします。

国の権限をもつと地方におろして、それに見合う形で地方の税源の配分を強化して、そして最終的には国と地方の税源配分をファイファイ・ファイファイ程度に高めていくべきではないかというふうに、われわれも今日主張をいたしております。こういう基本的な仕組みを変えていくことはもちろん大切なことであるが、それよりほかに、制度の手直しを行うことによつて地方税の自主性を確立することのできる部分があるのではないかと、こういうふうにお尋ねいたします。

そこで、地方税におきまして標準税率という制度が設けられておりますが、これはいかなる意味を持つものであるか。いかがでしょうか。

○関根政府委員 お尋ねの標準税率は、地方税法上地方団体が課税する場合におきます通常よりべき税率でございまして、その財政上特別の必要がある場合におきましては、必ずしもこの

標準税率によることを要しない税率でございませぬ。ただ、税目によりましては制限税率が定められておるところもございまして、その制限税率を上回る税率を設定するといふことはできないことになつております。

○部谷委員 通常よりべき税率であるから、地方団体の判断によつて自主的に上げ下げの出来る税である、こういうふうな御答弁であります。そのように解釈していいわけですね。ところが、実際には超過税率を設けておる団体はありますけれども、標準税率未満の税率を設けておるところはありません。なぜこのような状態になるのか、御説明を願います。

○関根政府委員 標準税率というのは、先ほど申し上げましたように通常よりべき税率でございまして、何か特別の事情がある場合以外は大體この税率によつていただくことを期待している税率でございまして。

超過税率を設けている団体が比較的多いのに標準税率を下回る団体がないのはなぜかということもございまして、一口に申し上げますと、地方団体にそれだけの財政的な余裕がないからだとおっしゃると、通常の標準的な行政を実施いたします際の必要な財源については、財政局の方で地方財政計画等を通じてその財源措置を講じているわけでございますが、その際にも、入ってくる財源をいたしましては税収は標準税率を用いて算定をいたしておりました。したがつて、何か特別に別途隠し財源みたいなものがある団体は別でございませぬけれども、普通の団体は、標準的な仕事をやろうと思えば、標準税率に基づく税収は必要になつてくるというのが常態である。

したがつて、特定のサービスを標準よりも下げたまま、行政サービスを落とすことができれば、あるいは標準税率を下回る税率を設定するといふことが可能かもしれませんけれども、地方団体の行う仕事というのは皆地域住民の生活に密着した仕事でございまして、それぞれ重要な仕

事でございますから、行政サービスの水準を落とすことができない以上、標準税率を下回る税率の設定は実際問題として困難であるということではなからうかと考えます。

○部谷委員 現在財政状況が大変厳しいので、税率を引き下げる余裕のない団体が多いということはおもろくご理解できるのですが、問題なのは、確かに地方税法上は標準税率を下回る課税ができるという可能性はあるけれども、しかしそうすれば地財法上起債を制限される、こういうことになっておきますね。だから、税法では下げてよろしいと言いつながら、事実上は制度的に不可能なような仕組みになっておるといふふうに私は思うわけです。

先ごろ東京都下の武蔵野市で、地価の値上がりを反映して固定資産税の評価額がだんだん高くなってきて、税負担が高くてかなわぬから下げろという強い要求が住民の間から出されました。これに対して市の方では、都市計画税の税率を下げて下げてあります。これが固定資産税でありまして、先ほど申しましたように標準税率を下回れば起債制限を受ける、いわばペナルティーが課せられるということ都市計画税の方で税率を引き下げた、こういうふうには聞いておるわけであり

ます。
標準税率だから下げられないとかというふうなことは住民にとってはかかわりのないことでありまして、そういうふうには都市計画税の方では引き下げが可能であり、一方固定資産税の方では引き下げができない、そういうふうな税の仕組みに何か不自然なものがあるような気がするわけですが、この点いかがでしょうか。

○土屋政府委員 お示しのごさいますように地方財政法によりまして、普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体におきましては、公共施設または公用施設の建設事業費等の財源に地方債を充てることのできないとしておるわけでございます。これは、御承知のように地方財政法の五条で、地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入を

もつて、その財源としなければならぬ。として、特定の場合について地方債をもってその財源に充てることのできるというふうにされておるわけでございます。地方債は、当然のことながら、将来その元利償還によりまして財政負担を伴っておるわけでございますので、まず税等の収入を適切に確保する措置を講じた上でなお必要な場合に地方債を財源とすることが適当である、そういう考え方を立てておるわけでございます。そういう考え方を通しますといまおっしゃったようなことになるわけでございます。

都市計画税は目的税でございますから、御指摘のような武蔵野市の場合にはその状況に応じて税率の上げ下げはいろいろとできるわけでございますけれども、原則的な普通税につきましては、ただいま申し上げましたような見地から、当然にその税率の上げ下げができるという前提に立ちますと、いろいろと混乱も起るわけでございます。そういう意味で地方財政法の規定があることを御了解賜りたいと思っております。

○部谷委員 都市計画税の場合は制限税率だから下げられる、こういうことですね。

○土屋政府委員 目的税ということで取っておりますので、その目的とされております事業の状況に応じてそれは動かし得るといふことでございます。普通税ではないということでございます。

○部谷委員 大体、起債を制限するあるいは許可するといふ権限を自治省が持たなければならぬのかどうか、これは一つの基本的な問題であります。借金をするのは地方公共団体でありまして、したがって返せないような借金はするはずがないと私は思っております。それでも起債の許可権といふものが必要なのかどうか、これを撤廃するお気持ちはないのかどうか、お尋ねします。

○土屋政府委員 地方自治の立場を強化するといふ点から考えれば、地方債についてもある程度幅を持つて考えてもいいのではないかという意見もあるだろうと思っております。しかし、地方債の許可制度が設けられておりますのは、御承知のように、

将来その元利償還による財政負担を伴いますために、個々の地方公共団体及び地方財政全体について、その適正限度を保持して地方財政の健全性を確保するといふ必要がありまして、それ以外にも、地方債の元利償還金というものは地方財政計画に計上いたしまして、所要の財源措置を講じていく必要があるということもございまして、そういう意味でも、地方債発行の適正限度が維持されなければならぬと存じます。

また、現行の財政金融制度のもとにおきましては、地方公共団体の資金需要も、国、民間などの資金需要との調整を図って、限られた資金を有効適切に配分するといふ必要がある、そういう点からも必要だと思っております。

さらには、資金配分の公平を図って特定団体へ資金が偏つていくことを防止する、そういうことによりまして、地方公共団体の財政力のいかにかわらざる必要な資金が確保されるようにする必要が。財政力の弱いところは担保力がないので、勢い資金需要があつてもなかなか金が回らないということもあり得るわけでございます。そういうことも検討する必要があるわけでございます。そういうことも検討する必要があるわけでございます。そういうことも検討する必要があるわけでございます。

許可制度を通じて地方債発行の調整を行つていく必要があると私どもとしては考えておるわけでございます。

ただ、そうは申ししても、地方債の許可制度の運用に当たっては、最初に申し上げましたように、できるだけ地方公共団体の自主性が尊重されるようにする必要があると、最近、いわゆる一件審査でこちらが一々許可するというのではなく、枠配分方式で対応してきておりました。だんだんそれを拡大してきております。たとえば普通会計債については、五十五年度で九二・五%が枠配分ということにしておるわけでございます。ただいま申し上げました理由によつて許可制度は必要だと思つて、地方公共団体の自主性は尊重していくという方向に持っていくと

ところでございます。
○部谷委員 次に、法定外普通税の問題についてお尋ねします。

法定外普通税の新設または変更に当たりましては自治大臣の許可が必要であるわけですが、なぜ自治大臣が一々許可する必要があるのか。いかがでしょうか。

○閣根政府委員 地方団体の法定外普通税も租税の一種でございます。ある特定の地方公共団体で、自分だけの判断で自分に都合のいい租税を設定するということになりまして、それは国民経済全体に非常に大きな影響を与えたり、あるいは他の地方団体の税制なり財政なりに悪い影響を与える場合もあるわけでございます。もちろん、国税との競合関係という問題も起こってくるわけでございます。そういう問題も起こってくるわけでございます。一方においては、地方団体の自主性を強化いたしましたためには、できるだけ自主的に税目の決定ができるようにしておく必要、そういう要請もあつて、両者の調和、調整をとる必要がございまして、現在自治大臣の許可制というものを存置しているわけでございます。

○部谷委員 それでは、これまで許可を申請して実際に自治大臣が許可をされなかった、そういう例はありますか。

○閣根政府委員 最近におきましては、大体地方公共団体から持つてまいります許可申請はすべて許可をされておりますが、かつて昭和三十一年に新潟県その他六県から、発電税という形で法定外普通税の申請がありましたけれども、これにつきまして不許可になっております。それ以外では、私ども、例はないものと考えております。

○部谷委員 現実には、事前にいろいろとそうした相談を受け、そういう相談の中で検討されるから、結果的に許可の段階で不許可になるというケースは非常に少ないと思つております。

しかし、憲法のたてまえから申しますと、自治体の課税権というものはこれを保障していかねばならない、こういうふうに思つております。地方自

ただ、今回新しく設けました小規模な土地の取得に對しまして、特にできるだけ住宅等を積極的に建てていただきたい、こういう趣旨で設けることといたしました特別土地保有税につきましては、大都市の地域におきましては三百平米以上、それ以外の三大都市圏の特定の都市につきましては五百平米以上、こういう区分けをいたしております。

なお、面積区分につきましては審議官から答弁申し上げます。

○津田政府委員 五十五年度のいわゆる保有分の実績によりますと、課税されております面積が三十三万一千ヘクタール程度でございます。そのうち、市街化調整区域は約六万ヘクタールで、一八%程度の比率を占めている状況でございます。

○部谷委員 そうすると、残せる部分の方が小さくて外の方が圧倒的に多い、こういうことになりませぬ。

○津田政府委員 総体の面積が三十三万ヘクタールありまして、そのうち市街化調整区域の部分が約六万ヘクタールでございます。二〇%を切つた、一八%程度が市街化調整区域分でございます。

○部谷委員 東京特別区におきまして、五十五年度に取得された土地の一人当たりの平均面積はわかりませぬ。また、その中で三百平米以上の土地の割合はどの程度になっておりますか。

○關根政府委員 東京特別区におきまして土地の取得状況については、詳しくは必ずしも把握をいたしておりませぬけれども、昭和五十四年度におきまして、東京圏におきまして住宅用地の取引に對しまして不動産取得税を地方税として課してございませぬが、その課税状況から判断をいたしますと、土地につきましての一件当たりの面積は約百五十平米となっております。

それから、三百平米以上の土地の面積がどの程度になるかということでございますが、詳しい正確な数字を私どもの方では現在のところまだ把握いたしておりませぬ。

○部谷委員 これは恐らく、そうした数字は十分把握されていないと思うのですが、所有面積の方はわかりませぬ。現在所有しておる一人当たりの所有面積、これはどうですか。

○津田政府委員 的確な数字を持っておりませぬが、大体二百平米弱ぐらいがいわゆる所有者住宅の土地所有だったと思っております。

○部谷委員 東京都の「一人当たりの所有面積の推移」というあるテーブルがあるのですが、それを見ますと、一人当たりの面積、二十三区の区部の場合、昭和三十八年が六百九十八平米、五十五年が三百七十八平米となっております。だから、現在土地を保有しておる一人当たりの平均が三百七十八でありまして、三十八年から五十五年まで十数年たつて土地保有の平均が半分になったということでありませぬから、現在一人当たりが取得する坪数、面積は、この平均の三百七十八よりもはるかに低いということが想像されるわけでありませぬが、その点を考えてみますときに、二十三区に三百平米という線を引いたことが適当なのかどうか、私は疑問を持つのですが、いかがでしょうか。

○關根政府委員 新しく取得する土地につきましては、先ほども申し上げましたように、不動産取得税の課税状況から見まして、大体一件当たり百五十平米程度でございます。先生の御指摘の感覚で正しいであろうと私も考える次第でございます。

そうなりますと、今度、小規模の特別土地保有税を課税する対象を三百平米以上とするということになると非常に大き過ぎやせぬか、こういう御趣旨だろうと思ひますが、私どもは、大きい土地については特別土地保有税を課するという考え方をとつていないわけでございます。少なくとも通常すぐに頭に浮かんでまいりますのは、ちよつとしたマンション程度をつくるような土地、ないしは小規模な宅地開発業者が二軒なり三軒なりというまとまった住宅を建てて分譲するために必要な土地を買い取つた、それをいつまでも住宅を建て

ないで放置しておるというものに対して特別土地保有税を課していこう、それによって住宅建設を促進していこうという趣旨で物を考えているわけでございます。

個人個人の土地購入に對して特別土地保有税を課していくということになりますと、手続的にもなかなか大変なことになると思います。徴税事務からいいますとばかにならないわけでございますし、また実際上も、たとえ給与所得者等が住宅を建てますときに、土地の手当てをするというのが最初で、しかも土地を買い取つて精いっぱいになってしまふという人が相当多いと考へます。したがつて、土地を買つてすぐその上に乗物を建てなさい、税法上も課税をしますよということを追いかけていくということは、実際問題として酷いものではないかと考へる方が立つわけでございます。

そういう零細なといひませぬが、個々人が買う土地についてまで特別土地保有税をかけていくという考へ方は、実際問題としてちよつととれないのではないかと。むしろ、業者としては小さいかもしれませぬけれども、そういう商売をするといひませぬが、業者として買ったといひものについて、土地を買つておきながらいつまでもたつても住宅等を建てないということがないようにするための政策税制として考へているわけでございます。

○部谷委員 時間が参りましたので、これで私の質問を終わりたいと思ひます。

きょうは建設省から、宅地並み課税に關して御出席を願つておつたのですが、時間の都合で割愛をいたします。御迷惑をかけました。終わります。

○中山委員長 午後二時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時二分開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岩佐恵美君。
○岩佐委員 昨年は国際障害者年ということで、障害者の全面参加と平等を目指したもののいろいろな対策がとられました。もちろんいろいろしたことは一年で終わるものではなく、むしろ昨年が出発点であるわけですね。

大蔵省に伺ひますが、障害者年を契機に新たにとられた措置としてどのようなものがありますか。そして、それがとられた趣旨について説明をしてください。

○眞鍋説明員 五十六年は、国際障害者年ということであつたわけでございます。五十六年におきましては、一つは、国際障害者年に関連する事業に關しまして、寄附金につきまして特別の措置を講じたわけでございます。

すなわち、財団法人国際身体障害者技能競技大会日本組織委員会が主催いたしました国際身体障害者技能競技大会の開催の費用に充てますための寄附金というものにつきまして、これを指定寄附金ということで指定いたしました。法人の場合には全額損金算入、個人の場合には寄附金控除の対象とするということにしたわけでございます。

もう一つは、社団法人でございませぬ日本精神薄弱者福祉連盟が主催いたしました心身障害児療育国際シンポジウム開催の費用に充てるための寄附金でございます。同様の計算になるわけでございます。

もう一つは、障害者の雇用促進に資するために設けられております障害者を雇用する場合の割増し償却制度についてでございますけれども、五十六年度におきましては次に述べます二点につきまして改正を行いました。その適用期限を二年間延長いたしましたところでございます。

第一点は、適用対象となりませぬ資産の範囲に障害者が乗務するハイヤー、タクシー、営業用の乗用車を追加したということでございます。

もう一点は、制度の適用要件でございます。障害者雇用割合の算定上、重度の障害者の雇用の促進を図る見地から、重度の障害者一人を二人として

ダブルカウントするといふような措置をとったところでございます。

○岩佐委員 税制上の措置として同居特別障害者控除を設けたと思えますけれども、その点について、これがとられた趣旨等あわせて説明をしてください。

○真鍋説明員 世に寝たきり老人の世話といいますが、そういうことが非常に問題になっております。しかしながら、寝たきり老人、家庭の中でこれを介護していくというのはなかなか大変なことである。しかし、一方でそのまま病院に入れてしまうということでは、やはり社会の連帯のあり方、家族の連帯のあり方として大変だろうということ等を勘案いたしまして、寝たきり老人等特別障害者はできるだけ家族と一緒に生活できるようにという観点から、五十七年度において、同居している特別障害者を扶養する場合には通常の扶養控除あるいは配偶者控除に加えまして、五万円の特別控除を認めることにするということとお願いしておるわけでございます。

○岩佐委員 この制度は、一年おくれで住民税でも制度化されると思えますけれども、住民税の方は五十八年度からということになるのでしょうか。

○関根政府委員 御指摘いただきましたように、住民税は翌年度課税でございますので、今年度、五十七年度に国税の方でこの制度ができた場合に、仮にそれと同じような措置を講ずるということになりまして、五十八年度から地方税において控除が行われるということになるわけでございます。ただ、これをこういう形で五十八年度にやるかやらないかということにつきましては、現時点でまだ方針を決めていないわけではございません。五十八年度の税制改正の一環といたしまして、政府の税制調査会等の御意見も承りながら、今後検討し決定していく筋合いのものでございます。

○岩佐委員 一昨年の身体障害者の全国調査によれば、全国の身体障害者の数は二百万人、そのうち八割が持ち家に住んでいるという結果が出ていますけれども、これは一般の人たちと比べてどうなっているのか、また民間借家の場合と比べてどういう実態にあるのか、厚生省に伺いたいと思えます。

○板山説明員 身体障害者の皆さんが住んでおられます住宅につきましては、お話のように親きょうだいの持ち家という意味の持ち家でございますが、その持ち家に住んでおります人たちが八〇％という数字が出ております。これは、建設省の一般世帯がどのような住宅に住んでおるかという調査と比べてみますと、一般の方は持ち家は六〇・四％という数字があるようにございますが、親きょうだいの持ち家に住んでおる身体障害者が比較的多い。この理由につきましては、障害者の皆さんはみずからの力で独立して生活することができない、どうしても親きょうだいの家庭に依存して生活せざるを得ない。ただいま同居扶養者の控除制度ができるというふうなお話がありましたが、そういったことも一つの理由でございます。そのように親きょうだいの家庭の中で依存して生活するという実態を反映した数字ではないかと考えております。

○岩佐委員 いま借家の問題も伺ったわけですが、借家の場合一般が二五％住んでおられるわけですが、この実態というものは、なかなか民間の家や部屋を障害者に貸してもらえないということを示していると思えます。

いま、説明の中にもありましたように、障害者が生活する上でなかなか自立をしていくのが大変だ。自立をするためには、家の中でも、家や部屋の改造が必要になってくるわけでございます。障害者の要望をつかんでおられるということですが、これも、この要望の実態について説明をいただきたいと思えます。そして、この要望にこたえるために一体現在どのような制度があるのか、あわせて説明をしていただきたいと思えます。

○板山説明員 身体障害者の皆様方が住まいについての改造を希望しております点では、最も多く希望されておりますのは、手足の不自由な皆さん方が住まい、部屋などの改造について強い要望を持っておられます。全体の四七・六％の肢体不自由の皆さん方が何らかの改造を希望する、そういう数字が出ております。なお、特に下肢切断でありますとか下肢の機能、足の不自由な方の希望が強いという傾向があります。

次に、改造を希望される場所でありますけれども、最も多いのがふろでありまして、ふろ場の改造を強く望んでおられます。あるいは、トイレとかがやはり多うございまして五二・八％、半分近くの方が希望されております。さらに、居室でありますとか台所でありまして、こういったものについての改造希望が多うございます。重複障害者あるいは足の不自由な皆さん方は、トイレについては六〇％ぐらいの方が改造を希望される、こんな数字もございまして。

厚生省では、こうした障害者福祉の立場で住宅改造につきましても各種の手当てをいたしておりますけれども、公営住宅そのものは建設省あるいは地方自治体を中心になって努力していただいておりますが、福祉対策といたしましては世帯更生資金というのがございまして、この中に住宅改造のための助成もいたしておりますし、あるいは国民年金の特別融資、自治省の御協力をいただきまして各自自治体が事業主体になりまして障害者の住宅改造資金の助成ということも、これは低利融資でございますが、そういう措置もとっております。

○岩佐委員 家屋を改造することによって、家屋の評価が上がれば固定資産税も当然上がることになると思えますけれども、この場合何らかの特例措置は考えられないものでしょうか。

○関根政府委員 固定資産税の減免措置という制度がございまして、生活の困難者等に對しましては、市町村の条例で定めるところによりまして減免をすることができるようになっておるわけでございます。ただ、身障者用の施設等を施した場合に、自動的にそのことのために固定資産税を減免するという制度は現在のところないわけでございます。まして、そういう場合に貧困等を理由にどうしても減免をしたいという場合には、先ほど申し上げました一般ルールに従いまして市町村の条例で定めるところによりまして減免措置をしていただく、こういうことになるものと考えます。

○岩佐委員 私の知っている例では、夫婦二人とも障害者で二階建ての家に住んでいるので、階段のかわりに簡易昇降機をつけたら百六十万円ほどかかった、そういう例があります。また、車いすの場合には、衣類を季節ごとに入れかえできないために作りつけのたんすを特別につくるとか、そういうような障害者であるための余分な支出がかなりあるわけですが、こうした負担を軽減するために税制の面での軽減措置、たとえば家屋についての課税標準の特例措置、こういうものがとれないかどうか、そのことについて伺いたいと思えます。

○関根政府委員 固定資産税という税は、いつも申し上げておりますように、いわば税の性格といたしましては物税でございます。その所有する固定資産の価格にのりまして一定の税率で税負担をしていただく、こういう仕組みになっておるわけですが、もちろんその課税の根拠には、一定の価値のある固定資産を所有しているものについて課税力があるということと類推をいたしまして課税をするということではございまして、一々その資産を所有している人がどの程度の所得があるのか、あるいはその資産からどの程度の収入があるのかというものを判定して課税をする税ではないわけでございます。

○岩佐委員 家屋を改造することによって、家屋の評価が上がれば固定資産税も当然上がることになると思えますけれども、この場合何らかの特例措置は考えられないものでしょうか。

○関根政府委員 固定資産税の減免措置という制度がございまして、生活の困難者等に對しましては、市町村の条例で定めるところによりまして減免をすることができるようになっておるわけでございます。ただ、身障者用の施設等を施した場合に、自動的にそのことのために固定資産税を減免するという制度は現在のところないわけでございます。まして、そういう場合に貧困等を理由にどうしても減免をしたいという場合には、先ほど申し上げました一般ルールに従いまして市町村の条例で定めるところによりまして減免措置をしていただく、こういうことになるものと考えます。

○岩佐委員 私の知っている例では、夫婦二人とも障害者で二階建ての家に住んでいるので、階段のかわりに簡易昇降機をつけたら百六十万円ほどかかった、そういう例があります。また、車いすの場合には、衣類を季節ごとに入れかえできないために作りつけのたんすを特別につくるとか、そういうような障害者であるための余分な支出がかなりあるわけですが、こうした負担を軽減するために税制の面での軽減措置、たとえば家屋についての課税標準の特例措置、こういうものがとれないかどうか、そのことについて伺いたいと思えます。

○関根政府委員 固定資産税という税は、いつも申し上げておりますように、いわば税の性格といたしましては物税でございます。その所有する固定資産の価格にのりまして一定の税率で税負担をしていただく、こういう仕組みになっておるわけですが、もちろんその課税の根拠には、一定の価値のある固定資産を所有しているものについて課税力があるということと類推をいたしまして課税をするということではございまして、一々その資産を所有している人がどの程度の所得があるのか、あるいはその資産からどの程度の収入があるのかというものを判定して課税をする税ではないわけでございます。

率で課税をする税でございますので、いまお話を
ございましたように、その固定資産が障害者のた
めに特に必要であるから設けられたものであるか
どうかということによって、そういう事由で自動
的に固定資産の評価額を下げる、ないしは課税標
準額を減らしていく、そういうことをするのになじ
みがないものである。評価そのものは一律に
実施をいたしまして、課税の段階で、貧困その他
によりどうしても必要であるという場合には、市
町村の条例の定めるところにより減免措置をとっ
ていただく、こういうシステムをとっているわけ
でございます。

○岩佐委員 大蔵省に伺いたいと思えますけれど
も、相続税に障害者のための減免の特例があると思
います。その内容及びなぜその措置がとられる
ようになったのか、趣旨を説明していただきたい
と思えます。

○真鍋説明員 相続税におきまして障害者控除とい
う制度は昭和四十七年に導入いたしましたわけでござ
います。この趣旨は、要するに障害者の福祉の
増進に資するためということでございます。

具体的内容としては、相続または遺贈
によりまして財産を取得した相続人が障害者とい
う場合には、その者にかかる相続税額からその人
が七十歳に達するまでの年数各一年につきまし
て、普通の障害者でございますと三万円、その人
が特別障害者でございますとその倍額の六万円を
税額控除するということになっておるわけござ
います。

○岩佐委員 いま説明がありましたように、相続
税でも減免措置がとられているわけです。身体障
害者を多数雇用する事業所に対しては、固定資産
税の軽減措置がとられているわけです。事業所に
きてなぜ個人にできないのか、そのところが
いまの説明では何か木で鼻をくくったような説明
にしか聞こえないわけでございますけれども、い
かがでしょうか。

○津田政府委員 御説明いたします。
具体的な事例に即して考えなければならぬわ

けでございますが、いわゆる償却資産というの
は、企業の償却資産には課税されませんが、生活用
の償却資産、一般家庭にありますものは課税にな
らないわけでございます。お示しの事例の簡易工
レベーター、簡易リフト等が家屋の主体構造部に
くっついたものになるのか、償却資産でもともと
課税にならないようなものである場合もあるわけ
でございます。そこいらが研究する一つのテーマ
かと思えます。

それから、先ほど局長からも申し上げましたよ
うに、市町村におきましては条例におきまして減
免条項を設けておまして、これによりまして
個々具体的にその市町村自体が適正に判断してお
るものと考えております。

○岩佐委員 いま説明がありました減免の措置の
問題ですけれども、規定によって障害者を対象と
する固定資産税の減免、この実態について自治省
はつかんでおられるでしょうか。

○関根政府委員 先ほどから申し上げております
ように、固定資産税についての具体的な減免をど
ういう形でやるかということにつきましては、あ
くまでも市町村が条例で定めて、個々具体的に
当てはめは市町村長がやっておるわけです。いわ
ば、地方公共団体の自主的な判断に基づいて行われ
ておるわけでございます。しかも、その減免の態様
も非常に千差万別でございますので、私どもの方
で統計的に一律的に把握したものはございませ
ん。

○岩佐委員 私は、そのところが非常に問題だ
というふうに思っているわけです。私ももしもし
い調査資料からいろいろ調べてみたわけですが、
昭和三十四年には十三件、それから五十五年には
七件、大阪で調べて五十五年で二件、これが満足
な数字であるかどうかよくわかりませぬけれども、
それにしても知り得ただけでも大変少ないわ
けでございます。

障害者への固定資産税の減免措置については、
やっっている自治体とそうでないところと全国はら

ばらでありまして。先ほどから説明をされている固
定資産税の減免、この地方税法の第三百六十七條
では、天災、生活のための公私の援助を受ける者
及びその他特別な事情がある者に限り減免できる
というふうに記されているわけです。ところが、
これに対して自治省がつくりました条例の準則が
あるわけですが、この条例準則を見ると、
第三百六十七條のうちの「その他特別な事情があ
る者に限り」というところがすぼりと抜けてい
るわけです。これでは、障害者など特別な事情に
ある者が措置されないことになってしまおうと思
います。私は、自治省として条例準則を書きかえる
ような努力をすべきだと思いますし、また、全国
の自治体が障害者のための減免を実施するような
対応をすべきだというように思います。法律に基
づいた行政をどう確保されていられるのか、その
点について伺いたいと思えます。

○関根政府委員 私どもは、あくまでも地方税法
に基づきまして、その厳正な施行を地方公共団
体に対して指導を申し上げている立場でございま
すので、条例準則等についての書き方にいろいろ
御意見はあろうかと思えますが、法の趣旨に即し
た形で運用がなされますように、その手助けとし
て準則を定めているわけでございます。決して、
法律で定めておる減免事由の中である特定のもの
を除いてしまおうとか、あるいは法律に全然ないも
のをつけ加えるとかということはないわけござ
います。今後ともそういうことで法律の趣旨に
即しました減免の運用がなされますよう、指導し
ていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員 何か私は、いまの答弁だとよくわか
らないのですけれども、この三百六十七條には確
かに「天災その他特別な事情がある場合において
固定資産税の減免を必要とする」と認める者、貧困
に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他
特別な事情がある者に限り」というふうになっ
ているわけです。これが準則の方になると、一が
「貧困に因り」二が「公益のために直接専用する固
定資産」三が「市の全部又は一部にわたる災害又

は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資
産」この三つに分けられてしまっていて、先ほど
読み上げた三百六十七條のうちの「その他特別な
事情がある者に限り」これがどこにも出てこない
ということになっているわけです。この点につい
て明確ではないのじゃないか、法に基づいた準則
というのを決めるべきではないかということをお
伺いしているわけでございますけれども、その点い
かがでしょうか。

○関根政府委員 私どもは、条例準則をお示しし
ます場合に、すべての想定されるケースについて
その条例準則に書き上げまして示すということが
実際問題として無理でありますので、各市町村な
り都道府県なり地方公共団体にとって共通のものに
ついて準則を具体的に事項を挙げまして示してお
る、こういうやり方をいたしておるわけございま
す。決して、法律に書いてあるその他特別な事情
がある場合というのを除外するという趣旨ではご
ざいませぬが、具体的にどういう場合ということ
は、各市町村の条例を定めますときに、その市町
村が自分の置かれた状況に即して、実情に即
して具体的に取上げて条例に書き込んでくるも
のでございますので、一々列挙して準則で示すとい
うことをしていただけないでございませぬ。しかし、
そこに書かれていないからといって、法律で
定めるその他特別な事情がある場合に、その事情
を条例に書きまして減免をするということを否定
する趣旨ではございませぬ。

○岩佐委員 最後に、大臣に伺いたいと思いますけ
れども、先ほど、最初から同居特別障害者控除の
住民税での対応に始まりまして、各種の障害者の
ための固定資産税上の減免等、検討されるべき課
題がたくさんあるのではないかと。それからいま申
し上げました条例準則、これはそれでできないと
いうことではなくて、わざわざ書かなかつたのだ
というわけでございますけれども、ただ障害者の
ための固定資産税の減免が一体どういう状況にな
っているのかということ自体もつかんでおられな
い。そういう点では、国際障害者年で障害者が行

政に期待するところが非常に大きいわけですから、この点もつとつと努力を自治省としてするべきではないかというふうに思っています。

これは固定資産税の面だけではありません。個人事業税についても、事業主控除額を通常の二百二十万円から障害者の場合はもつと引き上げる、そういうことだっているわけではございません。もつと細かい対策をやるべきだと思っております。すけれども、大臣のお考えを伺いたいと思っております。

○世耕國務大臣 私、率直に申しますと、余りこの方々を自慢できる方じゃございませんで、伺っていますと、いろいろまだ細かく検討しながら見直していく点もあるかと思っております。これは障害者の種類とか固定資産税とか、いろいろな側からの検討があると思っておりますが、今後検討を重ねていきたいと思っております。

○岩佐委員 次に、固定資産税の問題で、市町村税全体に占める固定資産税の割合、これは最近の傾向では全体の三分の一程度と非常に安定しているわけですが、資産別に比べてみますと、昭和四十六年度を境にして償却資産が低下をして、土地が急増しています。四十五年度をベースに見ますと、五十五年度で償却資産が三倍の伸びにとどまっているのに対して、土地は八倍になっているわけです。固定資産税の取り方にひずみがあるのではないかと、このように指摘せざるを得ない。地価の上昇というものに固定資産税が偏り切っているのではないかと、そういうふうに思われるわけですが、この点の事実関係について伺いたいと思っております。

○閣根政府委員 最近におきます固定資産税の税額の状況でございますが、昭和五十五年度におきましては土地が一兆一千九百十五億円、家屋が九千九百四十二億円、それに對しまして償却資産が四千九百八十四億円という数字になっております。ウエートといたしまして、全体を一〇〇としたしまして土地が四四・四%、家屋が三七・〇%、償却資産が一八・六%ということになってい

るわけですが、三年ごとに行われます固定資産の評価がえに伴いまして、土地につきましては地価の上昇傾向を反映いたしまして評価額が三年ごとに上がっております。その結果、土地のウエートというものが、御指摘のとおり確かに最近上がりつつあるわけではございません。

しかし、これはそういった経済の実勢といいますが、そういうものを反映をいたしているわけではございません。償却資産につきましては御承知のとおり取得価格で課税をしていくということになります。償却分を差し引きまして簿価で課税をするということになってまいりますが、取得価格そのものは物価の上昇等に伴いまして年々上がっているわけではございません。そういう経済の実態を反映した形で土地家屋償却資産の課税標準額として、いま申し上げましたような土地のウエートが上ってきているということではございません。何か意図的、政策的に償却資産の割合を上げておるといったような性格のものではないかと考えております。

○岩佐委員 いまの数字を、ちよつと古いのですけれども、東京都下の小金井市の例を見ますと、昭和四十二年から五十一年の十年間の数字でございまして、土地が五千五百八十八万円、全体に占める割合が三・五%、家屋が一億四千九百五十七万円、六三・九%、償却資産が二千九百二十九万六千円というもので二・五%という実態であったものが、昭和五十一年には土地は全体に占める割合が六〇・四%になってい

る。それから家屋が三二・六%、そして償却資産が七%になっていまして、ですから、大都市ほどこの土地が、土地価格の上昇によって固定資産が非常にふえてきている、そういうことが顕著にあらわれているというふうに思っております。

固定資産税の土地に関する免税点、これは昭和四十八年以來据え置かれていまして、この九

年間に評価がえは、五十七年度を含めて三回ありました。地価の高騰によって住民の税負担も急増をしております。このことは、免税点以下の宅地が急減していることでもわかります。一般住宅用地の場合で見れば免税点以下の地積は、昭和四十八年度では全体の八・一%を占めていたのに、五十五年度ではわずか二・八%にすぎなくなつてしまつております。特に、二百平米以下の小規模住宅用地の場合、統計がとられ始めた五十五年度で、免税点以下の地積が全体の一三%あったのに対して、五十五年度では六・八%に減少しております。この点、事実関係として自治省はお認めになるでしょうか。

○閣根政府委員 先生のお示しいただきました一般住宅用地の四十八年のときのウエートが、ちよつと私の方の手元に数字がございせんが、ほかの数字はすべて私どもの手持ちの数字と同じでございまして、そういう傾向にあるという事実はそのとおりだと思っております。

○岩佐委員 小規模住宅用地、つまり庶民のマイホームに係る用地が免税点となるのは、五十五年度で全体の六・八%しかない。これはあくまでも全国平均の姿であります。これを大都市と地方で比較してみると、その差は非常に大きくなつております。三大都市圏、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、この各府県を仮に三大都市圏としますと、これらの小規模住宅用地は全国の三六・四%を占めておりますけれども、免税点以下の地積については全国の一・五%にしかすぎません。中でも東京は〇・二%、大阪は〇・七%。これはもう免税点制度の適用がないに等しい状態だと言えらると思っておりますけれども、この点の事実関係についていかがでしょうか。

○閣根政府委員 手元にある資料によりまして、確かに免税点以下の地積の割合は、全国平均よりも三大都市圏の方が小さい数字になっております。しかし、いまお示しの東京都と大阪でござい

ましたか、個別の府県ごとの数字が手元にありま

せんので正確なことを申し上げることができませんが、大体傾向として大都市については免税点以下の土地が少なくなりつつあるというところは事実であろうと思っております。

○岩佐委員 この数字については、私どももきちんと調べて出した数字ですので、そんなに狂いがないというふうに思っています。後で確認をしていただきたいと思っております。

これは青森一〇・九%、福井一〇・七%、三重一五%、和歌山一一・六%、鳥取一五・七%、福島一五・六%、長崎一三・七%、鹿児島一九・九%、こういうところと比べると負担の公平という点で大きな不均衡を生ずることになってい

る。○閣根政府委員 免税点の設定の仕方をどういうふうにするかということにつきましてはいろいろなやり方もあるかと思っておりますが、私どもは固定資産税が物税である、価格に応じて税金を課していく、また価格に応じて免税点の設定もしよう、そういう考え方を貫いているものでございまして、さういふ考え方を貫いているものでございまして、御承知のとおり土地につきましては十五万円、家屋につきましては八万円という免税点を設定いたしましたわけではございません。確かに田舎の方へ参りますと、地価が安いものから、同じ十五万円でも相当広い面積の土地が免税点以下で所有できるということになると思っておりますけれども、その設定の仕方が直ちに地域によって不公平であるということにはならないというふうに考えておる次第でございまして。

○岩佐委員 現実に不公平な課税の実態になっているわけではございませんから、その点は後でまた議論をするにしても、では地方はどういうふうな状態になっているか。これも細かく調べてみたわけですが、昭和五十六年度の福島県下の小規模住宅用地の状況を見ますと、同県の小規模住宅用地の評価総地積は八千九百四十二万七千平米です。これに対する免税地積は六百四十一万八千平米で七・二%となっております。

次に、これを過疎町村で見たとした場合どうなるかというところを見ても、同県の過疎町村三十八団体の小規模住宅用地の評価総額は五十六年度で一千二百二十九万一千平米ありすけれども、このうち免税分は百七十七万五千平米で一〇・四%であります。人口が減少を続ける過疎団体にいても免税点以下の小規模住宅用地は一〇%程度に減少してしまっているわけです。いかに、免税点の据え置きというものが、免税点の意義、零細な税負担を排除する目的を事実上なくしてしまっているかというところを如実に示しているものだと思うわけですけれども、この点についての事実認識及び考え方について伺いたいと思います。

○閣根政府委員 免税点につきましては、四十八年に設定をいたしまして以来そのまま金額を据え置きておられますので、地価の上昇あるいは家屋に置きましては再建築単価の上昇に伴いまして、免税点以下のものが割合が低下して行くことは当然のことであるかと思えます。できる限り免税点も、地価の上昇等に合せて改定をすることが納税者サイドにとつて望ましいことは言うまでもないこととでございますけれども、たびたび申し上げておりますように地方財政も厳しい状況下に置かれておりますので、いろいろな意味でできるだけ財源の確保をしていきたい、そういう要請の中で必ずしも地価の上昇に見合ったような形で免税点の引き上げを現実問題として実施することができない、そのためにいま御指摘のような免税点以下の割合が下がってくるということであろうと思えます。

しかし、宅地につきましては、全国で五・一%のものが免税点以下で課税をされていないわけでございますので、無意味になってしまいうほどこの適用対象が少なくなっているというところまでは決していいないわけでございます。私も、私どもは、税収の確保との兼ね合いの中でこの問題を考えたいと考えておる次第でございます。○岩佐委員 いま申し上げたように、免税宅地が過疎地域でも一〇%程度しか存在をしない。福島

県の場合、免税宅地の割合が最も多いのは館岩村というところを以て、これは三五・九%あるわけです。それから、三重県の宮川村というところは五一・二%、つまり宮川村は二軒が一軒が免税点以下であるわけです。宮川村は、固定資産税収のうち宅地の占める割合が七・五%、大部分が山林であるわけです。

このように、館岩村では三世帯に一世帯、宮川村では約半数の世帯が免税対象となつておるのに比べて、先ほど申し上げておるのとおり、大都市ではこの制度の適用がほとんど受けられない、そういう実態になつておるわけですから、これは税の負担の公平という面から見ておかしいのではないかと、大いに問題があるのではないかと、このことを指摘していただければ、再度伺いたいと思えます。

○閣根政府委員 免税点以下の土地の割合が多い少ないによつて一律に公平であるとか公平でないとか、そういうことを判断することが果たしてできるのかという感じを抱いておられるわけでございます。宮川村というのは、御承知のとおり過疎の村でございます。一人当たりの所有土地の価格が十五万円以下ということですから、これは土地の価格が非常に安いからあるいはきわめて零細な土地所有か、いずれかでございますけれども、宮川の場合には多分一人当たりの所有面積というのは相当広いのじやないかと思えます。そうなりますと、単価が非常に安い土地を持つておるというところであるわけでございます。宮川の土地の価格がきわめて低いこと自身が果たして喜ぶべきことなのかどうか、そこには多少問題があるかと思えます。

固定資産税、先ほども申し上げましたように価格に応じて課税をし、価格に応じて免税点を設定する、そういう仕組みの方があつて性格の税として望ましいのではないかと私も私どもとしては考へるわけでございます。したがって、免税点も一定の金額で設定をしていくということが望ましいと思つておられます。

その結果として、地価が安かつたりあるいは経済活動が必ずしも活発にならないためにいつまでも地価が上がっていかぬ、あるいは逆に下がることもあるのかもしれない、あるいは逆のところ、免税点以下の土地の割合が大都市に比べて多いからといって、直ちにそれじゃやう田舎の方が望ましいのだとかそちらの方が有利であるのだとかいうことを一概に判断することはいかぬものかという感じがする次第でございます。

○岩佐委員 しかし、地価の地域間格差の激しい状況において、免税点を課税標準の一定額に設定すること自体、税務コスト面を除けば負担軽減に意味をなさない、免税点を設けている目的が果たされなくなつてきているということが言えるのではないかと思ふのです。免税点を八万円から十五万円に改定した四十八年当時から見ると、課税標準は宅地でも何倍になつておるのでしょうか。

○津田政府委員 宅地全体の課税標準額につきましては、昭和四十八年度に比しまして昭和五十五年年度の伸び率は約三倍でございます。このうち、住宅用地につきましては約一・八倍、住宅用地以外の商業地、工業用地等が約四・四倍ということ、住宅用地の倍率はほかの土地よりも低くなつておられます。

なお、御承知のことでございますが、小規模住宅等につきましては、そのほか税負担の面で課税標準の特例等が設けられておるわけでございます。○岩佐委員 課税標準の特例、これは先ほどの議論のところなのですけれども、地域間格差を全く認めないということでは、本来生活用地に對する課税は認められるものではありませぬけれども、自治体財政の事情等を考慮すれば代替財源が実現するまでの経過措置として、この特例についても地域間の格差を調整できるような措置、たとえば特例について三大都市圏の自治体については四分の一を六分の一にしは八分の一に傾斜をつける、そういうようなことも考へてみる必要がある

るのではないかと。つまり、地価の地域間格差が大変激しいわけですから、その点について考慮した税率、課税標準となるべき額の四分の一を今度六分の一というふうなことにしていただろうか、こういうような考え方についてはいかがでしょうか。

○閣根政府委員 地価の高い大都市については、現在の小規模住宅に對する課税標準の特例の四分の一を六分の一にしたかどうかというお話でございますけれども、やはり先ほどから何遍も申し上げておられますように、固定資産税というのは、物を持っていないか、その固定資産が幾らあるのかということによつて、物の価値に応じて一律的に課税をする、そういう性格のものでございませぬ。余り細かい事情を反映いたしましてやると、それがかえつて不公平と見られることの原因にもなりかねないという感じがするわけでございます。

そういう意味におきまして、これは絶対額で課税標準の特例を設けておるのにはございませぬ、一定の評価額の四分の一にする、こういう形でやつておるものがございますから、その率をさらに細分化していくということについては、やはりちよつと問題があるというふうな考へます。

○岩佐委員 じゃ、免税点の十五万円を引き上げるといふことについて、真剣にもう一度考へていくというふうな方向についてはいかがでしょうか。

○閣根政府委員 固定資産の免税点につきましては、確かに御指摘いただきましたように四十八年度以来据え置かれておられますので、今回は相当長い期間据え置かれておるわけでございます。しかしそれまでの間は、もちろん毎年ではございませぬが、それぞれ地価の上昇等に見合つて、ほどほどの期間でほどほどの率で上げてきておるという経緯もあるわけでございます。私も、常に固定資産税の免税点のあり方については見直しなり検討を続けておるわけで、そのときそのときに応じた適切な免税点の設定をすべき責任が課されておるものというふうな考へる次第でございます。

したがって、今後におきましてもこの問題については、地価の上昇その他の傾向等をにらみ合わせ、私ども引き続き検討をしていくべき課題であるというふうに考えております。

○岩佐委員 免税点の引き上げ、これはもうぜひやらなければならぬというふうに思います。先ほどの議論の中で、三大都市圏の問題がこれではなかなか解決をされない、開いた差というのはますます広がるばかりであって、縮まることはないというふうな思われたいわけですが、この点を解決するために免税点の十五万円に相当する税額二千五百円、これが免税されるわけですね。これを三大都市圏で免税点以上の土地についても二千五百円の税額控除を行う、こういう形で救済をするということも一つの方法であって、これはやれることだというふうな思われたいわけですが、いかがでしょうか。

○関根政府委員 いわば、固定資産税に基礎控除を設けるといふのと大体同じような物の考え方ではなからうかと思われたいわけですが、御承知のとおり固定資産の所有者の数というのは非常に多いわけですから、しかも、その固定資産の所有者の中には、何十億というような大変な資産をお持ちの方もいるわけですから、そういう人たちに對しまして二千円の基礎控除みたいなものを設定してどれほどの意味があるのかという問題もあるうと思われたい。こういう税目についてそういう制度を、御提案は税額控除というお話でございますけれども、そういうものを仕組みとしては、せっかくの御提案ではございますが、なかなか問題が多いのではなからうかというふうに感じております。

○岩佐委員 都市住民の土地に係る税負担、これはいま議論をされている固定資産税だけではなくて、都市計画税というものがあられるわけですね。これは都市計画区域内の土地及び家屋に課税されているわけですね、従価税という形になっているわけですね。五十五年度現在、課税自治体は七百六十九団体であるわけですが、昭和五十五年度の税収決算、そ

れはどうなっているか。また、これが関係自治体の普通建設事業充当一般財源の何%を占めているのか、説明をいただきたいと思われたい。

○関根政府委員 都市計画税の最近における収入状況でございますが、昭和五十五年度の決算ベースで四千六百九十億円となっております。また、全国の市町村の普通会計決算における都市計画費は二兆一千四百四十四億円でございます。このうち、普通建設事業費は一兆二千六百七十七億円となっております。したがって、普通建設事業費に占める都市計画税の割合は三七・二%ということになるわけでございます。

なお、お尋ねは、都市計画費充当一般財源のうち都市計画税の割合ということだと思われたいと思いますが、それは率にいたしまして昭和五十五年度四・五%となります。

○岩佐委員 本来、国が十分な財源措置を講じなければならぬ都市における住民の生活基盤整備財源の半分ぐらいが、三十一年以来都市計画税として住民負担によって賄われているわけですね。しかも、負担は一部の自治体によって行われているわけですから、これは負担の不公平というように思われたい。しかも、先ほどお話をしているように地価急騰に連動するわけですから、いよいよ負担が非常に重くなってくる。これは先ほどの話にも出ましたけれども、武蔵野市のように都市計画税に関する住民運動が起る、そういうことも招いているわけだと思われたい。この都市計画税では固定資産税の場合のように、せめて課税標準特例を設けるべきではないのか、こう考えるわけですが、なぜ設けなかったのか、その辺を伺いたいと思われたい。

いところで違ふ、また区画整理事業をやっているかやっていないかによってもいろいろ事情が違ふわけでございます。

そういう各地方団体の置かれた実情によりまして、課税が行われたいり行われなかつたりするということでございますので、全国の地方公共団体の中に課税をしているところとしていないところとが起りまして、必ずしもそのことのゆえに不公平であるというところは言えないのではなからうかというふうに考えております。

なお、免税点その他なり、あるいは課税標準の特例を固定資産税と同じように都市計画税についてもなせ設けなかつたかということでございますけれども、これはこの税が、先ほども申し上げましたように目的税でございますので、それによって都市計画事業が実施されますと、その持つてくる資産に對して資産の価値の上昇等をもたらすというふうなこともございまして、その事業の行われ地域に所在する固定資産の価格に応じて負担をしていただく、こういう性格のものでございまして、したがって、その資産が何に使われておるかという使用目的によつてこれを区分けをするということ、目的税であるという性格にかんがみまして必ずしも適当ではないのではないかと、このことから、固定資産税におけるような課税標準の特例措置は設けられていないわけでございます。

○岩佐委員 課税標準の特例を設けるのが目的税の趣旨に反するということであるならば、公園、倉庫等に對して十二項目に及ぶ特例をなせ設けているのでしようか。そうするとこれは廃止しなければならぬ、そういうふうな思われたい。けれども、いかがでしょうか。

しているという例はないわけでございます。公園等につきまして、公益上の必要からそういう課税標準の特例措置を設けていることは、それ自身理由があるものというふうに考える次第でございます。

○岩佐委員 しかし、この十二項目の中に、一定の営業用倉庫あるいはコンテナ埠頭用の土地及び家屋というものがあられるわけですね。営業用倉庫というのは、よく土地隠しに不動産業者が使う手だといふふうな言われたいわけですが、上層は非常に簡単な倉庫の建物をつくるだけですね。そして貸し倉庫にしておけばいい、あしたからもう入れませんよということをおっしゃるわけですね。しかも、周りが宅地化していつて下水道が完備する、あるいは住宅用地として環境がよくなってくる、そうしたときにこの営業用倉庫をさつと宅地化して高いときに売れるというふうなことで、利用される一つの例としてよく挙がってくるわけですね。ごさいすけれども、何でこういうところに対しては、やらなければいけないのか。これこそ、まさに不公平の代表みたいなものだと思うのでございまして、その点いかがでしょうか。

○関根政府委員 地方税法に設けられております課税標準の特例措置につきましては、いわば非課税等特別措置の全般の流れの中であるという特別措置が設けられているわけでございます。その問題につきましては、私ども見直しの対象といたしまして、常に再検討、見直しを行っているわけでございますけれども、必ずしも一律に、一挙にすべてこの特例を廃止をするというごさいすことができないのが実情でございます。というの、それぞれそれによって来る理由がございまして、一定の政策目的を持って行われたいと思われたい。お話のございまして倉庫の土地につきましても、問題について申し上げますと、やはり社会にとって必要な一つの物流対策の促進の上から、倉庫に對してこういう制度が必要であるといった公益的側面があるわけですね。一方、大きな倉庫を建て

します土地の面積も、収入金額当たりの土地の面積にいたしますと相当大きな土地を必要とするというふうなこともございまして、そういった大きな土地を必要とする倉庫につきまして、しかしその倉庫がなくては物流対策上世の中うまくまいりませんので、その物流対策を確保するという意味から、この政策的な措置がとられているものというふうに私も理解をいたしておるところでございます。

○岩佐委員 個々具体的に指摘をすると、それは公的なんだということで逃げられるわけですけれども、この十二項目と類似した事例として、フェリー埠頭の家屋というのが課税標準の特例の対象であったわけですが、五十七年度の改正で廃止になっているわけです。私は、コンテナ埠頭の土地及び家屋だつて非常に似ているし、あるいは一定の営業用倉庫だつて、厳密に考えていけば同じようなものであるということが言えると思うし、公益だということで財政難の折から一定の大きな会社をそんなに優遇をしていく必要があるのかどうか、これはもつと公平に行政を進めていくべきだというふうに思うのです。

この都市計画税をなぜきよう取り上げたかというところ、都市計画税によって都市住民が非常に多大の負担をこうむっている、そういう実態が明らかになってきているからであります。たとえば、特例がないために小規模住宅の場合の課税標準、これは固定資産税の四倍となります。ですから、税率は〇・三％で低いようでも税額は固定資産税とほぼ同額になる、そういう事例があるわけです。千葉県の習志野台というところの例でございませうけれども、これは固定資産税の平米当たりの課税標準が七百九十九のところを拾って見たわけですから、都市計画税は四倍になりますから二万八千円余り、固定資産税の方は一・四％の税率を掛けると平米当たりの税額は九十九円。都市計画税の場合には、〇・三％を二万八千円余りに掛けますと八十五円ということになるわけです。ですから、都市住民というのは先ほど申し上げたよう

に、地価の高騰によって固定資産税で負担が非常に重くなってきている、それに加えて都市計画税による負担がダブルパンチとなって返ってきているわけですね。余りにもひどい状態だというふうに思うわけですね。ですから、大臣のお考えを伺いたいと思うのでございます。

○閣根政府委員 御指摘いただきましたように、固定資産税は都市計画税の課税標準額で四倍になる。私も、実はそれと逆の発想をいたしておりました。固定資産税は本来の四分の一に課税標準の特例が定められておる、こういうふうな理解をしております。したがって、都市計画税については評価額そのまま課税をいたしますので、どうしても税率が、表面税率〇・三％という特例がありますので、実質的に〇・三％ちょうどということになりますので、御指摘のように確かに負担としては相当高いものになってきているというところは事実であるかと思っております。

ただ問題は、都市計画税につきましては最高税率が〇・三というふうに決まっております。その〇・三の範囲内で各市町村の条例によりまして具体的な税率を設定しているというのが実情であるわけです。手元に正確な数字を持っておりませんが、市町村のうち必ずしもすべての団体が〇・三％の税率を適用しているものではございません。〇・二で従来どおり置かれていたところも相当あるわけでございます。両者の問題につきましては先ほどから御説明申し上げておりますように、それぞれ税目が違うために、同じような住宅用の土地につきまして課税標準の特例措置を設けることが都市計画税についてはできにくいという事情について、御理解をいただきたいものと考えております。

していただきますように、何も都市計画税、目的税の受益を受けるというの是一般住宅だけではありません。これは企業ももちろん、道路、下水道が完備することによって受ける利益というものはかり知れないものがあるわけですね。大企業には非常に優遇をして、庶民には固定資産税でも都市計画税でも不合理、不平等な税体系になっていて、この点について大臣によく御検討いただいで、すぐにもできることから庶民の減税をやっていくべきだというふうに思うわけですが、大臣のお考えを伺いたいと思っております。

○閣根政府委員 償却資産につきまして、都市計画税がかかっているという御指摘をいただきましたので申し上げておきたいと思っておりますけれども、都市計画税というのは目的税でございます。その都市計画税を実施することによって当然の受益を受ける者から税負担をいたさうということ、土地に密着し動かすことのできないものとしての土地及びその上にある家屋、これに課税いたしておるわけでございます。償却資産というのは、もちろん一定の土地に置かれていたものもありませんけれども、これは原則として移動可能なものでございます。たとえば船とか貨車でありますとか、こういった典型的な償却資産、これは都市計画税を実施するのと同じかとは直接関係がないわけでございます。そういうことで区分けをいたしておるわけでございます。

しかし、こういったいろいろな都市計画税、固定資産税をめぐる負担の軽減なり実態に即したあり方の問題につきましては、常に私どもに課せられた責任でもございまして、実態に即した見直し等は今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○世耕國務大臣 ただいま局長の方から申されたとおりでございます。都市計画税も固定資産税も自治体にとっては大変な財源でございます。財政計画上からこれは慎重にいろいろ配慮しながら検討を加えていきたいと思っております。

○岩佐委員 時間がなくなりましたので、都市計

画税、固定資産税に関する、きょう建設省においていただいておりますのですけれども、その部分を割愛させていただきますと思っております。大変申しわけありません。

次に、宅地並み課税の問題について伺いたいと思っております。

私は、昨年十月に当委員会において宅地並み課税問題で質問をいたしましたけれども、その際、練馬区や小金井市においてかなりの空閑地が存在しているけれども、そのほとんどが農家の所有地ではなく、農家以外の公的機関や不動産業者などの所有になっているという、未利用地の実態調査の例を紹介いたしました。そして、農地を宅地に転用させなければならぬほど本当に土地がないのかどうか、少なくとも三大都市圏だけでもこのように土地の実態調査を徹底的に行うべきだ、こういう提案を行い、これに対して当時の安孫子自治大臣は、関係省庁と相談してそういう方向に進めていくというふうに答弁をされておられるわけです。この実態調査はどういうふうになつたのか、伺いたいと思っております。

○閣根政府委員 未利用地の実態調査につきましては、現在国土庁においても一定の規模以上の遊休土地につきまして調査を行い、実態に応じて遊休土地である旨の通知等を行っております。その有効利用を図っているというように私どもも承知をいたしております。税務当局といたしまして、未利用地に対する課税が検討されました際に、政府の税制調査会等におきましてもいろいろ御議論をいたしたわけでございますけれども、未利用地というもの、実際上の判定が非常にむずかしいというところもございまして、必ずしも明確な未利用地というものの定義もなされず、正確な実態調査もされていらないわけでございます。

経緯といたしまして、いま御指摘いただきましたように大臣答弁もございまして、今後具体的にどんな形で実態把握等に努めていったらよろしいのか、関係省庁ともよく相談してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○岩佐委員 昨年の委員会でもって、一つは大手企業の保有地を吐き出させるために具体的措置を講ずることが必要ではないか、二つ目に土地の綿密な実態調査をぜひ実行していただきたい、こういう二点を要望したわけでありまして、その点に關して当時の自治大臣はその必要性を認められて、それで調査を行うということを確認に述べておられるわけです。国民は、非常に期待を持ってこれを見ておられるわけでありまして、この約束をほごにして、宅地並み課税のC農地への拡大だけは先行させる、こういうことがあってはならないというふうに思うわけでありまして、

新しい大臣になられたので、この点もう一度、しつこいようですけれども、計画的な町づくりを進めるためにはどうしても綿密な土地の実態調査が必要であります。大臣もぜひ積極的に、この点前的大臣と同じように対応していただくというところで決意を伺っておきたいと思っております。

○世耕國務大臣 前に安孫子大臣がおっしゃっていましたが、これは遊休土地がどういうことで遊休になつてゐるか、それとも企業が持つてゐるのか、これは実態調査をする必要があると思つてゐるが、これはなかなか自治省関係だけで、地方自治体だけでやるというわけにもいきませんし、建設省関係も入ってきますし、いろいろな関係官庁も関連してくると思つてゐます。そういうことで、私もやはり安孫子大臣と同じく、これは調査を進めていくべきである、このように考えておられます。

○若佐委員 早急に、空約束ではなくてやっていた方がいいというふうに思うわけですが、

この間、宅地並み課税反対の多くの意見書や請願が国会に寄せられました。また現に、宅地並み課税が実施されている三大都市圏の特定市の市長アンケートでも、過半数の市長が宅地並み課税に反対をしていて、九割近くの市長が都市農業の役割りを積極的に評価していることも紹介しました。あるいは、農民団体の大きな反対運動が展開されてきた、これも御承知のとおりであります。

私は、こうした地方自治体や議会及び住民の意見を尊重すべきである、こういうことを強く要望してきたわけでありまして、

先ほど言いましたように、当然なすべき土地の実態調査、これがまず最初に行われるべきだといふように思つてゐたわけですが、これを行わないで、宅地並み課税のC農地への拡大だけが先行する、これは非常に大きな問題だといふふうに思つておられます。今回、法改正について、先ほど同僚議員の議論にもあつたところで、先ほどいふような論調が見られて、そういう論議もあるわけですが、これはごく一部を見ただけのもので、だといふふうに私は思つてゐます。今度の法改正によつて農民は非常に大変な立場に置かれる、それはそういう状況が現実起こつてゐるわけでありまして、

そこで、今回の法改正の内容についてお尋ねをしたいと思います。従来宅地並み課税を実施してゐたA・B農地以外に新たに単位評価額、つまり三・三平方メートル当りの評価額が三万円を超えるC農地に對しても宅地並み課税を拡大する、そういうことになつておられます。C農地のうち三万円以上の評価額になるのは、三大都市圏全体では約六割と言われておられますけれども、東京及び大阪ではそれぞれどういふ割合になつておられるでしょうか。東京は区部と市部に分けてお答えをいただきたいと思つてゐます。

○閣根政府委員 三大都市圏の市街化区域農地のうち、従来C農地でありましたもののおおむね六割程度が三・三平米当たり三万円以上になるわけでありまして、この点、御指摘のとおりでございます。

ただ、おおむね六割といふことを申し上げておきますのは、この価格決定は、今回の昭和五十七年一月一日現在で行われます評価がえの結果の賦課額によりまして判定をいたします。その作業がまだ終結をいたしておりませんので、正確な数字

が申し上げられないわけでございます。東京、大阪について具体的に数字を示せといふお話でございますけれども、確かに、東京、大阪はC農地の価格そのものがほかの都市に比べまして高いと思つてゐますので、三・三平米当たり三万円以下のところというのは非常に少ないと思つてゐます。全体平均が大体四割といつたならば、多分その半分ぐらいにはなつてしまつてゐないかといふ感じはいたしておられますけれども、具体的な数字はまだ決まつていないところでございます。

○岩佐委員 私の調査によれば、東京都区部では、高圧線下など特殊なものを除いて一〇〇%といふ数字になつておられます。それから市部では九二・三%。そして大阪府の場合には、土地の事情が多量に違つてゐることもあつて、四五%といふことになつておられるわけでございます。東京ではC農地のほとんどが宅地並み課税の対象になる、そういう実態であるわけですが、今回の法改正によつて、三大都市圏全体では宅地並み課税が一筆に約三・六倍の地域に拡大される、そういうことになり

ます。さらに、重大なことはこれにとどまらない。法附則十九条の第三項では、五十八年度以降の單位評価額が三万円以上になるC農地に対する措置を定めておられますけれども、これは、五十七年度の評価額は三万円未満だったのが次の評価がえで三万円以上となつた場合には順次宅地並み課税を適用していく、つまり宅地並み課税の自動拡大条項だと理解をしてゐるわけですが、これではC農地全体に宅地並み課税が拡大されるのは時間の問題だと思つておられるわけですが、その点いかがでしょうか。

○閣根政府委員 單位面積当たりの価格で宅地並み課税をするかしないかを分けてゐるわけですが、その価格の三万円といふのは、現在の私どもの考え方では一応固定をして、固定価格で考えていきたいと思つてゐるところでござい

ます。しかし、そうすると間もなくC農地全部が課税対象になるのかといふお話でございますが、今後

における土地の価格の上昇傾向がどうなるのかといふことについて、必ずしも従来と同じようにどんどん上がつていくことが見込めるのかどうか、確たる見通しを申し上げるわけにはいかぬわけですが、そういう見通しにすぐ全部が対象になるということではないと思つてゐます。

御指摘をいただきましたように、この制度を設けましたのは、都市施設がほとんどまだ整備をされてないような市街化区域というのが相当あるわけでございます。東京都の中は別といたしまして、この辺で言いますと茨城県でありますとか埼玉県の奥の方でありますとか、相当広い範囲にわたつて市街化区域が設定をされておりました。そういうところは宅地並み課税をやりましたも、実際問題として住宅をつくるわけにはいかならない。そういうまだ道路にしろ、水道にしろ、電気にして無理があるものだから除外をしていこうといふことで、この制度をつくつたわけでありま

す。しかし、三・三平米当たり三万円以上の土地でありまして、引き続き長期にわたつて農業を継続したいといふところについては、宅地並み課税の徴収猶予制度といふものも今回仕組んでゐるわけでございます。したがつて、すべての都市あるいは東京都の区部等の農地がすべて宅地並み課税を自動的になされてしまふんだといふふうには、私どもは考えていないわけでございます。徴収猶予制度を活用する余地といふものは、十分残されてゐるものと考えておられる次第でございます。

○岩佐委員 その徴収猶予制度の問題ですけれども、何か官農継続の意思があれば、長期官農継続農地として宅地並み課税分の徴収猶予制度を受けられるんだといふふうな感じがするわけですが、それを受けられる条件がつけられてゐるわけですが、これも幾つもの条件がつけられてゐるわけですが、かなり大変なことになるわけですが、現行の減額制度では、政令の附則で、減額できる農地の面積要件を〇・一ヘクタール以上としてゐます。改正法案でも、長期官農継続農地で市長の認定を受

けたものについては徴収猶予した税を五年ごとに
限って免除する場合の面積要件も政令にゆだねら
れていると伺っておりますけれども、政令はもう
決まっておりますでしょうか。

○関根政府委員 御指摘の政令はまだでき上が
っておりませんが、内々の議論をいたしておるわけ
でございます。方針としては、一団地の
土地につきましては九百九十平米以上の土地を対
象にして、それ以下は残念ながら営農の継
続の団地としては認めがたい、こういう考え方で
ございます。これは、〇・一ヘクタールというの
と従来からの面積の測定単位でございました一反
というものと兼ね合いと申しますか、一反を厳
密に計算いたしますと九百九十一平米ということ
になるのだらうでございますけれども、それを救
うという意味で九百九十平米というものを考
えております。

なお、従来は一団地の面積要件しかございませ
んでしたけれども、今回はさらにそれを広げてい
く意味も含めまして、農家の実情により即するよ
うに制度をこしらえますために、一農家当たりの
面積が〇・一ヘクタール以上あればよろしい、こ
れも政令で九百九十平米というふうにいたします
けれども、そういう要件もつけ加えることにいた
しましたので、従前に比べて、より農家の実態に
即した徴収猶予制度が実際に適用できると考
えておるわけでございます。

○岩佐委員 その九百九十平米以上というの
連担した場合もいんだということを聞いてい
るわけですが、その点はどうかでございませ
ぬ。

れが九百九十を割りましても、二人合せて一団
の続きで持っておればそれでよろしい、という
考え方でございます。

○岩佐委員 東京の場合、非常に零細な農地が多
いわけですね。調べてみたところ、C農地だけで
八・九アール。足立区では筆数が一万四千四百
筆に對し、面積が五万三千五百七十アール、平均
三・八アール。江戸川区では、筆数が八千八百五
十四筆に對し、面積は三万九千二百十アール、平均
四・四アールとなつておるわけですね。比較的一筆
当たりの面積の広い練馬区でも、十アール以下の
農地が半数を超えているわけですね。零細な農地の
多い足立区や江戸川区では、その割合は七割から
八割に達することが推定をされます。

いまの、連担した十アールと言いますけれども、
たとえ最初は三人あるいは二人の農地を合わ
せて十アール以上となつていても、長期営農継
続の農地として出発しても、二、三年たつうちに三人
のうち一人が営農をやめるといふような実態に
なつた場合に、この条件を満たすことができな
くなってしまふわけですね。そうすると、いつもいつ
も隣の人、長生きしてほしいとか、いつまでもや
めないでいてほしいといふことを気にしながら農
業を続けなければならぬといふふうなところに
追い込まれるのではないかと申すのでございませ
ぬ。

○関根政府委員 宅地並み課税という制度は、大
都市におきまして土地供給が非常に少ない、その
ために家を持ちたくても持てないといふ現実があ
る、そういう状態の中で、できるだけ宅地を供給
させていこう、こういう趣旨が一方に政策的にと
してあるわけですね。一方、現に農業を営んでい
る人たちに對して、直ちに生活の資を奪つてしま
うようなやり方はできないではないか、こういう
要請等がある。その二つの要請をうまく調和でき
るところで制度をこしらえていかなければいか
ぬ、こういう責任がわれわれに課されているわけ
でございます。

考え方によれば、およそ現在農業を継続して
おる、それを続けていきたいと言えれば、どんな小
な面積でもやらせたいといふやないか、こういう
話もあり得るわけですね。一方で、もう相当宅地化
が進んでおる地域の中で農業が継続されておる、
その農業を継続していただくためには、やはり農
業は農業としての一応の体裁といえますか、経営
が何とか成り立って行くような基盤を持つていな
いとまずいのではないかならうかといふふうにか
わつてございませぬ。

そういう意味において、一団の土地であります
場合には、一団地として所有者が何人でも構いま
せんけれども、少なくとも〇・一ヘクタール、正
確なことでは九百九十平米以上という団
地を想定をしたわけでございます。したがって、
いま先生が御指摘いただきましたように、三人で
一団の土地を持つておる場合に、だれか欠けてし
まいますと、それ以後徴収猶予の対象にならな
いという問題が起つてまいります。

それを救いますために、いままでなかつた制度
でございませぬけれども、今度は一農家当たりの面
積基準というのを設けて、一農家当たり九百
九十平米以上の営農地を持つておれば長期営農継
続の農地としての適格性がある、こういう仕組みを
こしらえるわけでございます。したがって、たと
えばAさんとBさんとCさん、三人で十アールの
土地をやつておつた。Cさんが抜けたために、A
さんとBさんの土地は一団の土地としては要件を
欠くに至りましても、Aさんはほかになお、たと
えば六百とか五百とかいふような農地を持つてお
る。それと合わせれば九百九十平米以上になる場
合には、引き続きAさんにつきましては徴収猶予
の制度が適用されるということになっております
ので、私どもとしては、まじめにと言つて語弊が
ございませぬけれども、まじめに営農をやつてい
くといふ人たちに對しては、ほとんど大部分の者
がこの制度によつて徴収猶予の対象になり得るも
のといふふうにかわつていられるようになつてござ
いませぬ。

ただ、その場合でも、一筆当たりといひませ
ぬか、一団地当たり余りにも小さな土地について、
営農地ですよといふことで残されるのはいかにが
なものか。いわゆる宅地介入農地のようなのが
あります。その場合には、それは除外するといふ意
味で、百平米未満の土地につきましては、営農継
続の農地としては認めがたいという例外はつくつ
ております。まず百平米といふと、昔の面積で
約三十坪でございますので、その程度の小さなも
のまで営農継続農地とするのはいかにがなものか
といふことで考へていられるようになつてござい
ませぬ。そのほかの通常の農地で、真に営農継続の意
思のある、しかもそういう営農継続の基盤のある
ようなものは、ほとんど全部対象になるものと考
えております。

○岩佐委員 さつきの政令の問題でござい
ませぬ。

もう一つ、同一行政区内で十アール以上といふこ
とになると、これは東京の各市の場合一つ一つの
市がかなり狭く区切られてはならないで、同一
行政区内といふふうにはならないで、二つの行
政区にまたがって五アールずつ持つといふよう
なことも出てくるのではないかと申すのでござい
ませぬ。この点はやはり認定が受けられない
といふことになるのかどうか、伺いたいと思
います。

○関根政府委員 二つのケースがあるわけござ
いませぬ。一つは、団地当たり九百九十平米、そ
れからも一つ一つの分類をいたしましては、一農家
当たり九百九十平米以上あればよろしい、この二
つのアプローチを今度こしらえるわけですね。それ
で、先生御指摘の、一行政区内内を考へるとい
ふのは、二番目に申し上げた一農家当たりの面積を
計算する場合でございませぬ。一団地の場合に
は、市と市の境界のところは一団地で九百九十
平米以上のものがある場合には、市をまたがって
も構はない、これは関係ないわけでございます。
一農家当たりといふ問題につきましては、これ

は固定資産につきまして昔からそうなんぞござい
ますが、名寄せ等の関係もありまして、他市町村
にわたって所在する固定資産についての名寄せ
は、実際問題としては非常にむずかしいというこ
ともございまして、これはやはり一市町村内にお
いて一農家当たりどの程度のものを持っているか
によって区別せざるを得ないということござい
ます。

○岩佐委員 いままでの議論の中で私は、やはり
いまのような条件というのは非常に厳しくなっ
てくる、そして都市農業というのが本当に守って
けるのかどうかということを非常に不安に思うわ
けです。

この間の私の当委員会での議論のときにも繰り
返し言ったことですが、一つは、都市農業
が果たす役割。これは、新鮮な野菜を消費者に
供給する点、地震や災害
があつたときでも、遠隔地からは運べないけれ
ども、近在農家だつたらすぐに供給できる、そうい
う確保ができるわけです。それから緑地を確保す
る、こういうこともあるわけです。また、災害
の際に避難地にもなり得るということで、一体い
まのままで本当にそういうことが満たされていく
のかどうか。この点について、農水省には、本
当に農業がやっているといるのかどうか、都市農業が確
保できるのかどうか。

それから、国土庁にも来ていただいておりますけ
れども、昨年の答弁では、宅地並み課税の実施に
際して、都市の安全を確保する点で農地の果たす
役割を十分尊重するといふふうな形でやりたい
と言っておられましたけれども、具体的にどうさ
れるのか。

それから、消防庁にもきょう来ていただいております
けれども、この点、私は農家の皆さんの陳
情を受けた際に、アパートの火事がある、物を
避難をさせるということ、隣にあつた畑に必要
なものを一階から二階まで落として、そし
てその火災で財産が燃えるのを免れた。非常に小
さな空き地であつても、そういう災害時には十分

役に立つんだという実際の例を示されたわけ
ありますけれども、そうしたことも含めて、こう
いう役割りというのがあるのではないかとこの
ことを伺いたいと思つてます。

そして、最後に自治大臣に、こうした宅地並み
課税を農地にまで拡大する、これは農民がも
とも農地をやつていくという営農権を侵害する
ものだというふうに思つて、執行猶予つき
の農業をやるといふ、それは十年間の営農継続とい
う条件がつけましたけれども、執行猶予つきであ
るといふことには変わりない。こういう形で果
していいのか、その点について伺いたいといふ
ふうに思つておられます。

○吉岡説明員 都市農業の役割りなりあるいは今
後都市農業を守っていく上で不都合が生じないか
という点についてお尋ねでございます。

都市農業の役割りにつきましては、先生もお話
ございましたように、生鮮野菜なりあるいは花の
供給、そういった面で重要な役割りを果たして
おるといふふうに私も考えております。

今後の都市農業につきましては、市街化区域内
の農業につきましては都市農業の一部分でござい
ますけれども、市街化区域の性格との兼ね合いと
いうことも考えていかなければならぬといふ
ふうに考えております。

今回の、いわゆる宅地並み課税に關します制度
改正後において都市農業が大丈夫かという点につ
きましては、先ほど来御議論のありましたような
運用上の諸条件等にもかかわつてまいらうとい
ふふうに思つておりますが、先ほど来御議論の出
ておりましたような形でもって猶予制度が仕組ま
れるといふことを通じまして、基本的には意欲を
持つて農業を継続したい、またはそういう状況下
にある農家の営農継続にとりましては、不安のな
い状況が生まれるといふふうに考えておる次第で
ございまして。

○木内説明員 お答え申し上げます。
大都市地域における市街化区域内の農地につき
ましては、暫定的な意味も含めまして、防災上

定の効果を果たしているということは否定できな
い事実かと思つてます。しかし、大都市地域におけ
る大きな規模の災害に對しましては、基本的には
公園とか緑地あるいは街路等を整備するといふ
ような形で、本格的にやるべきものだと考えてお
るわけでございます。そういうふうなわけござい
ますけれども、先ほど申しましたように、大都市
地域の農地が現況で一定の役割りを果たしている
ということを否定するわけではございません。

そういうこととの関連もございまして、先ほど
から議論になっておりますように、今回の宅地並
み課税実施につきましては、農業を継続する意思
を有する者に対しましては特別な配慮をする等、
一挙に市街化区域内農地をなくしてしまつとい
ふようなことは考えておらないのでございまして、
その間、本格的な震災対策のための避難地等の確
保ができるような事業が推進されることを期待し
ておるわけでございます。

○鹿見島政府委員 一般的に空地の消防上の効用
につきましては、基本的には延焼防止効果と避難
地としての効果、二点あるわけでございます。お
話のように、一時的な避難地としての効果がある
かどうかという問題もあろうかと思つてますが、基
本的にはその規模なりあるいはその周辺の状況、
それからそれが密集市街地の中にあるかどうかと
いうようなことによつて、具体的にはそれぞれの
効用が出てくる、かようなことでございます。

○世耕國務大臣 今度C農地まで拡大していろん
な制度の改正を圖つて、どのつまりは将来農業を
やめさして宅地へ転用させる手形を出しているよ
うなものではないかという御意見でございますが、
私は今回の改正、実はそう思つておりません
で、私は大体が都市の中でも緑地の多い方にどう
しても意見が自分で傾いていくわけなんです、
今回の場合は、都市の中で農業を継続したいとい
う人に対しては、そのままその意思を十分尊重し
ようということ。それから、農地が緑地として災
害時の避難場所にもなり得る、これも確かに御指
摘のとおりだと思つてます。それから、生鮮食品

を補給する一環としての、都市の中の新鮮な野菜
供給地としての農業、これも必要ではないか、こ
れも当然のことだと思つてます。

そこで、五年間ずつ見て十年間で、免税とかな
んとかということじゃなくて、徴収猶予しながら
十年間やつていこう、五年ずつ見直して徴収猶予
をしていこうというのもしそういうところでござ
いまして、もし本来の農業といふことであれば、そ
のままその意思を十分尊重して長期にわたつての
営農をしていただきたい。宅地は宅地にする、そ
れから営農の意思があれば営農を十二分にやつ
ていただく、そういった意味のいろいろなあれを尊
重いたしまして、今度の改正案になつたと思つて
ございまして。

○岩佐委員 もう時間が参りましたので終わりた
いと思つておられますが、先ほど一番最初に申し上
げた未利用地の利用実態について、やはりきちん
とされていくことが重要だといふことを私、質問
を通じてますます痛感いたしました。この点、
大臣がおやりになるということでしたけれども、
それは国民が期待をしておりますので、早い機会に
お願いをしたいといふことを最後に申し上げまし
て、質問を終わりたいと思つてます。

○中山委員長 田島衛君。

○田島委員 私は、まず最初に、今度の地方税法
等の改正の基本的考え方と、その根拠について聞
いてみたいと思つてます。

要するに、地方財政の現状だけを考慮して、もう
少し税源を捕捉しなければいかなぬということの
単純な考え方なのか、それとも地方行政というも
のをもう少し充実させなければいけない、そのた
めにはこういうこともあつてもいいか、そのた
めにはやらなければならない、そのためにはやはりもう
少し財源が必要だ、そこまで考えているのか、ど
の程度の考えでやられているのか、まずその点か
ら伺つてみたいと思つてます。

○閣内政府委員 地方税源を拡充していくことの
必要性については、いまさら申し上げるまでも
ございませぬ。私も申し上げましては、あらゆる

機会を通じまして、地方の自主税源を拡充するための方策はないかということを検討しながら、いろいろの制度等の改正について考えているわけでございます。

しかしながら御承知のように、今回の税法改正に当たりましては、昨年の臨調答申以来、現在の国、地方を通ずる財政の再建を進めるに当たりましては、増税なしでやっというところという基本的な方針を定めておられるわけでございます。そういう中におきまして私どもとしては、今回の税法改正に当たりまして、積極的に一定の増税というものを志向した改正をすることはなし得なかつたというのが実情であるわけでございます。

しかし増税なしでも、たとえ国からの地方税の税源の移譲によって地方税の充実ができるではないかという議論もあるわけでございますが、御承知のとおり国の財政の状況におきまして、いま直ちに税源の地方移譲というものを大々的に実施できるような情勢にないということを御理解をいただきたいと存じ上げる次第でございます。

○田島委員 いまの御説明はよくわかりますけれども、おのずから税というものは、その裏側のやはり追求される一つの性格がある。つまり住民、納税者というのは、趣味でおもしろくて税金を納めているのではない。税金を納めるには納めるなり、やはり反面期待がある。こういうこともしてほしい、こういう点でわれわれ住民の納税者側の意思も酌み取ってほしいという期待がある。その期待をする以上は、応分の税その他の負担をしなければいかぬだろうなというところで、そこに納得があるわけですが、理解がある。

ところが、最近の税のあり方を考えると、国税であれ地方税であれ、もうその限界を超えてしまっていると言わなければならぬと思うのです。これは恐らく私ばかりではない、各党の議員さんみんななそう思っておられることだろうと思うし、答弁に立たれる政府側も同じような見解をきつと持っておられると思うのです。そういう状況であるだけに、税というものをいじるにはよほど慎重で

なければいけないんじゃないか。ただ、財政が苦しいからやりくり算段いろいろな形で税源を確保するということじゃなくて、いまの地方行政そのものの行政サービスと、それに見合うところの納税者、住民の税その他の公租負担というものがバランスがとれているかどうかということも、常に考えていかなければいけないことだと思っております。今回の改正に当たっては、地方行政そのものの、地方自治そのものの現状について、相当慎重に検討されたのかどうか、聞かしてみてもいい。

○閣内政府委員 私どもが税法を、いじると言うのと語弊がございますが、税法改正につきましては御提案を申し上げるまでにはいろいろと、政府の税制調査会を初めとしたしまして関係各方面の意見も十分に聞き、御審議をいただくわけでございます。また、地方団体からの御意見等も拝聴した上で、最終的に慎重に結論を出してきていますつもりでございます。今後そのようにしていきたいというふうに考えます。

税というのは、取る側の論理だけで、取る側の都合だけで勝手に取れるものではないことは申すまでもございませぬ。納めていただく住民のサイドで税を本当に喜んで納めていただけたらというふうな税は理想ではございませぬが、実際問題として私は非常にむずかしいと思つてます。しかし、たとえ嫌々ながら納める税にしても、この程度のものはやむを得ないではないかという納得を得ないと、税というものは本当にうまくは機能しない、徴収もできない、いろいろなところで問題を起してしまつていくこと、そういうことは私ども税に携わつておりましてしみじみと感じております。何の変哲もないような税制改正一つを行つてもそれを地方団体、県へおろし、あるいは市町村へおろして実際納税課で仕事をこなさし、それが住民に対して納税通知書を出す段階になって、いろいろの問題が起こつてしまつてしまうようなことを私ども経験をしたしております。そういう経験を踏まえながら、今回の税制改正に当たりまして、私どもと

しては私どもなりに十分慎重に対処したつもりでございます。

○田島委員 通告の中にそういうことは書いてありませんから、もしお答えしにくかつたら決して無理なことは聞きませぬけれども、たとえば過去数年間における投資的経費と義務的経費といふことが経常経費、そういうものの増加の割合等を検討してみたことがあるかどうか。みたことがあれば、どのように御承知になっておられるのか。もし手元に用意なしといへばいいですよ、無理なことは聞きませぬ。

○土屋政府委員 私どもは毎年地方財政計画を立てるに当たりましては、歳出の中身をいろいろと検討するわけでございますが、その場合に投資的経費と経常経費とは全部区分けをいたしまして、その中身について一々洗い出して積み上げ計算をやっておるわけでございます。ただ、おっしゃつた意味がよくわかりませんが、投資的経費と経常経費との比率と申しますか、そのバランスというのはいくらが適当かという面に焦点を当てて検討したことがあるかどうかということでございます。私どもそういうマクロ的な意味での比率でどれがいいかということとは、的確なものを持っておりませぬ。やはり全体として、そのときどきの景気状況等から見て投資的経費をどのよう

に持つていくか、あるいは経常経費の中でも、たとえば私学関係についてはどういう考えで推し進めるかといった政策的なもの積み上げでバランスをとつて、歳入歳出の収支を均衡させておる、こういうやり方をしておるわけでございます。

○田島委員 要すれば、最近の傾向として歳出の中を性格別に大別した場合に、義務的経費、経常経費の方が増加率が高いのか、投資的経費の方が増加率が高いのかということ、それならわかりますか。

○矢野政府委員 たとえば、昭和五十年以降の地方財政の状況を見てまいりますと、昭和五十年以降数年間にわたつて、義務的経費の割合がかなり高くなりました。昭和五十三年ごろから

義務的経費の比率は、構成比は若干下降きみになりまして、投資的経費の方がやや増加きみになってきておる。これは、昭和五十年以降の財政全体の状況からして、こういったような傾向が出てきておるものと考えております。

○田島委員 もちろん、義務的経費、言うならば経常経費といふますか、そういうものの中の一、二大きな部分を占めるのは人件費ですけれども、その人件費は必ずしも行政サービスに大きな影響力を持っていないとは言えない。たとえば警察、消防あるいは衛生関係といふますか、特にはっきりしているのは警察、消防のように人件費そのものが行政サービスである場合がありませぬから、人件費だけふえていることをもって、行政サービスの方は向上してないのにもかかわらず、経費だけが向上しているという言い方は当たらないことは理解しますけれども、そういうことも十分理解した上で、歴年の傾向というのは、投資的経費よりはむしろ義務的経費が着実に上がつておる。これがまた財政を苦しめている原因。その財政が苦しくなつたから、税金をいゝるんな形で増税をしようとなつなければならぬ原因になつておるものと思つております。

そういうことは住民の望む意思ではない。住民は、納税者は、できるだけ人件費は少な目に抑えて、そして仕事を一生懸命やつてほしいと思つておるに間違いないし、税金はできるだけ安い方がいいと思つておることもこれまた絶対に間違いない。そういう住民の意思を考え、住民が期待する住民福祉への貢献というものを考えてみた場合に、最近の税の取り方、徴税の仕方というのは、少し大義名分を失つておる、社会正義を見失つておると思つておる。ただ足りないから取る、こういう仕事をしなさいと取る、税金をいゝるんだ、こういう性格があることは否めないと思つて、これを全面的にそんなことはだめだと言つたつて、これは現実問題としてやむを得ないことでありませぬけれども、極力そういう点は自粛していかぬと、住民意思、

住民の期待にはこたえられなくなってしまうというのですが、そういう点で大臣、いかがでしょう。

○世耕国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。われわれの考えとしては、地方自治体に対して給料とかボーナスを安くしろと言うのは立場としてはいいやない分、値切るといふのは気持ちのいいものではないかもしれませんが、それをあえて自治省が各自自治体に対して指導したり、給与表を公表しろとかいろいろそういうことを進めておられますのは、御指摘のようなことに端を発しているわけでございます。

○田島委員 私がこんなことをいまさら言うまでもなく、住民の側は総称して主権者、たとえば公務員の場合は全体の奉仕者、わかりやすく言うならば納税者側が主人公で、公務員側は言うならば小使役、奉仕者という立場になる。ところが、その主人公側である住民、納税者は、ひいひい言っって一生懸命汗水流して働いて、やっと手にしたなと思つた途端にがさつと税金で取られる。取つた方の側は、まさにこれが勤めかと思つたやうなぶつたるんだ仕事のやり方をしておつて、それでも勤勉手当やらを手にしている。こういう状況の中で、大きな額をして税金を取られます。

そんなことを言つても無理だろうけれども、しみじみそういうことを痛感するわけですよ。一般住民というのは、なかなか直接文句を言う機会がない。せいぜい、われわれ住民の代弁者とか、言うならば私どもも一種の小使ですけれども、その小使たちを使って文句を言わせる以外に直接文句を言う機会がないけれども、その腹の中は相当煮えくり返る思いがあるだろうと思つておす。あるだろうと思つただけに、そういう時期における税法の改正等で、確かに形の上では増税といふものは避けては行かざるを得ないけれども、実質的にはあくまでも増税。現に数字が示しているところですね。それで、そういう税法の改正によって実際の増税、増収を図つて、では一体それが反対給付とし

てどういふふうにはね返つて住民の方へ戻つていって、納得させることができるのかというところ、恐らく説明はつかないと思つておすけれども、どうでしょうか。説明がつかないと思つておす。

○閣議政府委員 御承知のとおり税は、目的税はちよつと事情が違ひますけれども、一般の普通税につきましても、これを何に使うという特定の使用目的と対応した形で徴収がなされるものではあります。一般的な地方公共団体における歳出を賄うための財源としてちよつとしたいをする、そういうことになつておすわけでございます。

しかしやはり、税金を徴収するといふことは、住民から納税をしていただきますためには、その納税とそれに伴う受益といふものができただけ目に見えたといふんです。これだけの納税をするこゝとによつてこれだけの有用な行政がやつてもらえるんだ、あるいは、直接自分たちの身の回りにこれだけの効果が生じているんだということが、できるだけわかりやすいやうな形で対比されるやうな税のあり方といふんです。住民にそういうことを示すことによつて住民の納得をできるだけ得られるやうな形で税といふものを考えていかねばいかぬと思つておす。

また、税をいただく以上は、その使用の段階におきまして、むだのないやうに効率的な使用にも心がけ、そういう効率的な使用がなされておすよといふことを住民に説明できるようにやり方をしつていく必要があるものといふふうに考えます。

○田島委員 税にも国税と地方税との別がありますけれども、特に地方税の場合は、先般もこの委員会でお互いに意見交換をしたやうに、地方自治の本旨といふものの中から酌み出せることへの考え方からすれば、公益的なものと思つておす。自治といふのは、自分たちが、こゝろがやりたいやうな、こゝろが欲しいやうな、こゝろが欲しいやうな、それをやる費用は人のものを当てるに、みんなを出し合つてやれ、わかりやすい話でこれが自治ですね。したがつて、むずかしい言葉で言へば公益性と

いいですか、その公益性といふものを考えると、いまの時期に私がそんなことを言つたらとんでもない話だといふことになりますけれども、極端な話、現在の所得割そのものあり方だつて、私は本当の公平じゃないと思つておす。地方税の場合です。所得がうんとあるから、それだけその割合に応じて出しなさいといふことは、公平のやうで公平でない。

たとえば、うんと高額の所得者といへども、やはり道路事情が悪ければ、同じぎゅうぎゅう込んだ道路で同じやうな苦勞をしなければならぬ。あなたも税金を大変たくさん納めておすから、こつちの楽な道路をどうぞといふわけにはいかないのですよ。だけれども、いまそんなことを現実問題として取り上げたら、さなきだに、税源を求めてひいひいふう言つておす政府なり地方団体として、これはもうとんでもない話で、こゝろになるでしようけれども、本来的に考えれば、もう少し財政に余裕を持つたら、本当はそこまで突っ込んで考え直していかねばらぬと思つておす。

だからといつて、幾ら公益があるからといつて、うんと低所得者まで税金を取るとは言ひません。もちろん、世の中は不文律といふものがあるから、力のある者、余裕のある者が、力のない者のためにかわつて負担をすることは、これは美德です。それからそれはそれでいい、力の弱い者から税金を取らぬやうに極力課税最低限を引き上げてあげることはいいことだと思つておす。ある程度力がある者以上から所得割で税金を取りまくるといふことは、必ずしも正義のやうで正義じゃないと私は思つておす。

だからといつて、田島委員、そんなに高額所得者じゃないでしけれども、どちらかといつて低所得者の方かもしれないけれども、客観的に正義とはそういうものじゃないかな、公平とはそういうものじゃないかなといふふうに考えるわけであります。しかし、いまそのことを求める、そういう現実にはないから、あえてそれは一つの例とし

て申し上げたわけでも、そういう地方税といふものの性格であるだけに、なおさらに改正等の場合には慎重に対処していただきたい。時間の関係で、特に固定資産税の問題を取り上げてみたいと思つておすけれども、先ほど来も恐らくこの固定資産税の問題についてはいろいろ議論があつたことではしよから、できるだけ重複を避け、短い時間にしたしたいと思います。

固定資産税の課税方法といふのは、私が言うまでもない、三年に一回評価がえをやる。評価がえをやつて適正価格なるものを出す。それに一定の率で税率を掛けて税金を出す。税率は変わらないから、確かにこれは増税じゃないのだと言へるけれども、三年に一回ずつ評価がえをするといふことによつて、実質的には大変な増税になつておす。しかも、その対象になつておすところの不動産、それを持つておす所有者、その不動産がどのやうな状態であるやうと、それにかかわらず、着実に増税をされていく。つまり、その不動産から相当の収入があるやうとあるまいと、利益があるやうとあるまいと、それにかかわらず、持つていたら最後、その持つておす不動産に対して着実に三年に一回ずつ評価がえをされ、評価がえといふ形で増税をされる。

しかも、その増税の上昇率といふのは、恐らく他のいかなる公租公課類に比べても抜群の高さだと思つておす。ほかのどんな税金よりも大変高い率で上昇しておすことは、過去の事例をもつてしても言へると思つておす。しかも、その評価がえといふのは徴税者側が一方的に評価する。確かに、それに対する一種の異議申し立ての機会はある。三十日間の申告期間があるわけだ。だけれども、一般の人は、台帳を見に来いと云つたつて、見に行く暇だつてない人もいっぱいある。だから、おおむね、縦覧期間に閲覧をして、これはおれのところは高過ぎるなんてやる人はほとんどない。まずまず一方的に徴税者側の決めるがままに、えらいまた高くなつたものだなと頭を抱えながら納めておすといふか、納めさせられておす

のが実情だと思ふ。
こういふ固定資産税のあり方だつて、本当からすると、地方税の一つとすれば望ましい形じやないと思ふ。これも、現実のいまの地方財政事情からすれば、確かに望ましくないと思つたつて、そう簡単に直すわけにいかないでしようし、いまそれを直せといふことじやないですけれども、基本的考え方として、固定資産税の課税方法というのは適当な方法じやない。いつの日かは、財政の余裕を見て、やはりもっと妥当なものに変えるべきだと思ひますけれども、その点はいかがでしようか。

○関根政府委員 先生御指摘をいただきました問題は、われわれにとつても非常に大きな問題であるわけです。

固定資産の評価のやり方を、現在は固定資産の価格といふことにしておるのですが、かつてはこれを収益税といふ物の考え方から、賃貸価格をもとにして、いわゆる収益がどの程度上がるのかといふことに着目して固定資産に税を課するといふ方式をとつていたこともあるわけでございます。もう一回、その方式に戻るべきではないかといふ議論も学者の中にもあるわけでございます。し、われわれの中にもそういう議論が必ずしもないわけではございません。

ただ、それれいまままでの長い間の、地租に始まつて以来の経験に基づいて現在のよなな制度ができてゐるわけでございます。収益課税方式をとれば、それはそれなりの問題点がある。たとえば、せつかくの土地を遊ばせておく、遊ばせておくことによつて収入がないから、それでは固定資産税は取れないのだといふことになると、かえつて土地の有効利用を阻害をしてしまふといふ社会的な弊害も出てくるわけでございます。もちろん、一律にそういうことばかりは言つておられませんが、いろいろな長短がそれぞれありまして、現在のよなな制度に落ちつてゐるものといふふうに私どもは受けとめてゐるわけでございます。ただ問題は、この固定資産税といふのは価格に

応じて課するといふ方式をとりましたときに、そのはいいまでも、その納税を行う納義務者の支払能力といふか、担税力といふものを無視した形でこれを課税することはできないわけでございます。そういう意味から考えまして、通常期待し得るその固定資産の収益力といふか、それは常に検証の材料としてそばに置きながら、固定資産の税額そのものが固定資産の価格に対してどの程度の割合になつてゐるのか、これは重過ぎますと、とても問題が多過ぎてしまつてどうにもならない税になるだらうと思ひます。

したがつて、私どもは、固定資産税の税率なり課税標準といふのは、やはり通常期待し得る負担に对应し得る通常の収入といふか、所得力によりまして納税ができる、そういう担税力のあり得るよなな税率で課税していくことを買ひたいかなければいけない。ある年度においてきつめて急激に税負担が上昇をいたしますと、あるいは長期にわたつて非常に高い率で固定資産税が上つていくといふよななこと、そういうものをできるだけ排除していくよななやり方といふか、そういう点にも配慮しなければいけません。したがつて、そういう配慮の一貫といたしまして、現在負担調整率といふよなな制度も固定資産税の中に仕組まれておることが言えると思ひます。

なお、お話の中に、固定資産税の伸び率が、対前年度で、ほかの税を群を抜いて高いのではないかといふ御指摘がございましたが、最近、住民税において余り大きな減税がなされてないといふよななことも反映をいたしまして、個人の住民税の伸び率が相当大きなものになつてきております。五十五年と五十六年においては個人住民税の伸び率の方が高くなつておる、そういう状況もあるわけでございます。必ずしも、固定資産税だけが飛び抜けてアップ率が高くなつておるといふものではないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○田島委員 私の調べたところでは、そういうふう

に認識してゐるわけですが、そのことでも、いま議論しようと思ひませんから、話を先に進めます。

この固定資産税といふものは、同時に地価を大變つり上げる作用も持つてゐるわけですよ。また、つり上げると固定資産税をよけいに取れるわけですね。だから、徴税者側からすると、地価が上がることは必ずしも悪いことじやない。いいことも考へてゐるんじゃないかと思はれるくらい、地価が上がればまたそれに應じて税金を、増税じやないといふ言ひながら、評価がえ、評価がえでんばか上げていく。

反面、そういう固定資産税といふものの課税徴収のあり方から派生したものと、言うならば、周辺開発途上地区なんかは意外とその団体に於ける財政内容といふのは案外です。いろいろこの方法がありますけれども、そのことはいま言ひませんが、自主財源がたつぷりしてゐる。したがつて、いま苦しいと言ひながら、本當かなと思ふよなな大型施設をばかばかつくつてゐるわけですよ。そういうところもある。だから、固定資産税といふものは、いろいろな角度から見ると、少し悪的な性格を持つてゐるんじゃないかなと疑わざるを得ない面があるわけなんですけれども、多少でもそのよなな認識を持たれますか。

○関根政府委員 地価の上昇は、固定資産税の税収を確保する意味からいいますと、確かにありますが、いふことではあります。私どもは、固定資産税が上がるから地価が上がるんだ、こういうふうには考へておりませんが、土地の供給と需要のバランスからまず地価が先上がりまして、その結果として固定資産税評価額が上がり税額が上がつてくる、こういう形のものではないかと思ひます。ただ問題は、御質問のお話は固定資産税が悪税ではないか、そういう認識を持つてゐるかといふことでございます。私どもは、固定資産税といふ税目は非常に古い歴史を持つた税目でございます。近代国家以前にも公租公課の中で主要な位置を占めていたものといふふうにも聞いて

おるわけでございます。特に市町村、またその中でも田舎の町村等に行きますと、ほかに税目がないわけですよ。特に農家が多いよなな農村におきましても、ほとんど所得税の納税者がいないといふよななところ、そうなりますと住民税所得割も大した額にはなりません。そういうよななところでは、固定資産税といふのが非常にありがたい、コンスタントに入つてくる重要な税目になつてゐるわけでございます。

そういう意味において、まことに各市町村にまへんなく普遍的に所在するありがたい税だと思つておられますけれども、何か固定資産税そのものがそのものに内在する容認すべからざる要素を持つてゐる、いわゆる悪的なものといふふうには私どもは考へてゐないわけでございます。

○田島委員 もちろん、局長さんが悪税だと言つたら、ではそんなものはやめてしまへと言つても、それはそれなりのやめてしまへと言つても、別にはとらえませんが、その性格とすると大変矛盾のある、公平を欠く、そして場合によると、別の面での行政要求に反するといふよななことから考へると、余りつばな税金のあり方じやないな、こういうのを短く言つて悪税と言つたわけですよ。

確かに物の値段が上がるというものは、固定資産、不動産でもさうでしようけれども、需要と供給の関係が大きな要因になるでしようけれども、同時にまた、固定資産税が上がつたことも要因でないことはあり得ない。現に、土地の所有者等が賃貸価格なり何なりを上げる機会にいつも利用されるのは、やはり固定資産の評価がえの時期ですね。また評価がえがあつて固定資産税が高くなるから、申しわけないけれども上げてくれ。これは、文句なしにその時期が選ばれることは事実。また、これはやむを得ないことだと思ふのです。確かに固定資産税が上がれば、その不動産をもし賃貸してゐる場合には、多少それに影響してゐるでしようから当然のことだと思ひますが、そう

いうわけで固定資産税の資産の評価が地価の上昇に無関係ではないし、むしろ、その影響力の大きさは議論しませんが、着実な影響力を持つておることだけは事実だと思っておりますけれども、その点はどうか。

○開根政府委員 確かに、借家などについて賃貸料に固定資産税が重要な要素として入ってきている。固定資産税が上がりますと、家賃がその分だけコストアップになって上がってくる。こういうことは、ストレートな影響を持ち得るものというふうには考えますけれども、地価そのものが固定資産税が上がることによってただ上がったというふうなことは、必ずしも私どもストレートに結びつけて考えることはなかなかという感じを抱いております。

○田島委員 その点の議論は、ではまた別の機会に譲ることにいたしまして、民間の納税者、住民の所有する不動産に対する固定資産税は、三年に一回ずつ大変きちようめに評価がえをされる。ところが一面において、たとえば今度の地方税法等の改正の中の一つにある国有資産等の所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案では、日本国有鉄道の公害防止設備に係る非納付措置の適用期限の延長をやっている。民間の納税者側の持っている不動産については、着実にこれを一定の期間で評価がえをして税金をよけに取る。だが一方、国有鉄道等の国有資産等の所在市町村に対する納付金等についての特例措置は延期する。このところ、物の考え方にまっさら違つちやっているとあるんじゃないかと思っております。

大したことじゃありませんけれども、一方においては、主人公側から着実に取り上げる。一方においては、どちらかというとその主人公のために奉仕すべき立場のものの方ではできるだけ寛大に扱います。こんなばか話はないだろうと思っておりますけれども、そういう点ではどうでしょうか。

○開根政府委員 固定資産につきましては、三年

に一遍ずつ評価がえを実施をいたしておりますけれども、国有提供施設の所在市町村の助成交付金等につきましては、固定資産といいますが、財産への台帳価格で課税といいますが、算定の基礎になつておるわけでございます。これは、定例的な評価がえは実施をいたしておりますけれども、実情に即して不合理な点がございまして、その改定等は行つておるわけでございます。必ずしも一律に民間の資産については時価でやり、片一方の方が全く時価を無視しているということにはなつていないものというふうには考えております。

ただ、御指摘いただきました今回の公害防止施設の非課税措置の延長の問題でございますけれども、これは評価がえとは直接関係がございせんも、これは評価がえとは直接関係がございせんも、たまたま今回課税標準の特例の法律の規定の期限切れが参りますので、この際国有鉄道の公害防止施設についての算定基準の特例を延長をしたということでございます。いわゆる国税の方におきましては非課税等特別措置の見直しを積極的に行う、こういうことをやっております。

その中で、しかし一律的に非課税等特別措置をすべてやめちゃうというところは、とてもできる相談ではございせん。見直しの中にも必要なもの、政策目的上どうしても残しておかなければならぬようなものは、残さざるを得ないということが残しておるわけです。その一環として、今回の国鉄の公害防止施設の期限切れをもう一回延長させる必要がある、そういうことで延ばしているわけでございます。私どもとしては、今回のこの評価がえの問題とこの問題とが直接関係するものというふうには考えていないわけでございます。

○田島委員 大変頭のいい局長さんだとすると、故意に私の質問を横へ持つていったのか、誤解しているのかどうかわかりませんが、私だつてまさか、この国有施設の非課税措置の延長と固定資産の評価がえとを一緒にしているわけじゃないですよ。その考え方が、一方においては着実に評

価がえをして税金をよけに取る。一方においてはさらにその特別措置を延長するという大変寛大なやり方をしているというところに矛盾はないかということ。

特に公害防止関係で言うならば、民間の公害防止関係の特別措置については、延長はしたけれども、その率は変えたはず、縮減したはずですね。ところが、国有資産の方は、率はちつとも縮減しないで延長だけした。こういう物のやり方が、私にはどう考えても理解ができません。住民、納税者というか国民というかが本主に主人公であり得るのか、主権者であり得るのか、一体どっちが主人公でどっちが奉仕者の立場なのか、相当長い期間取り違えられたままで、直るんじゃないかと反対にどんどんどくなくなっているんじゃないか、そういう感じがしてならないだけに、特にその問題を引張り出して取り上げてみたわけです。

そこで最後に、当該税務局長さんに率直にずばりお伺いしますけれども、あなた自身が税金を払つていて、地方税、これはまだ軽いよ、もう少し出していいと思いませんか。

○開根政府委員 先ほども申し上げたつもりでございますけれども、税金というのは納める人にとつてはなかなか辛いものだというふうに思っています。たとえもつとも低い税率でありまして、納める身になつてはつらいものだと思うわけでございます。しかし、それはやはりその税金の果たしている役割、国の財政を支えているので支えることによつて、国民生活を支えているのではないかと、このことでございまして、その税金の使途が本来の目的に効率的に使われている場合には、やむを得ないから、まあまあ納得をしながら納めるといふものではないかと思っております。

○田島委員 私、時間がまだ多少ありますけれども、少しは早く終わる主義ですから終わりたいと思っておりますが、税金を取る方の、言うならば一番代表的立場というか一番お偉い立場である税務局長さん本人でも、恐らく国税で取られ、また所得割だといってがさつと取られ、一体それだけの

れておりませんので、非常に負担感が重くなつてきておるといふことは事実でございます。そういう説明も、これからは十分やつていかなければいかぬと思つて、納める側からは現在の住民税、決して軽いものとは考えません。しかし、かといつて、地方財政を支えるという意味においては、やはり必要なものではなからうかと考える次第でございます。

○田島委員 開根さん、どちらにお住まいか知らぬけれども、そのお住まいのある地方団体の行政サービス、おれの税金からすればよくやつてくれているな、もう少し納めてもいいなと思つて、ちよつとおれが納めていく税金むだに使ひ過ぎてやしないかなと、納める立場に立つてみればたまには感ずることがあるのじゃないかと思つて、どうですか。

○開根政府委員 余り私からそういうことを申し上げてはどうかと思つておられますけれども、やはり私も税金をいただくサイドというのは、税金を納める人は喜んで納めている人はいないのだというつもりになつて税のことを考えていかなければいかぬ。それを、喜んで納めていないにしても、まあまあ納得していただけるというふうな、やむを得ないと思つていただけるというふうな、そういう税法のあり方についての工夫もしていかなければいかぬ。そのためには、納税者間の公平というものを十分考えていかなければいかぬと思つて、また、これだけの税金を納めればこれだけの効果があるんだという、いわゆる先生のおっしゃる受益、利益というふうな物の考え方、そういうものもできるだけ身近にわかるような仕組みも工夫していかなければいかぬと思つておる次第でございます。

○田島委員 私は、時間がまだ多少ありますけれども、少しは早く終わる主義ですから終わりたいと思つておられますが、税金を取る方の、言うならば一番代表的立場というか一番お偉い立場である税務局長さん本人でも、恐らく国税で取られ、また所得割だといつてがさつと取られ、一体それだけの

サービスを受けているのかなと思われることがきつと間々あるだろうと思う。いわんや、税金を取ってお仕事をやっているのじゃなくて、取られる方ばかりの立場をやっている納税者、住民側の気持は並み大抵でないということだけは、どうぞ改めて御認識をいただきたいと思ひます。

以上お願ひをして、質問を終わります。

○中山委員長 加藤万吉君。

○加藤(万)委員 税務局長にお伺ひします。昭和五十六年度の府県税の収入計画額、政府の方で補正を組みまして、五十六年度三千七百五十億の新たな国債発行という課題も踏まえて、五十六年度の計画額を最終的に変更される意思がありますか。

○関根政府委員 国税の方では、補正の段階で税収につきまして減額補正をしたわけでございますけれども、私どもの方は地方財政計画という形で予定額を組んでいるわけでございますが、これは従来からの例によりまして、多少の状況変更においては一々財政計画の組み直しといたしまして、財政計画上の数字を動かすということをしていないわけでございます。そういう意味で、今回も特にこの額を変更するという事は考えていないわけでございます。

○加藤(万)委員 そうしますと、五十六年度の計画額、これは府県税に限りませんが七兆九千九百二十五億、このままでいくということですか。

○関根政府委員 計画といたしましては、このままの数字でいくということでございます。

○加藤(万)委員 私の聞くところでは、最終見込み額は七兆七千七百六十七億、大蔵省サイドでもそのくらいではないか、これは見込みですよ、そういうふうなお話がお話されておられますが、五十六年度の経済見通しについては、ここでやることではございませんけれども、予算委員会その他を通して政府側でも修正されておられるわけですね。当然のことですが、そういうことを踏まえてまいりますと、たとえば法人関係の税の落ち込み、これはもう明らかでしょう。そうなりますと、たとえ

ば当初の法人事業税の収入見込み三兆一千九百五十四億、これは修正をされていかなければ、ないしは最終見込み額を修正されなければならぬ数字じゃないですか。

○関根政府委員 先生のお話はよくわかるわけでございます。ただ、形式上の論議と実質上の論議と二つに分けて考えた方がいいのじゃないかと思ひますが、形式的に私どもは、地方財政計画に計上いたしました地方税収の見込み額を国の補正予算のように変更する手続は、例年のことでございますが、とっておりません。そういう意味におきまして、私どもはこれを修正するつもりはないという事を先ほど申し上げたつもりでございます。

さてそれでは、実質的にこれだけの計画額が確保できるのかという問題になりますと、私どもとしては、国の場合と多少事情が違つてございまして、三月期の大どろの入ってくる法人の決算というものが、地方税の場合にはことしの税収にはなりません、来年度の税収になってしまひます。国の方では、なお依然として法人税三月期の決算がよくなる見込みでありますので、何とか確保できるのではなからうかというふうな話を私どもも聞いておられるわけでございまして、地方税の場合には非常に私どもは心配をいたしております。

これだけの法人事業税におきまして、三兆一千九百五十四億まるまる確保できるということはないかなかなかむずかしいのではなからうか、こういう状況でございますけれども、それでは幾ら見込んであるのかということになりますと、なかなかやばい、経済の生き物を相手にするわけでございまして、数字をもってお話を申し上げるような状況にはないわけでございます。

○加藤(万)委員 結局最終見込み額が、いま私は、五十六年度の府県税の計画額ですから、対象になるものは五十五年度ですね、五十五年度の決算から見ても五十六年度の計画額はこのくらいだ、こういうことですね。五十五年度と五十六年度を

見まして、景気の上昇の傾向、これはもう各経済関係の団体が調査をしておりますけれども、大体冷え込みは五十六年度はもつとひどかった。したがって、五十七年度の財政見込みは、五十六年度の景気の推移を見て税収を見込みむわけでございまして、計画するわけですね。

仮に、私が手元持っている数字一じゃ、これは当初のお話をしましょう。当初の計画に比べて五十七年度の見込みは一一・二%ですね、府県民税だけです。もし、実質的に最終にはどのくらいになるだろうかと、これもまた見込みですが、この額に比べますと一一・二・五。私どもの数字が間違つておれば後で訂正をいたしますが、恐らく法人事業税関係の見込みは二兆九千十六億円、これを五十七年度の計画額で割りますと、二・五%法人事業税は伸びる。当初計画に對比いたしましたも、一一・二%上がるのです。どうですか、この見込みは間違ひございませんか。

○関根政府委員 先生御指摘の今年度の実績をどう押さえるかというところが、私どもは必ずしも明確な数字を持って今年度これだけ入るといふ形で押さえていませんので、それに比べまして来年度の計上額が何%伸びるかという事は、私どもとして数字を申し上げるわけにいかぬわけでございます。

しかし、いずれにしろ法人事業税につきまして、五十六年度当初との対比で来年度一一・二%伸びるといふことになっております。したがって、結果的に法人事業税が五十六年度の実績で計画額を下回つてしまつたというふうな事になりますと、この一一・二%を超える伸び率を達成しなければ目標額を確保できないということになるものというふうな考えをしております。

○加藤(万)委員 五十七年度国家予算については、予算委員会でも大議論のあったところで、五十六年度でさえ三千七百五十億の国債の発行というのを含めて補正を組んだわけですが、五十七年度については、いま経済企画庁が出している指標に基づいて税収を見込むことは、国家予算の

上でもきわめて危険があるという指摘がされてい

るわけですね。私は、同じこのスタンダード、土台に立ちますけれども、恐らく多くの委員からも、五十七年度の地方財政の財政収入額、この額についてはきわめてその財源確保はむずかしい。いまの景気の状態から見まして、五十六年度の決算を見ましても、どう見ても落ち込み要素が大き過ぎる。したがって、それを基礎にして五十七年度予算を組みますと、結果的には地方財政は減収補てん債を發行せざるを得ない、そういう状況に追い込まれるのではないかと、こう私どもは実は心配をするわけですよ。

そこで、五十七年度の各府県の予算を調べてみました。各都道府県の五十七年度予算の地方税の伸びですね、これは東京都の二三区が入つていますから少し数字的には間違ひが起きますけれども、六・七%ですよ。ところが、その地方財政計画では、都道府県の税収見込みは一一・二%ですね。一〇・二%の伸びを見ているわけですよ。やはり都道府県の場合には、実態としてそれぞれの法人なりその地域における企業の動向というものが、比較的身近なものとして手にとるようにはわかるわけですね。

結果として、五十七年度の計画額の一〇%が、地方府県段階では六・七%に押さえているということでは正しくないか。もし一〇・二%伸びますよという中で需要額をそれぞれ策定してまいりますと、あるいは国の財政から地方の裏負担を含めての公共事業を始め、その他の事業をやつてまいりますと、最終的にはこの一〇・二と六・七との差の財源を減収補てん債で賄う、こういうことになりませんか。

○関根政府委員 確かに、御指摘をいただきましたように、都道府県の当初予算の前年対比で、いわゆる暫定予算等を組んでいるところは除きまして対比をいたしますと、六・七%の税収増しか組んでおりません。地方財政計画で見込みました都道府県税の収入見込み額よりも少なくなつておる

わけでございますけれども、都道府県の税収の見積りもそのものつきましてはいろいろの見積りをするわけでございまして、この数字が各都道府県における最終的な税収の見積りも正しく反映しているとは必ずしも言えない。

たとえば、補正予算財源を留保している場合もあるでしょうし、あるいはまた、前年の見積もりが、前年当初におきましてちょっと大き目であったために、ことしはそれを控えておるとか、そういういろいろな組み合わせの結果でありますから、必ずしも一律に、これが低いからこつちの方が本当ではないかというふうな結論にはならないものと考えます。いずれにいたしましても、地域的な景気回復の跛行性というものを反映いたしまして、県によりましては相当厳しい税収見積りをして、県によりましては相当厳しい税収見積りをして受けておるべきではないかと思っております。

ただ来年度の、いま私どもが提出をいたしております五十七年度の地方財政計画計上の地方税収入額についてどうなのかというお尋ねでございますけれども、国の方にございまして、今後景気回復というものが相当なテンポで望めるということとを前提にして、五・二%の実質成長率ということを前提にして税収見積りをしております。私どもも、それを前提にして地方税の見積りをしていられるわけでございます。しかし、おまへは法人関係税については地方はどうかというお話かということをお尋ねしているのではないかとお話をあろうかと思っております。これは国の方では、大規模法人が三ヶ月に決算をしますけれども、それが相当好決算が望めるという前提で、今年度の法人関係税の税収が見込めるのだということをお尋ねしておるわけですか。

わが方は、それが今年度税収にならないわけでございますが、国の方で言っているような三ヶ月が好決算をいたしますと、私どもの方へはその分は来年度、五十七年度税収で入ってくるわけです。三月の決算がよければ、うちの方の五十七年度の税収はその分だけよくなるという関係もあり

まして、もちろんいろいろな前提はございますけれども、非常にむずかしい前提だとは思いますが、少なくともそういうものが経済運営のよろしきを得て何とか目標の成長率を達成できるのであれば、私どもとしては、いま計上しておる程度の税収というものは何とかなるのではないかと、いふように考えておる次第でございます。

○加藤(万)委員 大臣、私は、最終決算額のことをここで言おうと思つておるわけじゃないので、趨勢として、どう見ても、五十六年度の十一月決算、御承知のようにマイナス成長でしよう。ただ、一%、二%ぐらいの計画額と各県の予算額との差があるのは、これはやむを得ないですよ。それは局長が言われたように多少の、最終的な食い違いが二五%の保留分も含めてあることは承知してありますよ。しかし、四%ないしは五%です。もし、最終的な収入見込み額と私の数字が間違つていたら後で直しますけれども、収入見込み額と五十七年度の府県の計画額とを見ますと、一三%ですよ。六・七と一三%では、余りにも乖離があり過ぎるでしょう。

百歩譲りまして、財政局長がおっしゃるよう、確かに最終的な決算額はいろいろなものを取り込んでみますからこのとおりにはなりません。府県がつくつておる以上に税はふえるでしょう。それを見込んで、倍に近い乖離があるというのはいり過ぎますよ。結果的に僕は、減収補てん償か何かの形で地方財政は起債をせざるを得ない。そういう状況になりますと、それだけでなく今年度の各都道府県の公債額一五・八%ですか、年々やはり借金がかさんでおるわけですか。これに今度は減収補てん償ということになれば、まさに国と同じように地方財政が硬直化しますよ。

私はそういう意味では、この府県段階で今度の地方税の収入額を見込んでおること、これから需要額の方に今度は展開していくわけですから、収入がそのまま必要な事業の拡大になっていくわけですから、そこを抑えまさんと、まさに国と同じ、地方財政は破綻状況になりますよ。このこ

とだけは、恐らく局長もそういう方向性というものは否定はされないとお尋ねのす。大臣、この際地方団体をいろいろの意味で援助したり指導したりされる、その立場からのいまの私の心配がないような状況をつくること、同時に、そういうこともあるということをお尋ねしての大臣としての地方団体への行政指導といひましようか決意を、ちよつとお聞きしたいと思つておるのです。

○世耕國務大臣 地方税に関する五十七年度の見通しですね。こちら側の見通しが、御指摘のように絶対そのとおりにいけるとお尋ねのす。私はやはり申し上げにくい面もあるかと思つておる。これは経済とか税収の見通しでございますから、どうしてもそういう余地というのを残しておかない。

それから、地方自治体なんかの見通しと自治省などで見るわれわれの方の見通しと、若干とかかかかりの相違があるというふうにお尋ねのす。これは例年かかかりの相違が出ておることと事実でございます。

〔委員長退席、安田委員長代理着席〕
ただ、この中には、五十六年度の中からいろいろな経済分析をしまして、いろいろな指標を使いましてはじき出した数字ではあります。一つには、これは国税の方ももちろんそうでございますが、国としてのこうあらねばならないのではないかと理想のような形の数字の盛り込み方も、実際幾分か加味されているのはあり得ると思つておるわけでございます。

そういう意味から、私どもの方では、もし仮にそういう目減りがあったと仮定いたしますと、そのときは、これはできるだけやりたくはないんですが、減収補てん償のような形で地方団体に実害のないように、迷惑のかからないように処理していくことを考えております。

もう一つは、やはり地方税といへども、地方の景気の動向に左右されてまいります。その意味では、地方の単独債を五十七年度は五十六年度に比べてかなり増額を図つておりますので、こういう

ものをいろいろ地方の方では積極的に使つていたでいて、景気の底上げをしていただく。こういうことで、これが地方税の方にどういふふうにはね返ってくるかということもございまして、そういう総合的な見方をしておるところでございます。

○加藤(万)委員 大臣、私は、市町村はそんなに心配してないのです。これはもう大臣が就任される前に、例の市町村に対する法人税の還付率の引き上げと引き下げ、五・〇と五・二に上げました。それから、後半出てまいりますそれぞれの評価が全部行われますから、税収入は比較的高いですね。ですから、たとえば起債を發行されましても、市町村の場合には、それに即応するだけの基準財政収入額は僕はあると思つておるのですが、一番心配なのは、やっぱり都道府県段階ですよ。ぜひひとつ配慮していただきたいと思つておる。

これは全然通告なしの質問で恐縮なんです。実は東京都でいま砂町の屎尿処理場を廃止するという計画がございまして、大変私どもも心配をいたしている問題であります。これは、東京都が財政の面から合理化をしなければならぬという話がありまして、私どもも調べましたところ、毎年大体一億二、三千万から三億近い金を昭和四十六年から五十七年度ぐらゐまで実は投入しまして、砂町の屎尿処理場を能率的な形に直しているわけですか。

ところが最近、海洋投棄に全体を変えようということになりました。従来の砂町の処理場をつぶして海洋投棄に全部変えるという話になった。これは、私どもの議員が参議院の予算委員会でもやつておりましたが、大体厚生省が持っている環境の状況から見ると、陸上処理が正しいのではないかと。厚生省は、できる限り陸上処理をやれということでは、いままで基本方針をとつておるのですが、東京都の場合には全くそれは逆の方向で海上投棄に変える。それは主として財政面、同時にまた都の合理化計画全体の中に配置をされておることなんです。こういうことが府県段階で起る可能性があるわけですか。

いま言いましたように、財政の伸びから見て、まあそれはむだを排除するのは決して私どもはやぶさかではございませんけれども、本来あるべき尿尿処理の陸上処理、そういう原則まで曲げて海洋投棄で全体を処理する、こういう問題がいま都議会では大変問題になっているわけです。これは私ども、ぜひ大臣からも、そういうことよりもむしろやはり厚生省が言っておりますように、オリンピックのときに、尿尿を海上で処理しているのは日本だけじゃないかという御指摘があつて、その結果として、下水道処理あるいは尿尿処理施設をできる限り陸上へ揚げようという方向でいまままで閣議でも決定され、また厚生省もそういう指導をされていくわけですから、東京都におけるそういう状況も目配りしていただいて、当初の政府ないしは閣議で決定された方向にこういう始末ができるように、ぜひお願いしておきたいと思うので

す。

○土屋政府委員 私どもも詳細は存じておりませんが、いまの尿尿処理について海上投棄に東京都が切りかえるということ、いま厚生省との間でいろいろ話し合いが行われておると聞いております。いろいろ財政上の問題もございしますが、同時にまた、尿尿処理の合理的な処理をどうすればいいかということと絡む問題でございしますので、私どもがここで自治省として結論をどうと言うわけにはまいりませんが、重要な問題でございしますから、関心を持ってよく事情を聞いて、東京都あたりから相談でもあれば、どういふ形が一番いいのかわ、私どもなりにいろいろ相談には乗ってみたいと思っております。

○加藤(万)委員 次に、固定資産税、都市計画税についてお聞きをします。

今度の場合に、いわゆる農地課税ですね。A B農地からC農地まで拡大をして、それぞれ宅地並み課税と言われる税を賦課するという問題。私は、後で出ます徴税猶予の問題も含めまして、農地に対する政府の政策の基本的な転換が行われたんじゃないかというように実は思っているわけです。

本来、農業従事者、いわゆる農家の人が農地というものの、生産をする一番基礎的条件ですから、それに対して税を——今日の国際的な状況から見ると、日本でもできる農産物価格が必ずしも国際的な競争の場で太刀打ちできないという状況等から見れば、農業政策全般についてはできる限り保護農政の要素を持ちながら日本の農政は遂行されていく、そういうふうには実は思っていたわけでありました。

したがって、市街化区域におけるC農地について、先ほど御答弁を聞いておりますと相当広範な面積でありますけれども、このC農地は本来あるべき緑地ないしは優秀な農産物生産緑地として確保するという前提でいまままで税関係を扱ってきた。今度の場合、その分まで含めて新しい宅地並み課税をかけるということは、農政上の基本的な転換が行われたのじゃないか、こんな気がするのですが、C農地まで拡大したこの土地税制に関する基本的な考え方をまずお聞かせ願いたいと思

います。

○関根政府委員 今回の宅地並み課税にかかる税法改正につきましては、昭和四十六年以来議論がずっとなされてまいりまして、その延長線上で物事を考えたというふうには私どもは理解をしております。そういう意味におきまして、従来からの都市近郊農業に対する物の考え方を根本的に変えてしまったのだという認識は、実は私どもとしてはしていないところでございます。もともと宅地並み課税と申ししても、一般の農用地について宅地並み課税をしようということではございませんで、まさに市街化区域内の農地について課税上の取り扱いをどうしていくかということでございます。市街化区域内農地というのは、現状農地でございますけれども、やはり市街化を近い将来にやっていくべき地域として都市計画法上線引きをしたところであるわけでございます。

ただしかし、そういう近い将来に宅地化を図っていくという前提がありまして、現実に農業をやっている方たちに対する配慮というのは、これは当然やっつけていかなければならぬということで、従来からもそういう意味合いでC農地については一括して適用除外になってはおりましたけれども、今回、本当に長期にわたって営業を継続したという意思のある人たちに對しては——いろいろ御意見はあろうと思ひますけれども、私たちは真に継続したいという者に対しては、すべて営業継続が可能となるような措置を講じたつもりでございます。そういう意味において、農業サイドの御意見も十分参酌をして今回の結論を出したというふう

に考えております。

したがって、最初の問題でございすけれども、農業に対する基本的な考え方の変更というものはしていないということになると思ひます。

○加藤(万)委員 前回宅地並み課税の改正が行われる際にも、ここである議論をしたわけですね。五十一年から五十六年までの間のA B農地としての税額、それと一般農地としての差額相当分、これに市町村によっては減額措置を講じた、あるいは緑地奨励金などという中で事実上の一般農地との税額の差がない、そういう措置を講じている都道府県あるいは市町村——この場合は市町村ですね、市町村が大体八割から九割という指摘をしたわけです。この実態は、農地として税の中から、言つては悪いのですが、住宅供給用地を追い出すというのじゃなくて、農業は農業としてのものを持ち、同時に、一方サラリーマンが必要となる住宅用地としてのものが住宅政策として展開をされるべきだ、農地から宅地供給用の土地を税から追い出していくのは間違いだという話をしばしばしたわけですね。

策の大きな転換がその底流にある。いわゆる農業の保護政策よりも、むしろ住宅供給のための土地供給政策が前面に出て、農業政策全体が後退してきているのではないかと気がしてならないわけでありました。これは抽象論ですから、これ以上の議論はいたしません、私は全体としてどうしてもそういう受けとめ方をせざるを得ない、そういう気がしてならないわけでありました。

そこで、具体的なことを二、三お聞きをしたいと思います。

先ほど前の人の御質問にいろいろありましたが、長期営業継続農地の免除制度及び対象農地、これは私も承知をいたしております。たとえば行政区単位で九百九十平米、農家の言葉で言いますと一反歩ですね、これを対象にして、同時にまた、農家の経営規模が一反、九百九十平米、それを対象にして、長期営業継続農地として認めるといふ制度ですね。

どうでしょうか。行政区域がまたがった場合にはどうなりましょうか。

それから、一括して答弁してほしいと思うのですが、たとえばA B C——Bと調整区域はないと思ひますが、Cと調整区域がまたがった場合はどうでしょうか。その場合、C農地と調整区域がまたがって一団の面積になった場合、都市が行政上違つた場合。

最後に、介在山林というのがありますね。最近では山林と農地が特に都市の場合にはくっついて、山林が本来あるべき山林という姿でなくて、雑種地として扱われている場合に、一団の面積というものをどうとらえますか。

さらに四つ目、いま一つ聞きますが、農家の人の一戸の耕作面積が九百九十平米の場合に、同じように他市にまたがる場合あるいは調整区域にまたがる場合、調整区域も含めて営業が一反、九百九十平米だという場合に、この免除規定に当てはまりますか。

○関根政府委員 行政区域がまたがって一団の農地を形成をしている場合にも要件を満たすものと

思ひます。

思ひます。

思ひます。

考えております。他の行政区、他の市とまたがる
ところに、たまたま地続きの一反歩以上のものが
あれば、それは長期営業農地としての資格が
あるというふうに考えて取り扱ってまいりたいま
す。ただ、大都市の場合には、行政区と行政区
は行政区単位で考えてまいりますので、一般の市
とそこちがちよつと違ふと思ひます。

それから二番目の、調整区域とまたがって一団
の農地がある場合でございますが、それは通算を
いたします。市街化区域の中がたとえば六百平方
で調整区域の中が四百あれば、両方合わせれば千
でございまして、両方合わせて九百九十以上あ
ればよろしいということで、いわば通算をする
という考え方をいたします。

それから介在山林とつながっている場合ござ
います。これはあくまでも農地がどの程度ある
のかということ、長期にわたって営業を継続す
るといふだけの営業の基盤があるのかないのか、
そういう判断でございますので、相手が山林であ
る場合には通算をするということは考えておりま
せん。

それから、一農家当たりどの程度の経営面積が
あればいいかという問題との兼ね合ひで、調整区
域にまたがったりあるいは他市町村とまたがった
りする場合にどうかというお話でございますが、こ
れは一農家の経営面積というのはいさゝか集め
てきて全体で幾ら、九百九十平方メートル以上
でございますが、それはあくまでも一行政区内
でございまして、また、市街化区域内でござ
いますので、ほかのところまで全部合せて通算
してやるということまではちよつと考えていな
いわけでございます。

○加藤(万)委員　そうしますと百八十七都市間
の、たとえば私のところだったら藤沢と茅ヶ崎と
いうところに仮にまたがって一団の面積がある、
これはそれぞれ百八十七都市ですからいいです
が、たとえば隣の町というところと一団の面積が
かかった場合、百八十七の都市には限定しませ
ぬ。これがまず第一点。

それから二つ目、最後のお答えですが、その場
合には市街化区域のみに限定するということにな
りましようか、その場合でも百八十七都市以外
のところも入りましようか。

○関根政府委員　百八十七都市に限定をいたしま
せんで、隣の町が通常の町でありましても、その
百八十七の市の地域とその隣の町とのちよつと境
目のところに一団地、九百九十平方メートル以上の農地が
あれば、それは対象になります。長期営業農地
地として対象にいたします。

それから、先ほどのお答えとの関連でもう一回
御質問がございましたけれども、一定の市、百八
十七の市の中の問題として一農家当たりの面積と
いうものは考えております。したがって、どこか
全然関係のないところに営業地を持つておる、そ
れを足せば九百九十平方メートル以上になるとも、
自分の市の中、特定の百八十七市、そのある特定
の市の中に九百九十平方メートルに達したといふこ
とになってまいります。

ただ、ちよつと先ほどの答弁で訂正をしておき
たいと思ひますが、同一の市の中に九百九十平方
メートル以上の営業地をしておればよろしいのでござ
いまして、それが市街化区域内だけに限定はされ
ない。すなわち、市街化調整区域の中にある一定
の土地を持つておいて、市街化区域内と両方合
せれば、その人が特定の市の中で九百九十平方
メートル以上あればそれでよろしい、こういうことになりま
す。いわゆる調整区域と市街化区域というものは、
同一の市の中であれば通算をする、こういう
考え方に立っております。

○加藤(万)委員　徴税猶予について少しお聞きを
しますが、五年ごとに見直しをされるわけですね。
十年営業する、そういう継続可能な条件を見なが
ら五年ごとに見直しをして、もし五年の間に農地
を転用いたしましたして借家を建てる、その他につ
いては、徴税猶予をさかのぼつて徴収をする、こう
いうことになるのですか。

○関根政府委員　原則といたしましては、本来な
らば宅地並み課税を受けるといふ土地で、営業を
長期にわたつて継続したい、そのために農地並み
課税以上の分は課税しないでくれ、こういう制度
を組むわけでございますから、いわば申請をし約
束をした、その約束に反するような使い方をされ
た場合には、これは原則としてさかのぼつて宅地
並み課税分といたしますか、農地並み課税を上回る
部分の税額を納めていただく、こういうことにな
るわけでございます。原則はそうではございませ
んが、ただ、やむを得ないと思われる一定の事由が
あつて、その約束なり申請事項というものが守れ
なかつたという場合には、これは課税を免除する
というシステムをつくりましよう。

しからば、どんな事由に該当した場合に一定の
事由とみなすのかということでございますが、い
ろいろございませぬけれども、いまの設例で、自
分の都合で住宅をたたくつたという場合にはこれ
には該当はいたしません。たとえば災害を受け
たことによつて農業を継続することができなくな
つてしまつたとか、そういう場合には課税免除を
受けられます。また、農住組合の事業の用に供す
るといふ、農住組合をつくりまして、そこで計
画的に宅地化する部分と農地として保全する部分と
を区分けをいたしますが、そういうような区分け
をするによつて宅地部分に編入されてしまつ
た、そういうことによつて営業継続ができない場
合とか、そういう場合には免除をされます。

いまの住宅につきましては、所得税法上優遇を
受けます優良住宅の建設という概念がございま
すけれども、この優良住宅を建設するために土地を
譲り渡してしまつた、その結果として優良な借家
ができるあるいは分譲地ができる、こういう場合
には課税免除を受けるといふことになつてしま
す。ただ単に貸し家をつくつたというだけで免除
を受けることはできませんが、貸し家のうちでも
特定の条件を満たすものについては、課税免除を
受ける場合もあるというふうに御理解をいたさ
たいと思ひます。

○加藤(万)委員　事前の聞き取り調査がよかつた
ものですから、後の私の質問の答えまでいまいた
だいたわけですが、実は私は今度の税法のこの改
正のこれですね、十ページに、特定市街化区域の
農地の所有者が新築する一定の借家等の住宅につ
いては、軽減措置の適用期限を昭和六十年まで延
期をするということがあるわけであります。それ
があるとするならば、いま後段に言われたいわゆ
る農住組合ないしは政府のいわば優良住宅をつくる
ための奨励金制度、たとえば農地所有者等賃貸住
宅建設融資利子補給臨時措置法、少し言葉は長い
のですが、そういうものによつて適用を受けた者
は中途転用の場合でも、いまの税務局長の答弁か
らいけば適用になる、私はこういうふうに理解す
るのですが、そういうふうに理解してよろしゅう
ございませうか。

○関根政府委員　必ずしも、住宅をつくつた場合
すべて課税免除になるという構成はとつておりま
せんけれども、たとえば農地所有者賃貸住宅であ
りますとか住宅金融公庫の低利融資を受けた賃貸
住宅を建設した場合、いわゆるあめ法の関連の賃
貸住宅でございますが、こういったようなものは
課税免除を受ける、こういう仕組みを現在考えて
おります。

なお、先ほどから申し上げております一定の事
由というのは、まだ最終的な詰めは行われており
ませんので、先ほどから申し上げました方針で現
在詰めつつある、こういう趣旨に御理解をいた
さたいと思ひます。

それから、徴税猶予を申告する期間ですね。地
方都市に参りますと、すでにこの地方税法は通る
だらうということ前提に置きまして、たとえば
四月の十五日まで市町村長に徴税猶予の申告をせ
よとか四月いっぱいには申告をせよとか、一番下
の段階でもこの税法に基づいて農家に説明して

○加藤(万)委員　それだけでも農家の人は、い
わば土地の再利用、転用に対する負担が大変軽減を
すると私は思ふので、そういう方向で考えていら
つしやるということですから、ぜひそういう方向
で最終的な決着をひとつしていただきたい、こう
思ふのです。

それから、徴税猶予を申告する期間ですね。地
方都市に参りますと、すでにこの地方税法は通る
だらうということ前提に置きまして、たとえば
四月の十五日まで市町村長に徴税猶予の申告をせ
よとか四月いっぱいには申告をせよとか、一番下
の段階でもこの税法に基づいて農家に説明して

○加藤(万)委員　それだけでも農家の人は、い
わば土地の再利用、転用に対する負担が大変軽減を
すると私は思ふので、そういう方向で考えていら
つしやるということですから、ぜひそういう方向
で最終的な決着をひとつしていただきたい、こう
思ふのです。

それから、徴税猶予を申告する期間ですね。地
方都市に参りますと、すでにこの地方税法は通る
だらうということ前提に置きまして、たとえば
四月の十五日まで市町村長に徴税猶予の申告をせ
よとか四月いっぱいには申告をせよとか、一番下
の段階でもこの税法に基づいて農家に説明して

百九億のほかにも増収になるわけでございますけれども、その分が五段階にするために落ちてしまふというわけでございますから、制度を変えたことに伴う減収というものはどうも立てざるを得ない。そういう形ではどうも説明をしておきますので、従来の経緯の延長線上でそういう計算をさせていただいたということでございます。

○加藤(万)委員 やはり皆さんおかしいと言っていますよ。そんなものは備考で述べるべきです。そうでしょう。三段階のところは五段階になったから、本来取るべきものがこれだけ減りましたよ。ということ、備考欄でいいわけですよ。少なくとも五十七年度税制改正による減収見込み額ですから、この資料は。私もこの資料を基礎にして、どのぐらいの税が入ったり出たりするのだからと見るのですからね。そうしてまいりますと、百九億円というのはいわばこうこうという説明書きですよ。説明書きの上は立って、この計算をしてみますと、最終的には地方税の総額でマイナス五十億円の減収、こうなっておるわけですね。もしも百九億円、これが別枠だといますと、これは五十億円のプラスになっているんですよ。三角がつかないですよ。いま一遍答弁願います。

○関根政府委員 お話がよくわかるわけでございます。確かに税収全体としては、固定資産税総額はふえるわけでございますから、そういう意味において自然増があるわけでございます。しかし、その自然増というのは、制度改正をしないでおればさらにその上に百九億円ふえたわけでございます。それを税制の制度改正をやることによって百九億円分だけふえる額が少なくなっていることは、これもまた間違いないことでございます。で、そういう計上方法といいますが説明の仕方、また外へ発表する際の内訳として書かしていただいた、こういうことでございまして、従来からそういう形で増減計算をやっておりますので、ぜひひとつそういう形でやらせていただきたいとい

うふうに考える次第でございます。

○加藤(万)委員 A B農地が三段階が五段階になったら、減収でいいのですよ。C農地は適用が新規ですよ。C農地に対する調整率の変更、今度五段階の本末調整をやるわけですね。ということになれば、A B農地が何段階かあつて、それが修正になって五段階になったから減収になりました、これはわかりますよ。今度の税制改正がそうなっているのですから。しかし、C農地に関する限りは新しい法の適用ですからね。そうすると、これはだれが見てもこれだけ増税になりますよというのが本来であつて、しかし、本来の農地課税でいくと百九億円は五十七年度に入るべきものもありますよという説明が正しいのじゃないでしょうか。

○関根政府委員 まことに申しわけございませぬ。私の方の理解が不十分だったのかも知れませんが、調整段階を三段階から五段階にしたというのは、固定資産税のすべての土地についてございまして、C農地についての問題ではございませぬ。今回の評価がえに伴いまして、評価額が急に上がった。それをなだらかに各年度均等に配分していく、そのためにきめ細かくやつた、そのことに伴うものでございまして、C農地がそれに該当して起こってくる例というものは、農地でございますからほんのわずかあると思ひますけれども、百九億のそれこそ何百分の一というふうなウェイトのものでしかない。一般の住宅地なり農地なり、そういうものの全体の評価が之に伴つて今回負担調整率を変えたことに伴う減収額だ、こういうこととでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○加藤(万)委員 いずれにしてもこの税収見込みの増減、何か減という感じが受けるわけですよ。ですから、そういう意味ではいさし丁寧に、私も素人が見てもわかるような増減見込み額あるいはこういう資料を提出するようにお願いをしておきたいと思ひます。これ以上やりますとこれだけで時間をとつてしまひますから……

次に、土地保有税についてお聞きをしたいと思います。

土地保有税の新しい市街化区域における三百、五百の税額は、一体どのくらいになるのですか。○関根政府委員 今度新しくできます小規模の土地所有に對しまして課税をいたします特別土地保有税につきましては、土地を取得いたしましたから二年以内に住宅を建てなかつた場合に課税をしていく、こういうシステムの税でございます。で、実際の課税が発生をいたしますのは三年後になるわけでございます。そういうふうなことで、五十七年度の税収に直接関係はございません。で、現在の時点で推計をいたしております。いずれその課税年度が近づいてから、事態の推移を見きわめた上で推計をしたいと思ひます。

○加藤(万)委員 対象面積はわかりますか。わかりませんか。国土庁の人に聞きますが、いま調整区域で法人が所有している面積はどのくらいあるものでしょうか。調整区域全体の中で法人が所有している面積がどのくらい、そしてその中で法人が持っているもので開発計画があるというふうに推定されるものはどのくらいあるでしょう。

○木内説明員 お答え申し上げます。国土庁が調査している対象は資本金一億円以上の企業でございますので、若干先生の御質問の全体をカバーできないかと思ひますけれども、それによりまして五十五年三月末現在の企業の販売用土地がどのくらいあるかという調査をしております。これは全国で約九万六千ヘクタールでございます。その中で、市街化調整区域にどのくらいの面積があるかと申しますと、全国で約二万五千ヘクタール市街化調整区域の中に土地を持つております。この市街化調整区域に保有している土地の開発計画と申しますか細かい開発計画は、私も調査がちょっと十分ではございませんけれども、現在その開発に着手しているかいないかという區別で申しますと、現在まで工事、開発に着手しているものが四千ヘクタール、約二万五千ヘクタールの中の一六%。それから、まだ工事等に全然着手

していないものが二万一千ヘクタールで、これが二万五千ヘクタールの八四%と大多数になってございまして。

○加藤(万)委員 大臣、いまちょっとお聞きになつたように、従来土地保有税というのは、いわば四十四年のとき大企業が調整区域を含めて土地の買い占めをやつて、やがて市街化区域になるであろう、ないしは市街化区域も買い占めを行つて土地の投機を呼び起す、これに對する一種のペナルティ的な要素を持つて保有税がつくられたわけですね。今度の場合に、三百、五百という面積に限定をした、そこから土地保有税を取る、これは従来の法人に對するペナルティという発想、ないしはそういうもののために土地保有税をつくつたというその法の趣旨からいふん違つた方向になつた。いわば個人の——三百といふと約百坪でしようか、百坪の土地も二年後には家を建てなければ保有税をかけますよ、いわば法の体系が法人に對する課税から個人の保有地に對する課税という方向に大きく変わったと私は思ふのですが、いかがでしょうか。

○関根政府委員 特別土地保有税につきましては、今回小規模な土地につきましても特別土地保有税を新しくつくることにいたしましたわけでございます。それを加えますと、従来分と二つの種類の特別土地保有税ができるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。したがつて、従来から、いま先生御指摘のペナルティというところまで、私も考えてはいないわけでございますけれども、まあそういう性格の従来ありました特別土地保有税は、そのままの形で残るわけでございます。しかし、これは、大都市については二千平米以上、その他の市町村については五千平米以上というふうな非常に大きな土地だけを対象にいたしておりますから、その下の部分がほとんど野放しになつていくわけでございます。

土地住宅税制をこの際国税、地方税を通じて改正をいたしまして、宅地の供給を促進しようといつて土地がせつかく出てまいりましても、また買

い占められてしまっています住宅等が建たないという
ことでは何をやっていいのかからないうという
ことになりまして、せつかく出てきた土地を有効
に活用していただき、その上に住宅を建ててい
ただきますために、買い取ってなおかつそれを利
用しない、住宅等を建てないという場合には、二
年以上放置しておりますと特別土地保有税を課税
しますよ、こういうシステムをつくったわけでござ
います。決して、従来の法人対象の特別土地保
有税をやめてしまつて、比較的小さいものに乗り
かえていった、こういうものではないわけござ
います。

また、特に今回の新しくつくります小規模な土
地に対する特別土地保有税も、必ずしも私どもは
個人の零細土地というものを考えていないわけで
ございまして、大都市で三百平米といふものとあ
る程度相当大きな面積になります。個人のサラリ
ーマン等では、とても大都市の中、東京都の中へ
百坪の住宅をつくるという事は、まず実際問題
としてはむずかしい。これは民営住宅ということ
になれば、三十坪としても三軒できるわけござ
いますから、ある程度の業者なりあるいはマンシ
ョンなり、そういうものに供するための土地とい
うものが出てくる。それが遊んでいるのに対して
は課税をして有効利用を促進しよう、こういう税
でございまして、必ずしも個人をねらい撃ち的
に、中心的に考えているというものではございま
せん。

○加藤(万)委員 五十六年度の小倉税調会長が答
申を行ひまして、土地保有に関する税は大体見終
わつた、新たな税の創設は必要ない、裏返して言
えばですよ、そういう税調答申も出ているので
す。したがつて私は、三百、五百といふところま
で引き下げて保有税をかけるのは、確かににおし
やるとおりに、現在の土地保有税が広大な面積に
対してあることは知っています。したがつて、そ
れは法人が持っている。先ほど調整区域まで含め
て数字をいただきましたけれども、そういう面
で合せて一種の土地の高騰を抑え、そこから住

宅供給用地を提供させるという、そういうペナル
ティ的要素を持ったものだ。今度の場合、三
百、五百というラインを引いてそこに對して、仮
に都市において百坪の土地は確かにわれわれ買
えませんが、しかし、農家が仮にそういう雑種地と
いいますか、そういうものを持っていた場合に当
然かかるわけですね。かかるだろうと私は思うの
です。いずれにしても、個人の所有にかかわ
る分まで土地保有税をかけてくるというのは、従
来の税法の保有税からいけばその内容、質的なも
のは変わつたと思つております。これが第一点。

第二点に、いま一つ聞きますが、三百、五百と
いう線はどこで引いたのですか。何が物理的な根
拠として存在したのですか。

○關根政府委員 新しくつくります小規模の土地
に対する特別土地保有税は、あくまでも臨時的な
措置といつたしまして昭和五十七年の四月一日から
三年間、すなわち昭和六十年の三月三十一日まで
の間に取得をした土地について課税をいたします
ので、農家が昔から持つておる土地については、
これが新たに課税されるということはありません
わけでございます。何らかの宅地開発なり住宅を
つくるためという名目で土地を買ひ取つた人、そ
れがいつまでも有効利用していかないというもの
に対して、二年経過した後には課税をしようとい
うものでございまして、先生の御心配いただく
ようなものは多分あり得ないと考えております。
また、三百、五百でございまして、この面積基
準は先ほどもちよつと申し上げましたけれども、
私どもはせつかく土地税制をこの際改めまして、
できるだけ長期安定的な土地税制としようとい
うことをもくろんで取りかかつてやります税制で
ございまして、せつかく出てくる宅地について
は、それがどんな小さな宅地でありましても有効
利用をされるように、何らかの税制で後押しをし
たいものと考えてました。それを徹底いたします
と、たとえ十坪でも二十坪でも、小さな土地でも
有効利用可能なものについてはすべて課税すべき
だ、こういう議論が出てくると思つております。

ところが、一方において、先ほど実は先生御心
配いただいたことではないかと思つております。れ
ども、余りにも零細な個人の給与所得者程度がざり
ざりやつとの思いで買ったような土地にまで二年
間で十分に課税をされるという事は、かえつて
実情にそぐわないのではないだろうかという問題
もございまして。

それからもう一つは、これは私どもの方の都合
でございましてけれども、徴税技術上も余り小さな
土地の移動まで一々追いかけていくということ
は、やはり行革の精神にも反するようなものにも
なりかねない。できるだけ効率的に税制を執行し
ようという観点からも、余り小さなものは、どん
なに見落としかつても構わないというのであれ
ばわりかし手数をかからずにできるのですけれど
も、やる以上は不公平にならないように、法律で
カバーするものは全部悉皆捕捉できるように仕組
みでないといけません。そうなりますと、ずいぶ
手間がかかつてしまふことになりまして。

そういう、先ほど申し上げました土地の利用を
大いに促進しようというサイドからの要請と、一
方で余り無理な税制をしたくない、しかも徴税技
術上はできるだけ能率的な徴税ができるようにし
ようという二つの要請を調和を図ろうといつたしま
すと、大体大都市においては三百、そのほかの都
市においては五百という程度のものが出てくる
ということでございます。何が何でも絶対三百でな
ければならないという計算上の算式があつて出て
きたというものはないわけでございます。

○加藤(万)委員 それは困るね。大体都市では三
百で市街化では五百という。僕は、税をかける
以上は当然税に対する理論的なものでは言わぬで
も、税を徴収するのですから、こういう要件が備
わつていなければならない、こういう要件が備
わつていなければならない、都市では大体百坪くらい持
つていられるから税を取つてもいいのではないか、
市街化地域では五百平米以上でいいのではないか
というのでは、税の対象のものとしては余りにも
根拠が薄弱だ、こう思つております。いま一度御答

弁いただきました。何か根拠があつて課税の対
象面積が決まつたということにならなければ、わ
れわれはここで審議しておつても合理性を納得
きません。いかがでしよう。

○關根政府委員 私どももいたしましては、先ほ
ど申し上げましたような基本的な考え方であつた
わけでございますが、それまでに至ります過程に
おきましては、各地方団体からの御意見も十分お
聞きをし、実際の課税当局の意見もあわせて聞
いていましてございまして。

考え方の基本といたしまして、通常の個人が個
人用の住宅をつくる場合に、それが課税対象にな
るといふものを排除し、なおかつその範囲内にお
いてできるだけ狭い土地まで有効利用を促進す
るための課税をしていこう、そういう要請を踏まえ
まして均衡のあるところに設定をした、その結果
として三百、五百が出てきたということござい
ます。

○加藤(万)委員 納得できませんね。問題は、本
当は住宅政策でしよう。これによつて税の問題よ
りも、百坪ないしは五百平米、その中の空閑地を
抛出をさせて、二年以後は税がかかりますからそ
こに早く住宅を建てるようにという意味での住宅
政策でしよう。そういう御説明がなければ納得で
きないですよ。対象を五百にするのか四百にする
のか、何ら数字的根拠なしにわれわれはここで審
議するわけですから、オーケーを与えるかノーと
言うかは別にしまして。

本来住宅政策として、全体のいまの日本の住宅
供給条件から見ると、都市においては三百以上、市
街化区域においては五百以上空地を提供してもら
つて、全部とは言いませんけれども日本の住宅全
体を満足させる、そういう政策から生まれてきて
いるのであるから、数字的根拠はきわめて希薄で
すけれどもこういう数字になりました、こう素直
に説明された方がよいと思つております。私は、税を
かける以上は、その税をかける対象物に対して、
税をかけるべき根拠が数字的にも、また実態的に
も明示をされるということがなければ、いろいろ

な地方税がありますけれども、今後のこの審議はなかなか応じかねる、こう思うので、この点は私どもの真意をきちっと申し伝えておきたいというふうに思っています。

○開根政府委員 先生おっしゃいましたように、まさに今回のこの改正は宅地の供給を促進して、こうとうことをねらいとした住宅政策として考えたわけでございます。そういう意味におきまして、せっかく出てきた土地、それが遊ばされておるのはもったいないこととございますから、その有効利用もあわせて図って、こう、こういう趣旨で、住宅政策の一環といたしまして税法上もこれを補完をしていく、そういう立場上出てきた税制改正でございます。

○加藤(万)委員 私は、そういうように初めから説明された方が委員会としては話がしやすいと思っております。私は、わざわざ調整区域の面積その他も聞きまして、そういう本来住宅政策として新しく都市ないしは市街化における保有税をつくったのですよ、これは税法上のいままでのペナルティ的な考え方の土地保有税とは違うのですよと、そういうことが、ずっとやっていたければ結論になってくるのですよ。そういうように初めから御答弁されませんと、委員の皆さん方も御審議がしにくいのではないのでしょうか。私の意見だけを述べおきたいと思っております。

最後に、社会保険診療報酬についてお聞きをしておきます。
これは五十四年度に国の税法が改正になりました、わが党はこの社会保険診療報酬に対する地方税もそれぞれ法律を改正して与えるべきではないか、税収入財源として繰り込まれるべきではないかという主張をかねがねいたしておるわけでありまして、いただいた資料によりまして、もし地方税に千二百三十億を引き直してまいりますれば、三百九十億でございます。私は、今後地方財政はきわめて厳しい条件になるわけであり、いつか質問がありましたように、公平税制を行うという面から見て、あるいは地方税を含めて税負担が拡大をして

いるという面から見ましても、こういう租税特別措置、なかんずく目につく租税特別措置に関する法は地方税段階でも改正をされるか、本委員会に問題を提起をされるべきである、こういうふうに思いますが、御意見をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○開根政府委員 社会保険診療報酬につきましての事業税が実質上かかっていないという問題につきましては、前々から当委員会からもいろいろ御議論をいただいておりますのでございます。

私どももいたしまして、国税の方におきましては多少の改善がなされておりますが、事業税については全く手がつけられていないという状況もありませんので、できるだけこの改善につきましまして今後とも努力をしていきたいと思います。これはばかりではございませんで、ほかの租税特別措置、国の租税特別措置に匹敵いたします地方税上の非課税等の特別措置につきましても、絶えず見直しをいたしていく責任が私どもにも負わされていくわけでございますが、この社会保険診療報酬につきましても、その中の重要な項目といたしまして、今後私どもとしても積極的に見直し、再検討を進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○加藤(万)委員 以上です。

○中山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中山委員長 この際、本案に対し、日本社会党を代表して松本幸男君より修正案が、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合を代表して大橋敏雄君外二名より修正案が、それぞれ提出されております。

両修正案の提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。松本幸男君。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○松本(幸)委員 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、昭和五十七年度地方財政対策に当たって、自治、大蔵両大臣の合意により地方財政収支が八年ぶりに均衡し、さらに地方財政から国に二千四百億円貸し付けられたことをとらえ、地方財政危機は解消したばかりか、きわめて裕福な状態になったとして、盛んに地方財政裕論を宣伝しております。

しかし、このような裕福論は、地方財政の実態を無視し、国から自治体へ、自治体から住民へと負担転嫁を容易ならしめ、ひいては国、自治体間の財政制度の再編成を企図するものであることは明らかであります。

申し上げるまでもなく五十七年度地方財政は、きわめて不安定な税収見込みと高い住民負担によって支えられた上げ底財政の貌を免れない内容となっております。すなわち五・二%実質成長といきわめて過大な経済見通しを基礎として、一・七%増という高い地方税収入を見込む一方、住民負担においては、約八千億円の増徴を課しているのではありません。このように構造的な不安定要因を抱えた地方税収入見込みに加え、所得税以上直視すれば、地方財政裕論がまかり通る余地は全くないばかりか、地方財政の構造的危機要因は何ら解消されていないと言わねばなりません。

しかしながら政府は、こうした地方財政の状況を直視することなく、財政再建の意義を歪曲し、ひたすら帳じり合わせに終始し、住民負担の

強化、地方財政の国への従属によって現状を糊塗しようとしております。二年続きのごまかし住民税減税、特別土地保有税の緩和等五十七年度地方税制改正によるわずかに五十億円の減税額及びその内容は、住民の期待に全く反するものであります。

日本社会党は、国、自治体間の財政の根本的改善こそ財政再建の大きな課題であるとの立場から、住民負担の軽減、法人課税の公正、強化を中心とする地方税源の強化を図り、もって地方自治の強化を図ることを要求してきましたが、本年度政府案について、このような立場から特に緊急と認められる事項について所要の修正を行うこととしたのであります。

以下、順を追って修正案の概要を御説明申し上げます。

第一は、個人住民税についてであります。基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十五万円に引き上げ、課税最低限を百七十六万九千円とする。ともに障害者控除、老年者控除、寡夫控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額を二十三万円に、特別障害者控除の額を二十九万円にそれぞれ引き上げ、老人の扶養控除額及び老人配偶者控除額をそれぞれ三十三万円に引き上げております。また障害者、未成年者、老年者、寡夫及び寡婦の非課税限度額を九十万円に引き上げるとともに、白色事業専従者控除限度額も七十万円に引き上げております。

第二は、法人についてであります。企業の都市集積による社会的費用負担を強めるため、均等割の税率を五〇%引き上げることとしたしております。

第三は、事業税についてであります。当面、所得税を納付するに至らない者に対する個人事業税の解消を図るため、事業主控除額を二百六十万円に引き上げるとともに、中小事業者の負担軽減を図るため、白色申告者の専従者控除額を七十万円に引き上げることとしたしております。

ようとしております。

すなわち、広範な勤労国民の一兆円減税要求に對しては、住民税においてわずか十二億円のお涙減税でごまかしつつ、約八千億円に上る実質増税を住民に課しているのではありません。自治、大蔵大臣の覚悟による地方財政から国への貸し付け約二千四百億円があるならば、野党がごぞつて要求してきた住民税減税は十分可能であつたはずであります。切実な要求である住民税減税を国の財政の帳じり合わせの犠牲にした政府と自治大臣の責任はきわめて重大と言わなければなりません。

また、地方財政が八年ぶりに収支均衡したこと、地方財政の裕福論が叫ばれ、これが臨調や政府部内において地方財政、とりわけ地方交付税の削減論の論拠となつておりますが、果たして、地方財政が裕福になつたのでありましようか。事實は全く逆であります。過大とも言える政府の経済見通しの結果、地方税収は一一・七％と前年度に比べて大幅な増収を見込んでおりますが、五十六年度における四・一％という下方修正された政府の経済成長さえ、もはやその実現は困難となつてゐる状態下では、五十七年度政府見通しが達成されることに大きな期待を寄せるわけにはまいりません。まして、これによつて地方税収入を当初どおり見込むことは、きわめて困難と言ひべきであります。事実、都道府県の五十七年度当初予算案を見れば、軒並み税収見込みを抑制してゐるのであります。事ほどさうに、地方財政の収支均衡はきわめて不安定な税収入に支えられてゐるのであり、地方税次第では地方財政は首を立てて崩壊するのであります。

さらに加えて、今改正案に對し、政府やマスコミは、厳しい国税に比べ地方税は減税ラッシュなどと宣伝いたしておりますけれども、これまた数字のごまかしにすぎず、個人住民税の実質増税はもとより、固定資産税等においても大幅な負担増となつております。すなわち、地方税制改正においては料飲税、ガス税を初め、固定資産税の負担調整率等において差し引き五十億円の減税が行わ

れてゐると言われておりますが、固定資産税の負担調整率は、これまで評価がえの都度ルールとして当然行われてきたものであります。これをもつて百九億円の減税と言ふのは明らかにごまかしであり、地方税自体における税改正においても、住民負担との関係で見れば五十億円の減税どころか逆に増税であります。

このように、住民に對しては数字のごまかしによつて実質的増税を図る一方、特別土地保有税においては企業の土地投機に對するペナルティー課税を緩和するなど、不公平税制を拡大してゐるのであります。不況を口実にする産業用電気税の非課税措置の固定化、社会保険診療報酬課税の特例措置による医師優遇税制の温存などは、増税なき財政再建の真のねらいがいずこにあるかを明確にいたしてあります。

以上、私は、今改正案に對し、反対の具体的理由を申し上げてまいりましたが、さきのわが党の修正案の提案理由の中でも申し上げましたけれども、この際いゆる農地の宅地並み課税についても申し上げておきたいと存じます。

農地はあくまでも農地課税であることを基本とし、都市農業の新たな振興策と一体となつた課税制度を創設することをわが党は強く求めてまいりました。しかしながら、政府においては、このような視点は全く見当たらぬ、農業追い出し、民間開発業者によるところの宅地供給というすでに破産した土地対策に終始してゐることは、無責任のそしりを免れません。この意味で、都市における農業の今日的意義の再認識と具体的振興策を一方の柱とし、他方、営農を継続する意思のない農民に對して、これを自治体その他公的機関による利用に誘導する土地政策をセットとすべきであります。したがつて、このような政策なき宅地並み課税については反対であることを改めて明らかにいたします。

さらにも、公明、民社、新自由クラブ三党の修正案に對しても、大変りっぱなところもあ

はございませんので、反対をいたします。(拍手)

○中山委員長 大橋敏雄君。

○大橋委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました政府提案の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案並びに日本社会党提出の同修正案に對し、公明党・国民会議及び民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合共同提案の同修正案に賛成する討論を行うものであります。

まず初めに、住民税についてであります。政府の五十七年度の税制改正案によれば、五十六年度と同様、従来よりとられてきた課税最低限の引き上げを行わず、生活保護費の引き上げに伴つて、昨年に引き続き非課税限度額をわずかに引き上げるとごまかし、減税は二年連続して見送られております。国民は、住民税減税の二年見送りと所得税減税における五年見送りとともに、実質増税を強いられるのが実情であります。また、昨年度の景気の停滞を考えたとき、国民の可処分所得の増大を図り、内需の拡大による景気の底上げが不可欠の課題となつております。こうした点から考へて、住民税の課税最低限の引き上げを断行する必要がありますが、政府原案にはこの措置がとられておりません。公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合提出の修正案のように修正すべきであります。これが反対の第一の理由であります。

次に、国、地方間の税源配分についてであります。今日の国、地方の財政構造は、税収では国二、地方一となつてゐるのに対し、歳出面ではこれと全く逆転してあります。自主財源の確保により地方自治体が自主的に行政運営を図ることは、地方自治の本旨に沿ふものであります。また、最近、国民の価値観と住民要求の多様化が進んでおりますが、こうした事態に對処するためにも、自主財源の拡充は不可欠の課題であります。しかしながら、政府案ではこのような行財政改革を行

うとする姿勢がありません。これが反対理由の第二であります。

次に、土地税制についてであります。

土地税制の改正の大きなねらいは、言うまでもなく宅地供給であります。しかし、三大都市圏の特定市街化区域の農地の宅地並み課税について、政府案では十年間営農を継続する人に對し、五年間との見直しを行うこととして一般農地並み課税としております。しかし、政府案は、十年間の期限というものの実質的には五年間の営農を義務づけるだけであり、これでは宅地供給という本来の目的が達成できないと考へるものであります。これが反対の第三の理由であります。

次に、租税特別措置等の問題についてであります。

国の経済政策のために地方税は各種の減免措置がとられてゐるとともに、国の租税特別措置等によつて国税を減免した場合、地方税もその影響を受け、減収する仕組みになつております。しかし、このような制度は、税の公平感を欠くことにも、地方自治体の課税自主権を損ねるものであります。したがつて、地方税の減免措置の見直しを行うとともに、国の租税特別措置等による地方税の減収を遮断すべきであります。これらの措置がとられておりません。これが反対の第四の理由であります。

なお、日本社会党提出の修正案についてであります。減税案につきましてもは考へを同じくするものであります。その他の点について検討を要する点が少なくなく、この際反対を表明いたすものであります。

以上申し上げて、私の討論といたします。(拍手)

○中山委員長 青山丘君。

○青山委員 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま政府より提案されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案に對し、日本社会党提案の同法修正案に對し、公明党・国民会議、

民社党・国民連合並びに新自由クラブ・民主連合提案の同法修正案に賛成の立場から討論を行うものであります。

御承知のように、現下の日本経済は、オイルショック以来厳しい低成長が続いており、景気の低滞が税収の低迷を招き、財政危機をいよいよ深刻化させるといふ悪循環に陥る危険性をはらんでいるのであります。

特に、最近では、これまでかろうじて景気を支えてきた輸出が伸び悩み、一方で内需が依然として伸び悩んでおり、今後このまま内需が低迷を続けていくというようなことになれば、それに付随してますます不況が深刻になっていくことが予想されるのであります。

一方、すでに御承知のとおり、所得税は昭和五十二年以降、住民税は昭和五十五年以降、それぞれ課税最低限が据え置かれており、所得税では一兆七千億円、住民税では五千億円と、実に二兆二千億円が勤労者にとって実質増税となっており、このため、勤労者の手取り収入である実質可処分所得は五十六年で前年比一割減と、二年連続して減少するという異常な状況が続いているのであります。

われわれ民社党は、このような現状にかんがみ、勤労者家計の赤字を少しでもなくし、勤労者の生活を守るために、当面する景気回復のおくれを打開するため、個人消費を呼び起こす必要がある。個人消費を呼び起こすために不可欠な手段として所得税七千億円、住民税三千億円、合わせて一兆円の減税を断行するよう政府に対して要求してまいりました。

幸いにして所得税については、昭和五十七年度予算成立を待って、衆議院大蔵委員会において減税実施の検討を行うことで自民党と五野党との間で決着を見たのでありますが、住民税に関しては、依然として減税実施の方向性が明確になっていないのであります。

われわれはこの際、所得税とあわせ、三千億円規模の住民税減税を行うよう強く政府に要求する

ものであります。その財源は、すでにわれわれが主張してまいりましたように、その大部分を公務員の高給与の是正等、行政経費の節減によって充てるべきでありましょう。三会派の主張する住民税減税は、圧倒的多数の国民の世論を背景としたものであることを申し添えまして、討論といたします。(拍手)

中山委員長 岩佐恵美君。
岩佐委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に反対、社会党提出の修正案、公明党、民社党、新自連三党共同提出の二修正案に棄権の意見を述べます。

まず、政府案について反対の理由の第一は、地方税における住民負担がますます強化される点です。総理府の家計調査報告によれば、勤労者世帯の家計の実収入は、第一次石油危機以来六年ぶりに実質減少となった昨年とほぼ横ばいでありましたが、可処分所得は実質で一割減となり、昨年に引き続き実質減少となっております。これは実収入の伸び以上に税金や社会保障費などの非消費支出の伸びが大きかったことによるものですが、このような非消費支出の割合は年々増加しており、五十六年には一三・六%にもなっています。こうした勤労者世帯の実態があるからこそ減税を求める声が大々な国民世論となっているのです。

ところが、政府はこうした国民の要求に反し、本年度もまた個人住民税の減税、課税最低限の引き上げを見送っています。減税見送りによる増税は、住民税だけでも七千六百一十億円、納税義務者一人当たり一万七千五百円の負担増になります。住民税の減税見送りは、地方税収に占める個人住民税の割合をますます大きくしています。昭和四十五年度と五十五年度を比較してみると、道府県税に占める個人住民税の割合は二%から一九%へ、市町村税でも二六%から三三%へと、いずれも大きくはね上がっており、この十年間いかに住民負担の強化が図られてきたかがわかります。

本年度限りとされた非課税限度額方式が来年度もまたとられますが、こうした糊塗的なやり方ではなく、低過ぎる課税最低限が問題なので、これを抜本的に引き上げることによって解決すべきであります。

負担の強化は、住民税だけではありません。評価がえに伴う固定資産税、都市計画税の大幅な引き上げが行われます。宅地の場合、基準地の評価額の上昇の平均が前回の一・一倍を上回る一・二四倍でありますから、全国の評価額の上昇の平均は、前回の一・一九倍を大きく上回ることには確実です。こうした評価額の上昇が、固定資産税や都市計画税の引き上げに連動する結果、負担調整されても、納税者及び関係者にとっては大きな負担となります。

反対の理由の第二は、住民負担を強化する一方で、大企業、資産家に対する土地税制の緩和が図られているところであります。

市街地調整区域内の土地に対する特別土地保有税に対する課税期限を十年間に限ったことや、土地等の譲渡所得の課税の特例の緩和など、税制改正に当たっての大手不動産業界の要望を履行したものであります。とりわけ特別土地保有税の緩和については、宅地供給につながらず、土地投機の抑制のために緩和には応じないと主張していた自治省が、業界の圧力に屈し、緩和を内容とする改正案を提出した責任は重大であります。

第三は、農地の宅地並み課税の拡大強化がされていることです。

都市農業は、新鮮な野菜や緑を都市住民に保障するだけではなく、農地の空間が災害対策避難場所や火災の延焼を防ぐ空間として防災上も、都市計画上も重要な役割を果たしているものであります。こうしたことを無視して、しかも税法上問題があるみなし課税で農地の宅地並み課税を実施することは、都市農業の崩壊だけではなく、災害時における都市住民の生命の安全に大きな危惧を抱かせるものであり、撤廃すべきであります。

第四は、大企業を中心とする優遇税制の温存であります。

物税である法人事業税の所得課税による損金算入問題あるいは巨額の収益を上げている電力会社等に対する償却資産減税として産業用電気非課税等々、年々負担を加重する個人住民税に比べて、これら大企業優遇税制は国民にとって全く納得のいかないものです。国民は重税、大企業には減税という不公平な税制について何ら改善が行われていないものであり、とうてい認められるものではありません。

最後に、社会党修正案については、大筋において賛成できるものであります。一部に認めがたい項目もあり、また、社会党及び三党提案の両修正案とも、減税分の補てん財源が明確にされておらず、地方自治体に新たな負担を強い結果となり、首尾一貫を欠くものであります。したがって、両修正案については棄権をします。

以上で討論を終わります。(拍手)

中山委員長 田島衛君。
田島委員 私は、新自由クラブ・民主連合を代表いたしました。ただいま議題となっております地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、原案及び社会党提出の修正案に反対、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ・民主連合共同提案による二つの修正案に賛成の立場で討論をいたします。

いまや国税、地方税を問わず、納税者の肩にかかる税負担の重みはその限界を超えていると言っても過言ではないと思えます。住民意思の尊重や住民福祉への貢献を絶対要件とするところの地方自治の本旨と、行政サービスに見合う税その他による応分の負担を求められている住民の立場、さらには最小の経費で最大の効果を行政の上に生み出すべきことを明文をもって求められている行政の責任等を考えると、減税こそ住民の強い意思であり、これ以上の実質的増税は住民の福祉にも反するところであると考えます。しかも、行政の姿勢、その努力は、残念ながら人事管理、内部努

あり、

物税である法人事業税の所得課税による損金算入問題あるいは巨額の収益を上げている電力会社等に対する償却資産減税として産業用電気非課税等々、年々負担を加重する個人住民税に比べて、これら大企業優遇税制は国民にとって全く納得のいかないものです。国民は重税、大企業には減税という不公平な税制について何ら改善が行われていないものであり、とうてい認められるものではありません。

最後に、社会党修正案については、大筋において賛成できるものであります。一部に認めがたい項目もあり、また、社会党及び三党提案の両修正案とも、減税分の補てん財源が明確にされておらず、地方自治体に新たな負担を強い結果となり、首尾一貫を欠くものであります。したがって、両修正案については棄権をします。

以上で討論を終わります。(拍手)

中山委員長 田島衛君。
田島委員 私は、新自由クラブ・民主連合を代表いたしました。ただいま議題となっております地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、原案及び社会党提出の修正案に反対、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新自由クラブ・民主連合共同提案による二つの修正案に賛成の立場で討論をいたします。

万円に、「一万三千元」を「一万九千五百円」に改める。

第一号中「四百万円」を「七十万円」に改め、同条第九項中「」に改める。

第一条中第三百十四条の二第一項第八号、第四項、第五項、第六項及び第八項の改正規定を次のように改める。

第三百十四条の二第一項第六号中「二十一万円」を「二十三万円」に、「二十三万円」を「二十九万円」に改め、同項第七号中「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第八号中「寡婦」の下に「又は寡夫」を加え、「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第九号中「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第十号中「二十二万円」を「二十五万円」に、「第五項」を「第四項」に、「二十三万円」を「三十三万円」に改め、同項第十一号中「二十二万円」を「二十五万円」に、「第三項及び第五項」を「第四項」に、「二十三万円」を「三十三万円」に改め、同条第二項中「二十二万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に、「同項第十一号及び前項」を「同項第十一号」に、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「寡婦」の下に「寡夫」を加え、「同項に規定する老人扶養親族若しくはその他の」を削り、「第二百九十二条第一項第十一号イ」の下に「又は第十二号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二百九十二条第一項第十二号」を「第二百九十二条第一項第十三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第一条中第三百四十九条の三の改正規定の次に次のように加える。

第四百八十九条第一項第一号を削り、同項第

二号中「銹鉄、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び金地金」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号を削り、同項第九号の二を同項第八号とし、同項第九号の三を同項第九号とし、同項第十三号中「硫酸、」及び「尿素」を削り、同項第十四号中「生石灰(流体燃料焼成法によるものに限る。)」及び「」を削り、同項第二十号中「メタノール、アンモニア」を削り、同項第二十二号を削り、同項第二十二号の二を同項第二十二号とし、同項第二十二号の三中「無水フタル酸」を削り、同号を同項第二十二号の二とし、同項第二十三号中「ピロリン、」ポリアミド繊維及び「、」酸繊維、

「、」酸繊維を削り、「ポリエステル系合成繊維」を「及びポリエステル系合成繊維」に改め、「テレフタル酸(ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。)、アクリルニトリル系合成繊維、アクリルニトリル(アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。))及びポリプロピレン系合成繊維」を削り、同項第二十五号中「ビスコース繊維及び」を削る。

第一条中附則第二十九条の七の改正規定の次に次のように加える。

附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第一条のうち附則第三十一条の三第一項及び同条の次に二条を加える改正規定中「次の二条」を「次の一条」に改める。

第一条のうち附則第三十一条の四を削り、附則第三十一条の五第二項中「附則第三十一条の三」を「前条」に、「附則第三十一条の五」を「附則第三十一条の四」に改め、同条を附則第三十一条の四とする。

附則第一条第一号中「第四百九十条の二第二項」を「第四百八十九条第一項及び第四百九十条

の二第二項並びに附則第三十一条」に、「及び附則第十三条」を「並びに附則第十三条及び第十四条」に改め、同条第四号中「附則第四条第五項及び第八条第五項」を「附則第四条第七項及び第八条第七項」に改める。

附則第四条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 新法第五十二条第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定が適用される場合において準用する場合を含む。))の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第十五條から第二十一條までを一条ずつ繰り下げ、附則第十四條第二項及び第三項を削り、同条を附則第十五條とし、附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二條の次に次の一条を加える。

(電気税に関する経過措置)

第十三條 新法第四百八十九條第一項及び新法附則第三十一條の規定は、昭和五十七年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十七第三項並びに第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、昭和五十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和五十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の十七第一項及び第七十二条の五十第一項の規定は、昭和五十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和五十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

附則第八條第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項

を加える。

4 新法第三百二十二條第一項及び第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一條の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一條の八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。))の申告書に係るもの)に限る。の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(大橋義雄君外二名提出)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(大橋義雄君外二名提出)

昭和五十七年四月八日印刷

昭和五十七年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K